

重点要望

1 持続可能な財政運営について

(要望)

コロナ禍が一応の収束を迎え、経済活動が通常に戻りつつあり、それに伴って本県の税収も増えている。もっとも、昨今の日本経済は、物価上昇が続く中、日銀が金融政策を変更、結果として為替や株価が大きく動くなど、バブル崩壊後の過去30年とは違う動きを見せている。また、中国経済の不調が一層顕在化するなど、好調な税収を支えてきた本県の経済環境に変化が見られつつある。

一方で、人口減少が進む中、隣接する東京都は、潤沢な財源を背景に、独自の子育て施策を大幅に拡充しており、本県を含む近隣団体との格差は拡大する一方である。

上記を踏まえ、以下2点要望する。

(1) 経済動向をしっかりと見極め、持続可能な財政運営に努めるとともに、物価や金利の変動が社会に与える影響に留意し、施策のスクラップ&ビルドを不断に行い、必要な施策には着実に対応すること。

(回答)

今後の財政運営にあたっては、県税収入の動向をしっかりと注視するとともに、国庫補助金など、歳入の確保に最大限努めていきます。

また、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するほか、デジタル技術や民間活力を積極的に活用することなどにより、行政サービスを継続的に提供できるよう取り組んでまいります。

(要望)

(2) 財源の目途がないまま東京都の独自施策に追随すると、持続可能な財政運営は不可能となるが、人口減少は喫緊の課題であることから、地域間格差がこれ以上拡大しないよう、国に対し、子育て施策の全国制度化や、偏在性の少ない安定した地方税体系の構築を要望すること。

(回答)

居住する地域にとらわれないこども施策の実現に向けて、自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講ずるよう、引き続き国へ要望してまいります。

また、消費税と地方消費税の配分見直しなどによる国から地方への一層の税源移譲を行うことや地方自治体間の税収偏在の是正措置を講ずることにより、安定性が高く、偏在の少ない地方税財源の充実強化を実現するよう引き続き国へ要望してまいります。

2 県政ヘリコプターの活用について

(要望)

本県は平成23年までヘリコプターを所有していたが、財政上の理由などから県独自の所有をやめ、横浜市・川崎市と「消防防災ヘリコプターの出動等に関する協定」を締結し、市町村からの応援要請に基づいて、横浜市・川崎市がそれぞれ所有するヘリコプターの出動を要請することで、県内での事案に対応している。

令和6年6月の我が会派の代表質問において、改めて、新たに策定する地震防災戦略に、県が消防防災ヘリコプターを所有することを位置づけるよう求めたところ、知事からは検討する、と一定の前向きな答弁があった。

一方で、昨今のドローン技術の進展により、これまでヘリコプターが担ってきた役割の一部を無人機によって、代替えることも可能であると仄聞する。また、導入する場合には、その必要性をしっかりと説明することが求められる。

県は、南海トラフ地震の発生が迫る状況も勘案し、防災減災に向けた取組の一つとして、改めてその運用方法や財政負担等のあらゆるケースを想定した検討を進め、速やかにヘリコプターを所有すること。

(回答)

防災ヘリコプターの導入にあたっては、駐機場所の確保など様々な課題があります。また、防災ヘリコプターは災害対応用の特別の仕様となり、発注から納品まで最短でも2年間を要します。

そこで県は、本格的な導入までの暫定的な対応として、民間航空会社のヘリコプターをチャーターし、早期の導入を図りたいと考えています。

民間のヘリコプターの場合、対応できる防災業務は限られますが、災害時に遅滞なく情報収集し、人員輸送などを行う体制を確保するとともに、ドローンも含めた運用方法など、様々な課題について検討を進め、本格導入に繋げていきます。

3 観光客の災害対策の策定について

(要望)

令和5年度神奈川県観光客実態調査によると、県全体では、国内観光客が「日帰り」は83.6%、「宿泊」は16.4%と、「日帰り」が多数となっている。また、外国人観光客は、「日帰り」が51.9%、「宿泊」が48.1%となっている。このような状況下にあつて、本県では、大規模地震等の災害発生時に、公共交通機関の停止や道路の通行規制などにより、観光客等が帰宅困難者となった際の対策が不足している。先進市の京都モデルの帰宅困難者対策等を参考に、観光客等を含めた災害対策を策定をすること。

(回答)

県は、これまで、市町村と、観光危機管理に関する先進事例等の情報共有を図ってきました。

自然災害は、県内各地の地理的条件によってもリスクが異なることから、地域の状況に応じた観光客の避難対策を検討することが重要です。

そこで、県では、人口密集地域特有のリスクや沿岸部の津波のリスクなど、県内の地域特性に応じた課題を洗い出し、観光危機管理の専門家の協力を得て対策を研究してまいります。

そして、外国人や観光客を含む帰宅困難者対策については、帰宅困難者用一時滞在施設の指定や運営など、市町村等と連携して取り組むとともに、関係局等で連携して発災時の情報発信に努めてまいります。

さらに、鉄道事業者などの交通事業者や市町村等で構成するライフライン協議会などで、関係機関と情報共有や課題の検討に努めてまいります。

また、現在、見直しを行っている地震被害想定では、観光客を含めた帰宅困難者の推計を予定しており、その結果を市町村や関係機関と共有してまいります。

4 有機フッ素化合物について

(要望)

国内各地の河川や水道水から高い濃度の検出が相次ぎ、有害性が指摘されている有機フッ素化合物「PFAS」の一部であるPFOS、PFOAについて、WHO傘下の国際がん研究機関が発がん性の評価の引き上げを公表したところであり、県民に不安が広がっている。

水質汚濁防止法に基づき実施する調査の結果は、県の見解および考察を含めて速やかに情報提供するとともに、WHO等の国際的な議論を踏まえ、国内基準値の見直しについても国に積極的に働きかけること。

また、県の調査計画を補完する目的で実施する市の調査に対し、国、県による補助制度を創設する等、財政措置を講じること。

(回答)

水質汚濁防止法に基づき県が実施するPFASの水質調査については、県民の関心の高まりを受け、結果がまとまり次第、速やかに公表しています。今後も、県民の関心や不安に応えられるよう、積極的な情報提供・情報発信に努めてまいります。

国内基準値の見直しについては、令和6年6月25日に内閣府食品安全委員会が開催され、最新の知見に基づき、PFOS等の有害性評価が審議されました。この評価結果等を踏まえ、環境省の専門家会議がPFOS等の取扱いを検討しています。県では、引き続き国の動向を注視していきます。

県の調査計画を補完する目的で実施する市の調査に対する財政措置については、県内における検出状況や、国が設置する総合戦略検討専門家会議での検討状況等を注視し、国への要望を含め、その必要性を検討してまいります。

5 共生社会の実現に向けた取組について

(要望)

県立津久井やまゆり園で発生した事件を教訓として、二度と同じ間違いを繰り返さないよう、県行政一丸となって横断的に取組を推進すること。

また、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の精神を具現化するために、具体的かつ意欲的に障がい福祉を拡充すること。

さらに、誰もが暮らしやすい神奈川の実現に向けて、「子ども・女性・障がい者・高齢者・疾病・同和・外国籍県民・貧困・犯罪被害者・北朝鮮拉致問題・性的マイノリティ・インターネットによる人権侵害」等、県の人権施策を進めること。

(回答)

県では令和6年3月に、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」を策定しました。この計画に基づき、条例の理念の具現化を図ることにより、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指しています。

さらに、人権がすべての人に保障される地域社会の実現をめざして、普及啓発や相談支援体制の構築、研修の実施など、かながわ人権施策推進指針の基本理念にのっとり、各分野の個別法令や県の総合計画、個別計画等を踏まえて取組を進めてまいります。

6 カスタマーハラスメント対策について

(要望)

カスタマーハラスメントが社会問題となっているが、法的な定義付けがなく、対応も難しい状況である。本県では労働相談として対応されているが、相談窓口の周知が不足しているためか、相談件数は民間調査の結果とかけ離れ極端に少ない状況であり、早急な改善や対応が求められる。専門相談窓口の設置の検討や、本県でのカスタマーハラスメントの実態調査と分析を行うこと。

また、カスタマーハラスメントに対して、対策を打ち出す大手の企業も増えてきた一方で、中小企業については対応に手が回らないといった声も聞くところである。国の法整備を待つことなく、県が今できることとして、事業主も労働相談窓口で相談ができることや、対策のための具体例をホームページで分かりやすく周知を行う等、早急にカスタマーハラスメント対策に取り組むこと。

(回答)

本県におけるカスタマーハラスメント(カスハラ)の相談については、労働相談窓口で対応しており、カスハラ被害に対して事業主が対応しないことや、カスハラに起因して解雇されたなどの相談について助言を行っています。県としても現状を把握していくため、連合神奈川及び産別組合であるUAゼンセンにヒアリングを行いました。その中で、「具体的にどのような業種でカスハラが多いのか」「企業がカスハラ対策を講ずるにあたっての課題」などについて意見交換を行いました。

また、県では労働相談において、労働者だけでなく事業主側からの相談も受け付けていま

す。令和6年7月に県のカスハラ対策のページを更新し、事業主も労働相談窓口で相談ができることを明記するとともに、国のマニュアルをもとに、企業ができるカスハラへの具体的な対策についても記載しました。

加えて、現在県では、県庁職員向けのカスハラへの対策方針を検討中であり、今後これを公表する際には、企業や民間団体とも連携しながら、県内のカスハラ防止の普及啓発に取り組むことを検討しています。こうしたことにより、県内でのカスハラ防止に取り組んでまいります。

7 建設資材高騰対策について

(要望)

燃料価格の上昇や円安などに伴う物価高は、これまで以上に建設資材の価格に大きく影響を及ぼしている。

事業者が資材高騰対策としてスライド条項を活用できるよう引き続き適切な対応を図るとともに、工期の柔軟な見直しや適切な発注・工程管理に努め、県発注工事に関しては、資材高騰の影響が下請け、孫請け、ひいてはそこで働く労務者の賃金にしわ寄せが及ばないよう人材不足にも鑑みた現状把握に努めること。

(回答)

スライド制度の活用を促すため、制度を案内するチラシを作成し、監督員との調整の中や契約締結時に契約担当者などから周知をしているところですが、引き続き対応します。

令和4年10月から、物価資料に基づくすべての資材単価について毎月改定を行っており、最新の市場価格を予定価格に反映しています。

また、資材の入手難等、受注者の責によらない工期延期については、受発注者の協議により柔軟に対応してまいります。

8 ともに生きる社会かながわを実現する教育の推進について

(要望)

本県においては「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念に則り、教育を受ける一人ひとりが多様性を認め合い、誰一人取り残さない体制を構築するため、インクルーシブ教育を推進する必要がある。

児童・生徒一人ひとりに対応する教育をさらに推進するため、教育相談コーディネーターの専任化、特別支援教育支援員、発達障がい詳しい臨床心理士、介助員、通級指導教室の県費指導教員の増員などの人的整備に係る財政措置の充実を図ること。

また、肢体不自由・医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校に対しては、県独自の財政措置を講じてでも、早期に課題解決に向けて取り組みを強化すること。

さらに、共生社会の実現に向け、全ての子どもたちが同じ場で共に学び共に育つことを目指したフルインクルーシブ教育の実現に向け、様々な立場の方々の意見を聞き研究を進め

ること。

(回答)

県教育委員会では、専任の教育相談コーディネーターを配置するための定数改善について、これまでも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいります。

特別支援教育支援員については、国が地方財政措置を実施しているところですが、国の補助事業とし、市町村の負担を軽減すること、心理の専門家であるスクールカウンセラーについては、義務標準法において算定の対象とすること等を、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して、要望してまいります。

通級指導教育に対応する教員の配置については、いわゆる義務標準法に規定があり、法改正により基礎定数化が進んでいるところですが、対象児童生徒が少数在籍する学校においても状況に応じて加配定数を確保することができるよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて要望しています。

また、小中学校における特別支援教育コーディネーターに係る教職員定数の改善についても、引き続き、国に要望してまいります。

高等学校においては、地方財政措置により毎年度加配定数措置がされています。県単独事業による更なる教員配置を行うことは、本県の限られた財源の中では困難ですが、障がいのある生徒も十分に教育を受けられるよう、必要に応じて介助員の配置や施設設備の改善等の支援を実施しています。

障がいのある生徒の入学に際しては、共に学ぶために必要な環境整備や支援のあり方を学校、生徒及び保護者が話し合う中で、よりよい高校生活を送るための体制づくりを進めてまいります。

肢体不自由、医療的ケアの必要な児童・生徒に対する取組については、県立特別支援学校において、医療的ケア児通学支援事業を実施しています。令和7年度については、看護師や車両の確保数の状況を踏まえた予算の措置を講ずることとしました。また、高度化・複雑化している医療的ケアに対応できるよう、看護師を増員配置しており、令和7年度も引き続き増員配置のための予算の措置を講ずることとしました。

さらに、県教育委員会では、インクルーシブ教育推進フォーラム(年2回)の開催を通じて、広く県民への理念の普及拡大に努めてまいります。また、「フルインクルーシブ教育推進市町村」として指定した海老名市とともに、年間を通して「対話の場」を実施するなど、県民や当事者団体、教職員など様々な立場の方々から御意見をいただき、インクルーシブ教育の更なる推進に係る研究を進めてまいります。

常任委員会別要望 総務政策常任委員会

1 日米地位協定改定等の米軍基地問題について

(要望)

県内米軍基地の整理・縮小・早期返還、日米地位協定の見直し、厚木基地における航空機騒音の解消など、基地を抱える本県では喫緊の課題が山積している。とりわけ、令和3年12月末から翌令和4年1月頃に疑われた、いわゆる「米軍基地内からのオミクロン株の染み出し」や、令和4年に発生した「PFOS等の流出」、さらには本年8月に発生した「米軍ヘリコプターの海老名市の田んぼへの不時着」などによって、県民は大きな不安を抱えることになった。

世界各地で紛争が勃発し、日本の安全保障は厳しさを増す中、日米同盟を基軸とした外交安全保障体制の維持・強化が望まれる一方、地域に暮らす住民の不安解消に向けて、以下2点要望する。

(1) 引き続き、渉外知事会等を通じて、日米地位協定の改定に向けた取組を行うこと。

(回答)

県は、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」を通じて、米軍基地の整理・縮小・早期返還、国内法令の適用を含む日米地位協定の改定等を国に求めており、引き続き働きかけてまいります。

(要望)

(2) 現在の日米地位協定によって抱える自治体の課題を整理し、国民世論の啓発に取り組むこと。

(回答)

県は、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」が作成している米軍基地問題に関するパンフレットやホームページを通じて、日米地位協定の改定に向けた広報を行っています。今後も関係自治体と連携し、世論の啓発に取り組んでいきます。

2 税収の偏在是正について

(要望)

東京都は令和4年度の決算ベースで、一般財源を経常的経費と投資的経費に充当した上で、なお、6,431億円、一般財源全体の14%もの余剰財源が出ているが、神奈川県は、一般財源だけでは経常的経費と投資的経費を賄えず、超過課税により何とか不足を埋めている状況であり大きな格差が生じている。東京都におけるこうした多額の余剰財源は単なる個人給付などに使われ、それが周辺地域との経済的負担の差を拡大させており、それを許している現状の税財政制度を抜本的に改善する必要がある。

国レベルの最優先課題である子育て施策は全国一律での実施を国に強く求めていくと同時に、その財源となる税財政制度の改善を求めていく趣旨のもと、県は埼玉・千葉各県とともに、政策面と財政面の二本柱で国に申入れを行っているが、居住する地域にとられない子ども施策が仮に実現したとしても、税収の偏在が解決しない限り、余剰財源を使った更なる行政サービスの地域間格差が生じかねない。県は、税収偏在の解決に向けて粘り強く行動すること。

(回答)

行政サービスの地域間格差を是正するため、地方自治体間の税収偏在の是正措置を講ずるよう引き続き国へ要望してまいります。

3 特別自治市構想について

(要望)

県内三政令指定都市は、特別自治市構想に向けた様々なPR活動を行っている。これに対し、県も「特別自治市構想に対する神奈川県の見解パンフレット」を作成するなどしているが、対応の不十分さは否めない。

特別自治市構想は、政令指定都市の住民だけでなく、県内住民に大きな影響を与えることから、知事と三政令指定都市長のみで議論することなく、県内自治体の長や県民全体に働きかけ、幅広い議論を行うこと。

(回答)

特別自治市構想については、県の総合調整機能に支障が生じるほか、県内全域で現行水準の行政サービスが提供できなくなるなど、その他市町村の行政運営や県民生活に大きな影響が及ぶことが懸念されます。

そのため、この構想に関し、3政令市との間で協議していくにあたっては、他の市町村も参加し、議論できるよう調整してまいります。

4 市町村のデジタル化支援について

(要望)

令和3年度に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が施行、令和4年度に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が閣議決定された。この方針において、各地方自治体は令和7年度末までに標準準拠システムへ移行すること等が定められ、そのために「デジタル基盤改革支援基金」が創設された。しかし、標準化対象業務に直接は当たらないが標準化に伴い発生する費用は多額になることが想定される。また、令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することが困難なシステムについての補助金の扱い等が全く示されていない。

標準準拠システムへの安定的かつ円滑な移行を図るため、以下2点要望する。

(1) 地方公共団体の情報システムの標準化に伴い発生する費用について、実態を把握する

とともに、自治体に財政負担が生じることのないよう国に働きかけること。

(回答)

標準準拠システムへの円滑な移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、相当数の地方公共団体において、補助基準上限額の大幅な超過が見込まれることから、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直し、交付対象の拡大等により、必要額を確実に措置するよう、県として国に要望するとともに、全国知事会を通じても国へ働きかけています。

(要望)

(2) 令和8年度以降に標準準拠システムへの移行を行う場合であっても、財政支援の対象外とせず、令和7年度末までに移行を完了した場合と同様の財政支援を国に働きかけること。

(回答)

令和6年9月に県から総務省に対して、自治体情報システムの標準化に関する移行経費についての要望書を提出し、特に、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行が困難になったシステムに係る令和8年度以降の経費について、確実な支援を行うことを要望しております。

5 ふるさと納税への対応について

(要望)

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体を自由に選択して寄付できる制度であるが、人気の返礼品を有する自治体に寄付が集中するなど、本来の制度目的が希薄になっている。また、ふるさと納税による自治体の減収額の75%は国が地方交付税で補填する仕組みとなっているが、地方交付税の不交付団体である自治体にはその補填がないため、県内市町村の複数の不交付団体からは是正の声が寄せられている。

このように歪みが目立つふるさと納税について、本来の制度趣旨に沿ったものとなるよう制度設計についての抜本的な見直しと、自治体への減収補填の見直しを、国に強く求めること。

(回答)

全国的に返礼品目的の寄附が主流になってしまっていることが要因の1つとなり、本県におけるふるさと納税の減収影響は、年々増加し、財政に与える影響は無視できないものとなっています。

現状の制度では、高所得者ほど税額控除の上限が高く、より高額な返礼品を受け取ることができる仕組みとなっており、これが返礼品目的の寄附を助長する要因となっています。

このため、本県と同じように減収影響が大きくなっている九都県市とともに、税額控除に上限を設け、返礼品競争を防止するなど、制度の見直しを国に要望しています。

県としては、引き続き、ふるさと納税制度を、生まれ育ったふるさとや、応援したい自治

体に寄附を行うという、本来の趣旨に沿ったものとするよう、国に働きかけを行ってまいります。

6 物価高騰に伴う財政支援等について

(要望)

長期化するウクライナとロシアとの紛争や円安等から、エネルギー価格やその他の物価が高騰している。県は、国からの財源を活用した、あるいは、県独自の物価高対策を実施しているが、引き続き、業種の実情に応じて、公正公平で機敏な財政支援を行うこと。

(回答)

現在も物価高騰により厳しい状況が続いている県民生活や事業活動を守るため、国の交付金を活用した光熱費等の直接的な支援策を令和6年度2月補正予算に計上したところであります。

また、中長期的な視点に立って、中小企業等が物価高騰による経済環境の変化に対応するための支援策についても、令和7年度当初予算に計上したところであり、引き続き、物価高騰対策に着実に取り組んでまいります。

7 地域活性化の取組のさらなる推進について

(要望)

県は、「三浦半島魅力最大化プロジェクト」「県西地域活性化プロジェクト」等により地域活性化に取り組んでいるが、今後ますます高齢化・人口減少・過疎化が予想される中、交流人口や定住人口の増加に努める必要があり、そのためには、各地域間の交流を深め、いわば点を面とする必要がある。

県は、地域の実情を把握・分析の上、それぞれの地域の特性を活かし、地域活性化の取組をさらに推進すること。

(回答)

今後も引き続き、各主体が、プロジェクトに基づく事業を着実に実施することで、地域全体の活性化につなげていくことが重要となりますので、広域的な観点から県が取り組む事業については、地域の実情を把握してその特性を活かすため、地元市町はもちろん、団体や企業の皆様と連携し、効果的な事業実施に努めてまいります。

8 公契約条例の制定について

(要望)

県の公契約条例に関する協議会は、まとめとして最近の賃金や請負・契約の動向を踏まえ、「2024年問題などへの対応の結果や影響が明らかになった段階で、公契約のあり方について検討する。」とした。

しかし、公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保など

ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進する重要な取組である。

県は、公契約条例の必要性を検討するために、引き続き賃金実態調査の継続とデータの蓄積を行うこと。

（回答）

令和6年5月の「公契約に関する協議会」からの報告書では、県が今後、公契約のあり方について検討するにあたり今後も取り組むべき課題の1つとして、「賃金実態調査の継続とデータの蓄積」が指摘されており、県は、この課題への取組を引き続き進めてまいります。

防災警察常任委員会

1 個別避難計画作成経費の補助について

（要望）

令和3年5月に施行された「災害対策基本法を一部改正する法律」では、災害時に自力で避難することが困難な、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制を強化するため、市町村による個別避難計画の策定が努力義務とされた。

しかし、当該要支援者の個別避難計画作成を効率的かつ継続的・安定的に進めていくためには、福祉専門職等の参画が必須であり、計画作成や更新に係る報酬等、計画作成経費に対する直接かつ継続した財源確保が大きな課題である。

個別避難計画作成経費（介護支援専門職や福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費）については、交付税措置が講じられているが、策定後も計画の実効性を担保するために、計画の更新などにより事務経費が発生することが予想される。

県は、事業の安定・継続のために、直接補助による財政支援を国に要望すること。

（回答）

個別避難計画の作成については、国において、福祉専門職の参画に係る報酬や事務経費等について地方交付税措置がなされているほか、モデル事業の実施や、計画の作成等に携わった経験のある自治体職員をサポーターとして派遣するピアサポート事業等の作成支援が実施されています。

県も、国のモデル事業を活用し、「個別避難計画作成標準業務手順書（神奈川県版Step）」を作成して、各市町村に提供したところです。

また、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対して支援しており、避難行動要支援者の避難支援体制整備事業については、個別避難計画作成に係る費用も補助対象となっています。

さらに、個別避難計画の策定への福祉専門職の参画やそれに対する財政支援については、全国知事会を通じて国に要請しています。

県では、内閣府及び消防庁の調査「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係

る取組状況の調査について」を活用し、各自治体の状況を把握の上、内閣府が開催する「都道府県個別避難計画推進会議」を通じて、個別避難計画の作成事業に必要な財源の確保と技術的支援の提供を国に働きかけてまいります。

2 防災に関する基本的な考え方について

(要望)

本県内には外国につながるのある県民をはじめ、社会的少数者が在住・在勤している。本年発生した能登半島地震の経験を踏まえ、地域防災計画の更新及び防災訓練や避難所の運営などの実施にあたっては、その意思決定の場を社会の縮図にすることが極めて重要である。

女性をはじめ若者、障がい当事者や性的マイノリティの支援団体、移住外国人など、被災時に弱者となりやすい立場の当事者やその支援者等を加え、多様な立場からの意見を取り入れることが必要であると考えます。

今後はより一層きめ細やか、かつ、柔軟に対応できる防災体制づくりを目指すこと。

(回答)

県では、様々な立場の県民目線から、新たな地震防災戦略の検討を進めており、障がい当事者や関係団体へのヒアリングを行い、意見の反映に努めているところです。

また、地域防災計画や地震防災戦略を策定する「神奈川県防災会議」には、女性や外国籍県民の関係団体や社会福祉協議会、自主防災組織の代表者などが構成員となっており、戦略や計画の改定にあたっては、丁寧に調整を行い、意見の反映に努めてまいります。

さらに、市町村の避難所運営の参考となる県の避難所マニュアル策定指針には、避難所運営に女性や要配慮者が参画することや、避難所運営にあたっての要配慮者等への配慮事項などを盛り込んでおり、今後も、内容の充実に努めてまいります。

3 富士山噴火対策の充実について

(要望)

令和5年3月に改定された富士山火山避難基本計画では、住民の暮らしを守り、地域社会を継続させるため、安全が確保できる場合に限り、隣接市町村への避難も採用されている。同じく令和5年3月に策定された神奈川県富士山火山広域避難指針では、災害対策基本法に基づき、避難を必要とする市町があらかじめ隣接市町または県内外の自治体と避難者の受入について調整・協議を行うことが望ましいとしており、広域避難に係る協議及び避難先の確保は、基本的に市町が行うこととしている。

しかしながら、隣接する複数の自治体が被災する可能性がある火山災害の場合、自治体が個別に広域避難に係る事前協議や避難先の確保をすることは困難である。

山梨県では、令和4年5月に県と県内市町村との間で、災害時の広域避難に関する協定が締結されたことから、以下2点要望する。

(1) 神奈川県においても、平成24年に締結した「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を活用・見直し、県の主導による避難先の調整及び広域避難に係る支援体制の構築など、引き続き早急に対応すること。

(回答)

富士山噴火に係る広域避難については、令和5年3月に、静岡、山梨、神奈川の3県による「富士山火山防災対策協議会」が定めた「富士山火山避難基本計画」に基づき、「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定しました。同指針において、市町村が実施する広域避難が円滑にいくよう、県が避難先地域の選定や調整のほか、広域避難に係る総合調整を行う役割を明示しています。

引き続き、「神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議」における「溶岩流ワーキンググループ」や全市町村が参加する「広域避難研究会」を通じ、市町村の皆様と協議しながら、広域避難先の調整や広域避難に係る支援体制の充実について、努めてまいります。

(要望)

(2) 神奈川県富士山火山広域避難指針では、降灰についての対応が整理されていないため、降灰対策についても検討すること。

(回答)

富士山噴火時の降灰への備えについては、有識者等で構成する「首都圏における広域降灰対策検討会」の検討を踏まえ、国が令和6年度中に降灰対策の指針を示す予定であることから、その結果を踏まえ、関係機関と連携し、必要な対応策を検討し、県指針に反映していきたいと考えています。

4 防災意識の普及・啓発及び防災力強化について

(要望)

昨今、甚大な被害をもたらした能登半島地震をはじめ、全国各地で線状降水帯による豪雨、河川の氾濫、土砂崩れなどの被害が発生している。また、直近では南海トラフ地震臨時情報が発表され、災害に対する準備並びに防災意識の普及・啓発は喫緊の課題である。

今年度の議会では、台湾地震でも大きな役割を果たした簡易テントを備蓄する費用を計上し、災害対応力強化に向けた取組を実施していることは理解するが、県民や帰宅困難者の全てを賄いきることは非常に困難である。

一人ひとりの防災意識を向上させることが重要であることから、以下3点要望する。

(1) 県防災センターの活用や様々な機会を捉え、さらに防災意識の普及・啓発を図り、県の防災備蓄品の数量を示し、県民が備蓄すべき物資等を取りまとめ、東京備蓄ナビなどを参考にしながら広報を行うこと。

(回答)

県の防災に関する意識啓発の拠点である県総合防災センターの防災情報・体験フロアで

は、防災に関する各種展示のほか、様々な映像を通じて防災が学べるシアターや、地震の揺れをリアルな映像と共に体験できる地震体験コーナーなど、災害を疑似体験できる施設のほか、令和5年度に、津波や土砂災害、洪水からの避難を3Dの映像で体験できるVRコーナーを設置するなど、機能の強化を図っています。

このほか、家庭における備蓄や非常持ち出し品など、日ごろの備えを学べる地震防砂チェックシートの活用や、令和6年6月からは、スマートフォンで災害への備えや避難のポイントを確認できる「かながわ防災パーソナルサポート」の運用を開始したところであり、今後、さらに機能強化を図る予定です。

さらに、現在、地震被害想定の見直しの一環で検討している「県民シナリオ」を基に、被害想定の内容など、県民一人ひとりが関心のある情報を検索できる「私の被害想定」の開発にも取り組みたいと考えており、防災に関する普及啓発の強化に努めてまいります。

なお、県では、毎年、防災備蓄品の数量調査を行い、一覧として公表しています。

(要望)

(2) 市町村地域防災力強化事業費補助金の補助対象項目に「帰宅困難者対策事業」を追加、または、各種補助メニューのうち、帰宅困難者対策(域外住民対策)のものについては補助率を3分の2へ拡大すること。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」において、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対して支援しており、「帰宅困難者・観光客用の避難施設の整備、避難施設の資機材・備蓄食料の整備」に係る取組についても補助対象としております。

補助制度の拡充も含めたさらなる支援策については、地域には様々なニーズがあることから、限られた財源の中で、どのような支援が効果的なのか、市町村の御意見を伺いながら、引き続き、検討してまいります。

(要望)

(3) 県有施設等における帰宅困難者受入環境の整備を検討すること。

(回答)

県では、帰宅困難者用一時滞在施設の指定や運営など、市町村等と連携して取り組み、帰宅困難者受入環境の整備に取り組んでいます。

5 市町村消防の広域化、連携及び協力について

(要望)

近年では、人口減少・高齢化の進展に伴う救急需要の高まり、大規模災害の激甚化・頻発化が大きな問題となっている。こうした社会環境の変化に的確に対応するため、総務省消防庁では、市町村消防の広域化、連携及び協力を推奨している。

消防の広域化には、初動体制の強化及び迅速な出動、人員配置の効率化による現場活動要員の増強、資機材の効率化による財政的負担軽減などが言われており、そのスケールメリットを活かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図ることができる。また、県内で消防機能の広域化に取り組んでいる自治体も存在し、一定の成果があったと捉えている。

本県は、三政令市から町村までである広域自治体であるが、必要とされる自治体間を結びつけることで、上記のようなメリットを享受できる。

そこで、以下2点要望する。

(1) 広域自治体である本県は、市町村消防の広域化、連携及び協力を支援し、深化させていくこと。

(回答)

県では、消防組織法の改正を受け、平成20年に「神奈川県消防広域化推進計画（以下「計画」という。）」を定め、この計画で政令市域を除く県域を5つの地区に分け、消防の広域化や消防指令業務の共同運用を推進しております。法に基づく消防の広域化は、市町村の自主的な取組を前提としているため、計画の5つの地区の設定にあたっては、市町村の意向や地域における消防の連携の実態などを踏まえて設定しております。

この計画に基づき、県は、広域化に係る課題の解決に向けた調整や広域化を促進する補助制度の創設などを通じて、市町村の自主的な広域化への取組を支援しており、すでにこの計画の枠組みの中で、4つの組合せでの広域化、3つの消防指令業務の共同運用が実現しております。

県としては、引き続き、この計画に基づく広域化、消防指令業務の共同運用の促進を図ってまいります。

(要望)

(2) 消防指令センターの共同運用は、全国的にも広まりつつある施策である。県内でも先行している自治体もあるが、希望する自治体が参加できるように、全県一元的な枠組みについて検討すること。

(回答)

消防指令センターの共同運用については、平成29年4月1日付消防消第59号「消防の連携・協力の推進について」において、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」を推進する「市町村の連携・協力に関する基本的な指針」が示されております。

県では、この指針に基づき、神奈川県消防広域化推進計画において、消防の広域化に係る取組及び消防の連携・協力に係る取組を支援しており、すでにこの計画の枠組みの中で、4つの組合せでの広域化、3つの消防指令業務の共同運用が実現しております。

県としては、引き続き、この計画に基づく広域化、消防指令業務の共同運用の促進を図ってまいります。

6 特殊詐欺及び消費者被害撲滅に向けた取組について

(要望)

特殊詐欺については、県警察や県くらし安全防災局等をはじめとする取組により、被害防止に一定の成果は出ているものの、未だに多くの被害が発生している。

昨今では、手口が巧妙化し、詐欺とまではいえない、あるいは、詐欺とは気が付かないような消費者トラブルも無視できないようになってきており、その代表例が、不要品を買い取る等の電話から始まる、訪問購入や屋根工事の点検商法だと考える。こうした被害を撲滅するために、引き続き更なる対策強化に向けて、以下2点要望する。

(1) 県警察・くらし安全防災局は、被害者を一人でも減らすべく、引き続きあらゆる選択肢を視野に入れた撲滅対策を行うこと。

(回答)

県は、高齢者本人だけでなく、家族等の周囲の方も一体となって被害を防いでいただけるよう、若者の犯罪への加担防止も含め、幅広い世代を対象とした特殊詐欺被害防止のための広報啓発事業を、関係機関・団体と連携し、推進してまいりました。

引き続き関係機関等と連携し、県ホームページやX(旧Twitter)を活用した特殊詐欺被害防止の注意喚起や情報提供をはじめ、様々な媒体での広報啓発を推進するなど、被害防止対策の取組を積極的に推進してまいります。

また、悪質な点検商法に対しては、被害の未然防止・拡大防止を図るため、ホームページや毎月発行する「かながわ消費生活注意・警戒情報」などで、繰り返し注意喚起を行ってきたほか、典型的な勧誘トークや、対処方法を記載したチラシを新たに作成し、市町村や自治会等を通じて直接、消費者に配布しました。

特に屋根工事の点検商法に関しては、住宅リフォーム関連の事業者団体と共同して啓発チラシを作成し、団体を通じて消費者へ配布するなど、多面的な注意喚起を図っています。

加えて、不当な取引行為を行う訪問購入事業者や屋根工事の事業者に対しては、今後も法令に基づき、厳正な指導・処分を実施してまいります。

県警察としては、あらゆる機会を通じて、高齢者だけでなく、子供・孫世代に対しても、注意喚起を実施するほか、関係機関・団体と連携し、官民一体となった特殊詐欺撲滅対策を推進してまいります。

また、訪問購入や点検商法等の特定商取引等事犯に対しては、関係機関・団体と連携した被害の実態に係る情報収集、被害の状況に応じた注意喚起等に努めるほか、消費者の要望に応じた効果的な取締りを推進してまいります。

(要望)

(2) 県警察は、法と秩序を守るために、悪質犯においては厳正に対処すること。

(回答)

県警察としては、特殊詐欺事犯については、上位被疑者への捜査による犯罪グループの壊滅や犯罪収益の剥奪、犯行に関与した者に対する組織犯罪処罰法の積極的適用による重罰化の実現等、多角的な視点から犯罪グループの弱体化・壊滅に向けた各種検挙対策を推進してまいります。

また、訪問購入や点検商法等の特定商取引等事犯については、各種警察活動を通じて、事件化に向けた端緒情報の収集を図り、積極的な取締りを推進するとともに、没収、追徴等による犯罪収益の剥奪を見据えた捜査を強力に推進してまいります。

7 警察官の熱中症対策について

(要望)

近年の酷暑は言うまでもなく、今年も暑い日々が続いたことは記憶に新しい。そのような中、地域の安心・安全を守る警察官は、屋外での活動が長い場合があり、警察官の熱中症対策は喫緊の課題である。県警察では、警察官の暑熱対策として、空調ベストやサングラスの着用など進めてきた。

地域の安心・安全を守る警察官が、引き続きその力を存分に発揮できるように、警察官の暑熱対策をさらに進めること。

また、職務で使用する備品については、職員の私費で賄うのではなく、必要な予算を計上すること。

(回答)

現在行っている暑熱対策を継続させながら、一層研究を重ね、全警察職員が猛暑の中で活動できる装備品の充実に努めてまいります。

また、真に必要となる暑熱対策用品について、地域警察官の意見を取り入れながら、効果を検証し、予算措置を検討してまいります。

8 横断歩道補修予算の引き続きの確保について

(要望)

県は、「消えかけ白線ゼロ」を目標にここ数年間は予算を増額して対応していることは承知している。しかし、県民に消えかけ白線が減少したと思ってもらえるほどの効果はまだ出ていないのが現状である。

自治体からは、「県での対応が困難であるが緊急を要する修繕については、県と協議の上で市町村が対応することで迅速な対応が可能となると考えられる。」等の声があることも事実である。

こうした自治体からの声も受け止め、引き続き十分な予算を確保し、「消えかけ白線ゼロ」を実現していくこと。

(回答)

道路標示の補修については、公安委員会の権限に基づき県警察が実施するものであり、市

町村が補修を実施することができるような制度の創設は困難です。県警察では、必要な予算の確保を図るほか、道路標示の補修については、必要性や緊急性を考慮した上で、優先順位の高い箇所から補修を実施しています。

文化スポーツ観光常任委員会

1 県民ホールについて

(要望)

県の文化芸術の拠点施設として重要な役割を担ってきた県民ホールは、開館から50年近く経過し、施設の老朽化により令和7年3月末をもって休館することとしている。県では、県民ホールの今後のあり方の検討資料とするため、令和5年度に情報の収集・試算・分析などについて予備調査を実施した。ホールやギャラリーの有無や面積等により3つの案が委託業者からは提示され、現在、県は再整備の方向性を検討中である。

2,000席規模のホールは貴重との意見や、委託業者からのホールのパターン提案等も踏まえ、方向性を早期に決定し、一日も早く再開すること。

(回答)

県民ホール本館の再整備については、他の自治体の施設も参考にしながら、大規模改修と建替え、両方の耐用年数と建設費用を試算して、費用対効果の検証を進めてきました。このほか、現在の施設の課題や再開後のホールに求められる機能などについて、利用者等を対象にヒアリング調査も実施しました。その調査結果を見ると、「バリアフリー化を進めてほしい」「公演のリハーサル等のスペースを確保してほしい」などの意見がありました。県ではこれらの調査結果を踏まえ、耐用年数と費用のほか、機能面等も総合的に検討し、建替えによる再整備を進めていきたいと考えています。

引き続き、横浜市の山下公園通り周辺地区のまちづくりビジョンの策定状況も踏まえながら、着実に再整備の取組を進めてまいります。

2 文化振興の財政支援について

(要望)

県はこれまで「マグカル展開促進補助金」を創設し、支援を行っているところであるが、採択状況を見ると多くの団体から申込みがありながら、補助を受けられなかった団体等が多数ある。新しい事業であることや、人を呼び込めることをコンセプトとして、専門知識を持つ外部委員により審査が行われているため、活動を継続することが主眼となる事業が評価されづらい状況である。

補助金申請に当たっては、事前相談ができることを周知するとともに、共生社会の理念普及につながる事業（高齢者・障がい者・多文化共生等）においては、条件の緩和を検討するなど、補助金制度の普及を促進すること。

(回答)

マグカル展開促進補助金は、文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す「マグカル」の展開促進のため、文化芸術の新たな事業に要する経費に対して補助を行うものです。

文化芸術活動を行うより多くの団体に補助金制度を活用してもらえるよう、県ホームページ等を利用して、補助金の趣旨や要件などを分かりやすく周知するとともに、募集要項の内容の充実や申請書の様式の見直しを検討し、事前相談についても広く周知を図り、補助制度の普及の促進に努めてまいります。

3 県民への宿泊支援について

(要望)

宿泊業はインバウンドの増加により、活況を呈しているように思われるが、施設の維持や、人手不足の中での従業員の雇用、環境整備等に係る経費は少なくない。

ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル・ガザ紛争、円安の影響により原材料や燃料関係費は高騰しており、宿泊価格が上昇していることから、県民が宿泊するための県民割等の宿泊費の助成制度を再実施すること。

(回答)

令和6年度は、閑散期の宿泊需要創出や観光消費額の増加につなげることを目的として、県民も利用可能な宿泊割引クーポンの配布等を行う宿泊プロモーションを実施しており、今後も、こうした県内での宿泊を促す取組を進めてまいります。

4 オーバーツーリズム対策について

(要望)

本県では、オーバーツーリズム対策の一つとして、観光客の分散を促進している。県には、外国人観光客への「おもてなし」を行うガイド人材の育成のため、「かながわ認定観光案内人」の取組がある。

この取組を積極的に活用し、県内各自治体の魅力を発信するルート作成を促し、分散型の滞在促進につなげること。

(回答)

「かながわ認定観光案内人認定事業」は、外国人観光客のニーズが多様化し、体験型コンテンツや地元住民との交流が求められるようになったことから、これらに対応できる質の高い専門人材を育成するため開始したものです。その地域ならではの魅力を深く理解し、外国語で伝えることができる人材を養成することで、外国人観光客の満足度を高めることに寄与しています。

今後、認定者を増やしていく中で、活動地域が県内全域に及び、分散型の滞在促進につながるよう努めてまいります。

5 国際大会等の誘致について

(要望)

令和7年に東京で開催される夏季デフリンピック競技大会は、日本では初めての開催であり、100周年の記念となる大会である。

「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を推進する本県の方針を広く周知するとともに、県立スポーツセンターを活用した国際大会やデフリンピックの事前キャンプの誘致と機運醸成、国際交流事業に積極的に取り組むこと。

(回答)

東京2025デフリンピックの機運醸成イベントを令和6年11月に実施し、その中で「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念などを周知しました。

今後も、東京2025デフリンピックに向けて海外諸国の事前キャンプ受入れや機運醸成に取り組んでまいります。

また、国際交流事業については、取組内容を個別に相談いただきながら、対応してまいります。

環境農政常任委員会

1 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(要望)

本県は「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を本計画の長期目標として明確に位置付けている。また、可能な限り原子力発電に依存しない社会を実現するために再生可能エネルギーを一層普及させる必要がある。

2050年脱炭素社会の実現に向け、「かながわ脱炭素ビジョン2050」の浸透を図り、地球温暖化対策計画をはじめとする各施策の効果検証を行うこと。

また、目標達成に向け、省エネ家電への買換え補助等、県民の行動変容を促す施策を重点的に実施し、産学官の連携による技術開発および実装環境の整備への支援を拡充すること。

(回答)

県は、令和6年3月に改定した「神奈川県地球温暖化対策計画」において、「2050年脱炭素社会の実現」を長期目標に位置付けるとともに、それに向けた中期目標として「2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を50%削減(2013年度比)」を目指すこととしております。この目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります。

「神奈川県地球温暖化対策計画」の効果検証については、毎年度、部門別の温室効果ガス排出量を推計するとともに、施策に関する指標の達成状況を把握し、進行管理を行います。

また、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)において、脱炭素を加速

させる新技術や新製品の開発を促進するための取組を、企業や大学等と連携して実施していきます。

なお、県民の行動変容については、脱炭素に資する商品の購入時等にポイントを付与する事業や地域ワークショップの開催などの普及啓発を通じて、脱炭素型ライフスタイルへの転換を促してまいります。

2 プラスチックごみの海洋汚染対策について

(要望)

「かながわプラごみゼロ宣言」から5年以上が経過する中、プラスチックごみによる海洋汚染問題への対応として、県・市町村・事業者・県民が一体となったクリーン活動を推進し、県がリーダーシップを発揮する必要がある。

海へのプラスチックごみ等の流出を抑制、対策を推進するために必要な財政上の措置を講じるほか、海岸及び河川管理者である県が主体となり広域的な連携を行い、対策を行う必要があることから、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10分の10に戻すよう国に働きかけること。

また、各行政区域に河川除塵機の設置によるプラスチックごみ等の流出対策を働きかけるほか、県が率先して河川の清掃を行うとともに、広域連携による海岸美化推進の取組として県内の沿岸市町及び河川上流域市町村による一斉清掃活動を実施すること。

(回答)

県では、令和5年3月に策定した「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」により、「クリーン活動の拡大等」を推進しており、海岸はもとより河川においても、より多くの県民や企業が美化活動に参加していただけるよう、自治体や企業・各種団体に美化活動等の実施の呼びかけを行っています。また、令和6年3月に改定した「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」において、沿岸域だけでなく、内陸部における市町村等の役割を明確化したことを踏まえ、内陸部と沿岸域が一体となった海岸漂着物等の発生抑制対策を進めています。

河川から海にプラスチックごみが流れ出ることを防ぐためには、ごみの発生源である街全体で日頃からごみを拾う、そしてごみをポイ捨てさせない取組が重要と考えており、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率については、これまでも国に対して10分の10に戻すことを働きかけているところですが、引き続き、要望してまいります。

河川除塵機の設置によるプラスチックごみ等の流出対策については、取組事例を県内市町村と共有してまいります。

また、陸域から海洋へのプラスチックごみ等の流出に歯止めをかけるため、内陸域・河川におけるごみの回収・処理等についても、海洋ごみ対策と同等の支援策を講ずるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

なお、県が管理する河川の清掃については、堤防等の草刈りとあわせ、年に1～2回、実

施しています。また、自治会等、地域のご協力を頂き、河川の清掃を行うために、県では県管理河川の草刈りや清掃を、地域の自治会にお願いする「自治会委託制度」を設けています。こうした制度を活用しながら、今後も引き続き、県が率先して河川清掃などを行い、河川環境の保全に努めていきます。

3 廃棄物処理対策について

(要望)

廃棄物処理対策は県民生活に直接の影響を及ぼすものであり、早急な対応が求められることから、以下、2点要望する。

(1) 感染の恐れのある在宅医療廃棄物については、医療機関等による回収・処理システムを早期に構築するよう国に働きかけること。

(回答)

在宅医療廃棄物など、危険性や有害性が高く、市町村での処理が困難な一般廃棄物については、拡大生産者責任の観点から、業界による回収の仕組みの構築を促すよう、県として国に要望しております。

また、九都県市首脳会議においても、回収・適正処理のためのシステムの確立を国へ要望しており、県としても、今後も様々な機会を通じて、国へ要望してまいります。

(要望)

(2) 有価物等の取扱者への規制・指導について

有価物の一つである金属スクラップについては、保管中のスクラップヤードで火災や倒壊事故が発生するなど、周辺的生活環境に影響を及ぼす事例が全国的に発生していることから、有害使用済機器を含まない金属スクラップの保管等に係る条例を整備すること。

(回答)

県としては、条例整備の必要性を判断するために、まずは金属スクラップヤードにおける崩落事故の発生等が懸念される事業場に対して、実態を把握するための調査を行うとともに、国や他自治体の状況を注視し、市町村と協力して個別の状況に応じた自主的な取組を求めてまいります。

4 有害鳥獣等の対策について

(要望)

鳥獣被害対策については年々生息域が拡大するなど具体的な駆除対策が急務となっており、技術指導にとどまらず、効果的な対策が求められることから、以下3点要望する。

(1) ニホンザル対策について

湯河原町、真鶴町西部、熱海市東部に出没するT1群は市街地及びその周辺を主な行動域とし、長きにわたり深刻な生活被害や農業被害を与えていることから、被害防止のために積極

的な対策を実施すること。また、地域個体群の状況を正確に把握した上で、将来的な地域個体群のあるべき配置を踏まえた管理計画を策定するとともに、毎年度における個体群の状況と地域の実状に即した実施計画の策定と取組を行うこと。

(回答)

ニホンザルについては、「第5次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、県と市町村等で連携・協力して実施しています。T1群については、生活被害を繰り返す個体や人身被害を発生させる恐れのある個体の特定・捕獲のほか、個体数調整も含めた「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理するための取組」を実施してまいります。

(要望)

(2) ツキノワグマ対策について

伊勢原市、清川村、松田町等の主要地方道や通学路等でツキノワグマの目撃情報が増加していることから、現在の生息数の把握及びデータ、対応マニュアル等を実状に併せて早急に更新し、学習放獣にあたっては、捕獲個体を動物園に提供するなどの手法も取り入れ、再出沒等について市町村に懸念がない放獣場所の確保を行い、県民の安全・安心を守るための適切な対応を行うこと。

(回答)

ツキノワグマの生息数の把握については、令和4年度から、ツキノワグマの生息数推定に必要なDNA情報を得るための体毛採取を目的とした調査を開始しており、令和6年度は、採取した体毛から得られるデータの解析と個体数の推計を行っています。

また、ツキノワグマの主たる餌資源となる堅果類の豊凶状況調査も行っており、こうした調査結果を踏まえ、関係機関とも連携しながら、住民の安全を最優先としつつも、希少種であるクマを可能な限り保護する方針で対策を講じてまいります。

放獣場所の確保については、県として全体的な調整を行いつつ、各市町村と連携し、懸念が生じないように努めてまいります。

なお、動物園への個体の引渡しについては、県と協力関係にある県内動物園に聞き取りを行いました。事案が発生した時点での各園の施設運営状況に大きく左右されるため、事前に調整することは非常に難しいと考えています。

(要望)

(3) ヤマビル対策について

シカやイノシシが媒介するヤマビルは、登山道や農地、公園等の地域住民の生活圏で広く繁殖しており、観光客や農業従事者等の吸血被害が後を絶たないことから、ヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会を県が主導して立ち上げ、県と市町村が連携して対策を講じること。

(回答)

県、市町村鳥獣被害対策部局及び被害対策団体等で構成される地域鳥獣対策協議会を活用し、これまで実施してきた鳥獣被害対策としてのヤマビル対策の実施例を含めて、情報提供・意見交換をしております。

5 農業法人への支援について

(要望)

農業者の高齢化や後継者の農業離れによる担い手不足などを要因とした耕作放棄地の増加、生産量の減少等は、本県のみならず全国的にも農業振興を図る上での課題となっている。

持続可能な農業を実現するためには、県として就農や農業経営をサポートする体制を整備し、農業経営の法人化や経営継承などの課題解決、雇用環境の改善に取り組む農業法人の支援などに取り組む必要があることから、農業法人に対し、新たな支援制度の創設を行うこと。

(回答)

県では、農業経営・就農支援センターを設けて農業の経営継承や法人化などの農業者の持つ多様な経営課題を解決するために専門家を派遣し、農業経営の支援を行っています。

また、雇用環境の改善に取り組む農業法人の支援については、農作業の省力化や効率化を図るスマート機器等の導入に対する補助を行っております。

更に、農業の担い手が不足する地域では、企業による農業法人等を新たに参入させることによる地域農業の持続的な発展が期待されており、参入にあたっては、まとまった農地や搬入路となる農道の確保、営農用の水源の確保等が必要と考えています。今後、ニーズに即した農業基盤整備の推進など、新たな支援制度の創設について検討を進めてまいります。

6 漁業者支援、海業支援について

(要望)

近年、地球温暖化などによる海洋環境の変化や漁業者の担い手不足および消費者ニーズの変化の影響により、漁業者の収入や水産物の安定供給に支障を来す可能性が高まっている。

相模湾や漁港、水産品の魅力を活かすことで、観光客増加や特産品開発を図り、地域の活性化につなげ、漁業者の所得向上につなげる取組も必要になることから、海業支援の仕組みを構築し、海業全般の活性化に取り組むこと。

また、海洋環境の変化から栽培漁業や養殖業に新たに取り組む漁業者に対し、漁具等の購入補助制度を創設し、漁業者の収入や水産物の安定供給につながる取組を積極的に支援すること。

(回答)

漁業者の所得の向上を図るため、観光やレジャーなど他の産業と連携した海業の取組を推進していきます。

また、水産資源の持続的利用を図るため、藻場の再生や栽培漁業の取組を推進していきます。

併せて、水産物を安定的に生産・供給を図るため、本県の海に適した養殖技術の開発を進めるとともに、漁業制度資金等の活用により、養殖に必要となる漁具の導入を支援するなど、養殖の普及に取り組んでいきます。

7 水源環境保全・再生施策の継続について

(要望)

県は平成 19 年度以降 20 年間にわたる水源環境保全・再生の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱に基づいた「かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画」を策定し、水源かん養機能を果たす森林の整備や水質向上のための生活排水対策などを推進している。現在、施策大綱期間の最後の 5 か年計画となる第 4 期計画を実施しており、これまでの水源環境の保全・再生の取組を継続するとともに、林地保全対策の強化に取り組んでいる。

水源環境保全・再生については、今後も必要性があることから、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」で掲げた将来像の実現、及び水源環境の適切な維持・管理に向け、令和 9 年度以降も水源環境保全・再生に取り組むための財源確保を含めた必要な措置を講じること。

(回答)

県では、水源環境の保全・再生を図るため、平成 9 年度から水源の森林づくり事業に取り組み、平成 19 年度からは年間 40 億円程度の個人県民税の超過課税も活用しながら、取組を拡充させてきました。

令和 6 年 3 月には、県民会議から、本県の水源環境は危機的な状況から脱した一方、回復した状態を維持するための取組や、森林の植替えなど新たな課題への対応が必要との提言をいただきました。

そこで、県では、市町村等の御意見も伺いながら、現行施策のうち終了すべき事業や継続すべき事業、新たに取り組むべき事業について、検討を重ねているところです。

現在、必要となる事業費を算定していますが、現時点の積上げでも少なくとも年間 30 億円を超える規模となっています。

県としては、引き続き、県民の皆様にも、個人県民税の超過課税のご負担をお願いしたいと考えています。

今後、次世代に引き継ぐことができる持続可能な水源環境の実現に向け、県民の皆様や県議会、市町村の御意見を丁寧にも伺い、議論しながら検討を進めてまいります。

8 畜産経営に対する財政支援について

(要望)

国際的な物価高騰が長期化し、飼料価格は依然として高水準で推移しており、畜産経営を圧迫している。令和5年度から配合飼料価格安定制度に加え配合飼料価格高騰緊急特別対策が設けられるも、十分な補填が行われているとは言い難い状況である。

輸入原料価格の高止まりに対して十分な補填が行われるよう、制度の見直しについて国へ働きかけるとともに、県においても牧草等も対象として独自の支援策を継続するなど、エコフィードや飼料米などの国産飼料の生産・利用拡大等の取組に成果が現れるまで畜産農家の経営安定化を図ること。

(回答)

配合飼料価格安定制度の改善については、機会をとらえて国へ要望してまいります。

牧草等を対象とした県独自の支援策として、令和6年度当初予算において、自給飼料の生産拡大や国産粗飼料の確保、エコフィードの利用推進を措置し、事業を推進しているところです。また、令和7年度における飼料価格高騰に対する支援は、国の臨時交付金や支援策の動向等を注視しながら、必要な支援を検討してまいります。

9 かながわブランドの更なる推進について

(要望)

県と生産者団体で構成する「かながわブランド振興協議会」では、統一の生産・出荷基準を守り、一定の品質を確保するなどの要件を満たしている農林水産物や加工品を「かながわブランド」として登録しており、登録数は令和6年5月時点で74品目128登録品となっている。今後も県民や県内外からの観光客等に対し認知度を向上させるとともに、県産品の地産地消を一層推進する必要があることから以下2点要望する。

(1) かながわブランドのさらなるPR及び県内外からの認知度向上に努めること。

(回答)

かながわブランドのPRについては、販促活動である「かながわブランドキャラバン」のスーパーやイベント等での実施、かながわブランドサポート店の登録推進のほか、ホームページやSNSなどを活用した周知を行っておりますが、更なる認知度向上に向け、引き続き取り組んでまいります。

(要望)

(2) 県や市町村のふるさと納税と連携した取組を構築するなど、更なる販路の拡大に努めること。

(回答)

かながわブランド登録品は、現在も県や市町村のふるさと納税の返礼品として使用しています。今後も引き続き県の返礼品として積極的に活用するとともに、市町村に対しても、機会をとらえて利用を促してまいります。

厚生常任委員会

1 新型コロナウイルス感染症対策について

(要望)

新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類感染症」に変更され、以前の経済社会に戻りつつあるが、一方で感染者や死亡者は依然として多い。今後の動向によっては、また医療機関がひっ迫する可能性も指摘されており、そうなれば県民の生命に直結する。

引き続き、市町村や医療現場と密接に連携して、必要な施策を講じること。

(回答)

新型コロナウイルス感染症により、医療提供体制がひっ迫することがないよう、引き続き、市町村や医療機関等と密に連携を図り、必要に応じて取組を進めてまいります。

2 子ども・子育て支援の拡充について

(要望)

子ども・子育ての支援は将来に向けて、喫緊の課題である。県行政の幅広い部門が関わることから、全庁一丸となって取り組まなければならない。そこで、以下4点要望する。

(1) 県内すべての放課後児童クラブに対して、国や市町村と連携して、財政支援を行うこと。

(回答)

放課後児童クラブについては、放課後児童健全育成事業費補助で運営費や整備費等を補助しており、令和6年度においても市町村申請額どおりの交付に向け準備を進めているところ です。

今後も、国庫補助制度に基づき、着実に対応してまいります。

(要望)

(2) 小児医療費助成制度について、県内市町村で格差が生じないように、安定的な制度設計と財政支援を国に求めること。

(回答)

県としては小児医療費助成制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

(要望)

(3) 東京都と近隣3県との教育格差が取り沙汰されている私学振興予算について、その

優先順位を高くして、補助金等の支援を拡充すること。

(回答)

私立学校の運営費に係る経常費補助金については、標準的運営費方式を基礎としつつ、私立学校のニーズに即した補助のあり方や中長期的な課題について、今後も私立学校への助成内容等を協議する場である「私学助成制度運営協議会」での議論を踏まえて検討し、一層の充実を図ってまいります。また、学費支援制度については、令和7年度より、授業料実質無償化の対象を年収約750万円未満の世帯まで拡充することとしましたが、都道府県の財政状況により、教育費負担に格差が生じることのないよう、全国知事会等を通じて、国に対し高校授業料の無償化を引き続き強く要望していくほか、「私学助成制度運営協議会」での議論、議会・関係団体等からの要望、他都道府県の動向等を踏まえ、本県独自の学費補助制度の充実に向けた検討を行ってまいります。

(要望)

(4) 産後ケアに対する国庫補助を拡充するよう、国に求めること。また地域の助産師と連携して、出産に関する県の施策を拡充すること。

(回答)

国は、「産後ケア事業を子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けることで、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進める」としており、今後、基本指針が示される予定となっています。

県としては、国の示す基本指針を確認し、実施主体である市町村の意向等を踏まえながら、産後ケア事業の提供体制の広域的な調整及び法に定める補助金にかかる予算調整に努めるとともに、支援体制や費用等の標準化について、国への要望を検討してまいります。

県は、助産師と連携した母子保健に関する取組として、従前から、予期しない妊娠等に関する悩みを抱えた方を対象とした、電話・LINEによる相談「妊娠SOSかながわ」や、妊娠や不妊に関する正しい知識の普及のため、学校等へ地域の助産師等の専門職を派遣する健康教育に取り組んでおり、また、令和6年度からは、若い世代におけるプレコンセプションケア（将来の妊娠のための健康管理）を推進するため、県内企業の従業員を対象とした出前講座を新たに実施しております。

今後も引き続き、助産師等の専門職と連携し、母子保健に関する取組を推進してまいります。

4 障がい者施策の充実について

(要望)

「ともに生きる社会かながわ」の実現に向けて、障がい福祉の拡充は必須である。

そこで、以下7点を要望する。

(1) 県立障がい者施設の運営形態の変更にあたっては、当事者や立地する地域の声を丁

寧に聴取し、そのサービス向上が着実に果たせるのか慎重に検討して、さらに県民に対する理解を求めていくこと。

(回答)

県では、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」を取りまとめ、各県立施設の方向性を整理したところですが、各施設の方向性の調整にあたっては、各施設が所在する自治体をはじめ、関係各団体の皆様にご説明しており、今後も関係者の皆様と丁寧に議論をしながら、しっかりと検討を進めてまいります。

(要望)

(2) 湘南東部地域に療養介護型入所施設を設置すること。

(回答)

療養介護施設の新規開設については、事業者から新規開設等のご相談があれば丁寧に対応してまいります。

また、どのような障がいがあってもその方が望む暮らしを実現できるよう、地域に溶け込んだグループホーム等での暮らしを作るため、令和6年度、重症心身障害児者等支援体制検討会を設置しました。

同検討会では、湘南東部障害保健福祉圏域においてモデルとなるグループホームの設置に向けて、課題整理を行い、必要な支援体制を検討してまいります。

モデル事業から知見を広げ、各障害保健福祉圏域において展開できるよう取り組んでまいります。

また、グループホームの設置においては、障害福祉施設等施設整備費補助における整備方針の一つとして「地域で暮らす重度障がい者を受け入れるグループホームや日中活動の場の整備」を位置付けており、国庫補助制度等を活用しながら整備促進を図ってまいります。

(要望)

(3) 神奈川の障がい福祉を長くけん引してきた地域作業所からの提言を真摯に受け止め、今後の施策展開に活かすこと。

(回答)

県は、神奈川県障害者地域作業所連絡協議会と定期的に意見交換を重ね、令和6年度には同協議会からの提言を受けて、地域活動支援センターを補助対象とする防災機能強化事業を積極的に活用するよう、市町村への働きかけを行いました。

今後も、地域作業所の意見を丁寧に伺いながら、当事者目線の障害福祉の推進に取り組んでまいります。

(要望)

(4) 聴覚障がい者が均一な情報を受けられるよう、市町村の格差を解消するための、広

域調整機能を発揮すること。

(回答)

聴覚障がい者への情報提供については、条例、計画等に関する内容については県で対応していますが、制度等の具体的な内容については、住民に近い立場である市町村が丁寧に対応すべきと考えます。

また、県と各市町村の会議において、市町村の意思疎通支援事業の実施状況など様々な課題について、情報共有を行い、意見交換を行っております。

(要望)

(5) 障がい福祉に係る政策立案過程への、障がい当事者の参加を保障すること。参加の手法については、障がい当事者の状況に応じて工夫すること。

(回答)

政策立案過程への障がい者の参加については、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づき、県の審議会等への障がい者の参加を推進していきます。

また、参加に当たっては、要綱を定め、同行支援者の謝金等の支払いや議事内容の補足説明、発言に関する補助などを必要に応じて行うこととしており、参加の手法について引き続き障がい当事者の状況に応じて工夫してまいります。

なお、令和6年3月に策定した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」では、策定過程で様々な御意見や要望をいただきました。障がい当事者の貴重な声については、今後の様々な施策の充実につなげてまいります。

(要望)

(6) 透析患者の受入れ可能な介護医療院、または介護施設等を整備すること。

(回答)

県では、地域医療介護総合確保基金や一般財源を活用して介護施設等に係る施設整備費等の補助を行っています。

透析患者の中には、介護が必要となり、在宅の生活が難しくなった際に、身近な地域にある高齢者福祉施設等への入所を希望される方もいます。高齢者福祉施設等に透析患者が入所する場合、日々の細やかな体調管理に加え、週3回、1回あたり半日程度かかる通院への付き添いが生じますが、この支援は介護報酬に算定されておらず、手厚い人員体制が求められるため、施設にとって経営的に大きな負担となっています。

これらについて、令和6年度介護報酬改定により、特別養護老人ホーム等には一部加算として措置されましたが、施設側が積極的な受入れに動くだけの報酬とは考えにくく、医療保険の対応範囲拡大については措置されておられません。

このため、県は、透析患者を受け入れた場合に生じる施設の負担を、介護報酬でしっかり

と評価することや、医療保険での対応範囲の拡大を国に要望しています。

(要望)

(7) 県内一律に、精神障がい者にバス運賃の割引をするよう、バス協会に働きかけること。

(回答)

精神障がい者に対するバス運賃割引について、県ではこれまで、神奈川県バス協会を訪問し、運賃割引の適用を繰り返し依頼しています。県としては、平成30年度末に改定した「かながわ障がい者計画」に「精神障がい者に対する県内バス運賃等の割引の導入拡大を図る」ことを初めて記載し、令和6年3月に策定の「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」にも記載していることを踏まえ、バス運賃割引の導入に向けて、引き続き県バス協会等へ粘り強く要請していきます。

4 県民の命を守る取組について

(要望)

建設国保に対する支援を充実すること。

また、中小医療機関で働く看護師に対する支援を行うこと。さらに看護師不足の状況を改善するため、県独自の施策を拡充すること。

(回答)

本県では、医療費適正化対策として、国保組合においても市町村国保と同様に特定健康診査・特定保健指導の受診率等向上に取り組んでいただくため、県の単独事業として補助を継続しているところであり、引き続き予算の確保に取り組んでまいります。

なお、補助単価は市町村と同様、国庫補助金と同一としておりますが、特定健康診査・特定保健指導の確実な実施のために、地域における実態を勘案し単価の引き上げを行うこと及び必要な財源措置を行うことを、国に対して引き続き要望してまいります。

また、看護の質の担保のためには、新人教育や継続的な教育が重要ですが、中小の医療機関においては研修実施等が困難であることを、課題として認識しています。

そのため、採用規模が小さく、独自にOJT研修を実施できない病院等の新人看護職員研修を他の医療機関が受け入れる際に必要な経費の補助を実施しています。

これに加え「かながわ地域看護師養成ガイド」を用いた人材交流への支援を検討しており、この仕組みを活用することで、中小医療機関の看護師が、地域の研修体制が充実している医療機関で教育を受けることも可能になると考えます。

さらに、医療機関に対するアシスト機器導入支援や看護業務効率化のためのICT導入支援など、看護職員の定着促進のための取組を拡充しています。

5 生活困窮者に対する支援について

(要望)

県内経済が回復基調にある中でも、物価高により生活に困窮する県民の声を多く聞く。県として横断的に生活困窮者の対策を講じているが、その効果が十分上がっているとは言えない。改めて施策を拡充すること。

また、生活困窮者に対する現状をよりの確に把握するため、県として実態調査を行うこと。

(回答)

県として部局横断的に生活困窮者対策を行うために、生活困窮者対策推進本部を設置して全庁的な連携を継続して行います。生活困窮者対策本部での、取組の見える化を図るとともに、庁内各部局や関係機関において必要な支援が効果的に行われるよう、意識の共有に努めていきます。

また、生活困窮者の支援団体等のヒアリングを行うなど、実態把握に努めてまいります。

6 高齢者福祉と介護施策の充実について

(要望)

超高齢社会の中で、誰もが生き生きと暮らすため、介護・高齢者福祉の充実が求められている。そこで以下、4点要望する。

(1) 在宅・施設を含めたあらゆる分野で、高齢者の生活が保障されるよう、国や市町村と連携して必要な施策を講じること。

(回答)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供されるしくみである地域包括ケアシステムを、国や市町村と連携して引き続き推進してまいります。

(要望)

(2) 成年後見制度の安定的な運用のため、行政書士会等と連携を密にすること。

(回答)

県では、各市町村が行う権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや中核機関の設置・機能強化等の体制整備を支援するため、関係機関の協議の場として「成年後見制度利用促進連絡協議会」を設置しています。引き続き、県行政書士会等の専門職団体に本協議会にご参加いただき、意見交換や情報共有を行うとともに、令和5年度に設置した成年後見制度における意思決定支援に係る協議会にも参画いただくなど、今後もより一層の連携を図っていきます。

(要望)

(3) 家族信託等の制度普及につとめること。

(回答)

判断能力が低下した時に資産の管理や事務手続等に不安を感じている高齢者に対し、選択肢の一つとして家族信託等もご案内できるよう、地域包括支援センター等の相談窓口へ情報提供してまいります。

(要望)

(4) 物価高に伴う負担増により経営が圧迫されないよう、介護事業所などに継続的な財政的支援を行うこと。

(回答)

物価高騰の影響を受け、困難な経営に直面している社会施設等に対し、国の臨時交付金を活用して、事業継続に向けた支援金を令和4年度から支給しています。令和6年度についても6月補正予算にて計上し、社会福祉施設等へ支給を行っており、その後の国の激変緩和措置の期間(令和6年8～10月、令和7年1～3月)の分についても、支援金を支給するため、所要の措置を講ずることといたしました。

社会福祉施設等は国が定める公定価格等を基本として経営を行い、物価高騰を価格に転嫁することが困難ですが、こうした状況は全国共通であり、地域で異なることなく統一的な支援を行う必要があると考えます。このため、当該高騰に見合った臨時の介護報酬等の改定や、報酬改定が行われるまでの間の代替措置としての新たな交付金の創設や国からの直接の補助など、全国一律の支援を行うよう国に要望しています。

緊急財政支援については、臨時交付金等に関する国の動向を注視した上で、検討してまいります。

7 動物愛護管理行政の充実について

(要望)

動物愛護に関する理解は年々深まっているものの、いまだ社会全体に行き渡っているとは言い難い。そこで、以下3点要望する。

(1) 多頭飼育崩壊等の問題に対応し、動物愛護センターの着実な運用に努めなければならない。引き続き必要な各種の施策を講じること。

(回答)

不適正な多頭飼育の早期探知と対応のため、県では多頭飼育届出制度を制定するほか、多頭飼育対応指針及び要領を策定しています。

また、県警察や民生委員、動物愛護推進員など、地域を巡回する方に「探知チェックシート」を配布し、情報提供を求めています。

さらに、動物愛護センターにおける多数の動物の収容に対応するための指針も策定しており、今後も引き続き適正な対応に取り組んでまいります。

(要望)

(2) 動物愛護に関係する、獣医師及び民間ボランティア等と連携して、施策を立案し、展開すること。

(回答)

動物愛護センターで保護した動物は、神奈川県獣医師会との獣医療連携を活用し、動物の状況によっては、高度な治療を行い、譲渡に繋げています。

また、多頭飼育対策については、状況に応じて、市町村の動物担当だけでなく、福祉部局やボランティア等と連携して対応するとともに、災害対策においても市町村と連携して同行避難の啓発に努めています。

引き続き、関係機関と連携し、動物愛護に関する施策の推進に努めてまいります。

(要望)

(3) 地域猫や飼い主のいない猫に対する知識と理解が深まるよう、県民に対して専門的な情報を発信すること。

(回答)

飼い主のいない猫に対する考え方や地域猫活動をする際の留意点等をまとめたガイドラインを県のホームページに掲載しています。

また、県が無償で飼い主のいない猫に避妊又は去勢手術を行う事業を行っており、令和6年度からは手術の実施場所を動物愛護センターだけでなく県獣医師会の会員病院も選択できるようにするなど、今後も活用しやすい制度にしていくとともに、地域猫活動の普及啓発を推進してまいります。

8 県立病院の着実なサービス向上について

(要望)

独立行政法人神奈川県立病院機構が運営する5病院と、指定管理施設である神奈川リハビリテーション病院は、県民にとって重要な医療機関である。コロナ禍で果たした役割も大きく、今後一層のサービス向上が求められる。一方で医療事故やその後の対応等により、県民から心配する声や、その運営について批判的な意見も聞く。

神奈川県立病院が公立病院の役割を着実に果たせるよう、また県民から信頼される存在であり続けるよう、県として積極的な支援を行い、必要な改革を後押しすること。

(回答)

県立病院機構が設置する5病院では、地域の医療機関では対応困難な高度・専門医療等を提供してきました。今後はこれらの役割に加え、大規模災害や感染症パンデミック等の発生時に中心的な役割を果たすことや、医療安全や患者サービスの観点からも医療DXの推進に取り組むよう県は令和7年度から開始する「第四期中期目標」で指示するとともに、必要な支援を行ってまいります。

また、指定管理で運営している神奈川リハビリテーション病院では、リハビリテーション医療や障害者医療、患者・利用者の地域移行など、取り巻く背景が変化していることから、より時代に即した医療・福祉のあり方について検討を始めたところですので、その結果等を踏まえて、今後必要となる支援についても検討してまいります。

産業労働常任委員会

1 中小企業・小規模事業者支援について

(要望)

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、長引く物価高や人手不足など、依然として厳しい状況にあることから、以下4点要望する。

(1) 求職者と事業者とのマッチングの強化、福利厚生や職場環境改善のアドバイスやDX推進など様々な角度からの支援策を講じること。

(回答)

県では、小規模事業者のデジタル化に資するシステム導入等に要する費用に対する補助金を創設し、業務効率化の取組を支援しています。

また、(公財)神奈川産業振興センター(KIP)に設置している相談窓口において、IT・IoT等の導入、活用に関する相談に応じているほか、専門家を派遣して最適なIT・IoT等の導入、活用を支援しています。

さらに、県では、人手不足業種を対象に、求職者にはその仕事の魅力を伝えるセミナーを実施し、企業には求職者の希望する働き方などのセミナーを実施し、双方のニーズに対する理解を深めた上で面接会を開催する等、県内企業と求職者のマッチングに取り組んでいます。

職場環境改善については、令和7年度も、ホームページやセミナーなど、様々な媒体により、周知・広報していきます。

(要望)

(2) 神奈川産業振興センター、各地域の商工会議所や商工会と連携し、多様なニーズに柔軟に対応できる中小企業・小規模事業者支援に努めること。

(回答)

県では、KIPや各商工会・商工会議所等の支援機関と連携し、中小企業・小規模事業者の持つ多様なニーズを踏まえ、支援を行っています。

今後も、支援機関と連携した支援を行ってまいります。

(要望)

(3) 令和6年からゼロゼロ融資の返済が本格化する中、引き続き事業者に寄り添い、経済状況に即した柔軟かつスピーディーな支援となるべく、制度融資の運用を図ること。

(回答)

県では、令和6年度、金融機関による継続的な伴走支援のもと経営改善に取り組む中小企業者等を対象とした「伴走支援型特別融資」及びその後継制度の「かながわ伴走支援型特別融資」等の融資メニューにおいて信用保証料を補助するなど資金繰り支援を行い、ゼロゼロ融資等からの借換や経営改善等の中小企業者等の資金需要に応じてまいりました。

令和7年度も中小企業者等が個別事情に応じた資金繰り支援を受けられるよう、時機を見て、事業者に寄り添った対応をしてまいります。

(要望)

(4)神奈川県立産業技術総合研究所を活用し、県内産業の発展のため技術支援やイノベーション創出などの取組を行うこと。

(回答)

県内産業界のイノベーションを促すため、K I S T E Cを中心に基礎研究から事業化までの一貫した支援を行っています。

令和7年度も、K I S T E Cへの運営費交付金を適切に措置し、本県の技術開発力の向上と新たな産業の創出に向けて、連携・協力してまいります。

2 セレクト神奈川NEXTのさらなる拡充について

(要望)

本県の企業誘致施策セレクト神奈川NEXTについては、令和6年4月から脱炭素関連産業を支援対象に追加するなど、時代に応じた内容拡充を図ってきたことは一定の評価をする。

県内中小企業にも、その経済効果が波及するよう、適正な選定や進捗の把握などの対応を図ること。

また、今後の企業誘致には、障がい者雇用や女性登用など社会課題解決の視点からの誘致も必要と考える。時代の変化を見据え、セレクト神奈川NEXTのさらなる拡充を目指し、新たな視点導入の検討を図ること。

(回答)

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」では、県内経済の活性化と雇用の創出を目的として、ロボットやIT/エレクトロニクスなど成長産業等の企業を対象として、国内外からの企業誘致に取り組んでおり、令和6年度から、今後成長が期待される「脱炭素関連産業」を対象に加えるなど、支援内容を拡充させたところです。

県内への立地を支援した企業に対しては、毎年、県内企業への発注状況等の報告を求め、経済的効果の把握に努めています。

また、企業誘致施策において、共生社会の取組をさらに推進していくため、例えば、障がい者雇用に取り組む企業に対して、補助金を上乘せすることなども考えられます。令和7年度も、企業や市町村などにも意見を伺いながら、検討してまいります。

3 物価高対策について

(要望)

長引く物価高に対して、県が光熱費や燃料費の支援に継続的に取り組んできたことは一定の評価をする。必要な支援が着実に届くよう、前年度の実績評価を行いながら、引き続き、経済状況に即した支援策を行うこと。

また、いまだ消費の回復には課題があるため、経済波及効果の高かった「かながわ Pay」のような消費喚起対策についても、経済の動向を注視し、新たに検討すること。

(回答)

県は、燃料価格の高止まりを受けて、特に影響を受ける中小貨物運送事業者に対し、激変緩和措置として燃料価格の高騰分について支援金を交付するため、引き続き令和6年度2月補正予算でも計上しています。

しかし、本来であれば燃料価格の高騰分は運賃に価格転嫁されることが望ましいため、適正な運賃での取引についても、下請取引を行う事業者に要請するなどして、引き続き地域経済のインフラとして重要な役割を担っている貨物運送事業者を支えてまいります。

なお、燃料油の価格安定に向けては、国が責任を持って全国統一的な対応を実施するよう、全国知事会を通じて国に要望しています。

また、県では、国による電気代支援の対象とならない特別高圧で受電する事業者のうち、中小製造業者等に対して、県独自の支援を行っていますが、既に行っている事業について実績評価を行うとともに、経済情勢や国の動向を踏まえながら、適切な支援を行っていきます。

LPガス料金の高騰による一般消費者の負担を軽減に向けては、国の臨時交付金を活用し、令和5年4月から令和6年5月を支援対象期間とする「LPガス物価高騰対応支援事業」により、LPガス販売事業者が実施する利用料金の値引き等に対して支援を行いました。また、追加の支援については、令和6年度2月補正予算において所要の措置を講ずることといたしました。

「かながわPay」については、予算額100億円規模の大きな事業であり、県の一般財源で実施するのは容易ではないことから、物価高騰の影響や実質賃金の推移などの社会・経済の動向のほか、国の交付金の状況等を注視しながら、検討してまいります。

4 働く環境整備について

(要望)

本県による男性の育児休業取得促進奨励金の交付等の事業者支援の成果もあり、育児休業取得率は増加傾向だが介護休業取得率は低いままである。介護休業取得率の向上と介護離職の防止に向けて、さらなる支援策の充実を検討すること。

また、多様化する働き方に対応し、ワークライフバランスを実現するため、リモートワークの推進などを支援するとともに、不当な残業や正規・非正規で賃金の不公平など不合理な

待遇差がないよう事業者に対しても適切な対応を図っていくこと。

(回答)

県では、多様な人材一人ひとりが生き生きと働くことが出来る神奈川の実現を目指し、県内中小企業者等の仕事と育児、介護の両立に資する取組を支援し、職場環境を整備する取組に対して奨励金を交付しています。令和7年度は、令和6年度の申請状況や、交付先企業の声などを分析することにより、事業をより効果的に実施していきます

加えて、県では、仕事と介護が両立できる職場環境の整備に積極的に取り組む企業を「かながわサポートケア企業」として認証し、両立に向けて後押しをしてきました。「かながわサポートケア企業」の様々な優れた取組も、ホームページなどで紹介しています。今後は「かながわサポートケア企業」の優良事例を、企業に送付するメールマガジンに掲載し、両立できる職場環境の整備を促していきます。

また、令和6年度はテレワーク・ICT活用による職場環境整備支援事業を行いました。

なお、不当な残業や賃金の不公平、不合理な待遇差については、労働相談やセミナー等により、適正化を図っています。

5 若者の就業支援について

(要望)

労働人口の減少において若者の就業支援は重要であり、若者の安定した就業は少子化対策にもつながるといえる。かながわ若者就職支援センターでは、様々な事情で相談に来る若者への就業支援を行っているが、同センターにおける就業支援後の定着率や離職率についてアンケート調査を実施し、事業評価を行うことで、同センターの就業支援の質向上につなげること。

(回答)

かながわ若者就職支援センターにおける就職支援後の定着率や離職率についてのアンケート調査は実施していませんが、同センターを利用した方からの就職後の相談にも応じています。

今後は、就業支援後の定着率や離職率に関するアンケート調査の実施についても、検討してまいります。

6 障がい者雇用について

(要望)

障害者雇用の促進等に関する法律の改正に伴い、障害者雇用率の段階的な引き上げ、短時間労働の実雇用率算定等の見直し、助成金の拡充、就労アセスメントを活用した就労選択支援の創設等、対応を迫られている状況である。

就労選択支援は、就労アセスメントにおいて障がい者のニーズや能力を客観的に評価し、職業指導等を実施することで、より多くの障がい者が一般就労につながることを期待でき

る。

この機会を前向きに捉え、部局を越えた関係機関と連携を図り、制度の運用を進めていくこと。

(回答)

新たに始まる就労選択支援は、障がい者が就労先や進路を選択する前に、就労選択支援員が本人の希望を踏まえつつ、その能力や適性等をアセスメントし、就労先や働き方を選択できるよう支援するサービスで、障がい者が一般就労等次のステップへと進むことも期待されています。アセスメントは、本人だけでなく、その家族、学校やハローワーク、地域障害者就労センターなどの関係機関が持つ情報も共有しながら行われ、結果に反映されることから、質と中立性を担保するため、事業者には必要な機関と適切に連携するよう指導してまいります。

また、障がい者一人ひとりの特性を踏まえた雇用及び就労定着が推進されていくよう、障害保健福祉圏域に1か所ずつ設置されている障害者就業・生活支援センターにおいては、就労アセスメント等を行う圏域内の就労支援機関の後方支援を引き続き行ってまいります。

引き続き、全ての障がい者が自己実現できる社会を目指して、県として庁内連携を図りながら今後も施策に取り組んでまいります。

7 外国人労働者支援について

(要望)

「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」(入管法等)が改正され、育成就労制度が創設された。制度周知を丁寧に行い、ブローカー対策も含めて、適切な受入となるよう指導・監督を強化すること。

また、外国人労働者の定着、就労継続を促進するためにも、地域の生活者としてのコミュニティ形成に向けた生活情報の多言語発信、日本語習得の機会拡大、及び、就労や生活に関わる資格免許取得の支援等、他部局や企業とも連携した生活支援を強化すること。

(回答)

県には外国人の受入れについて、法律上の指導・監督権限はありませんが、適正な受入れに向けて、国との連絡会議等において、情報共有や意見交換等を行うとともに、外国人を雇用している事業主等を対象とする雇用管理セミナーを国との共催により開催するなど、普及・啓発を図っています。

また、外国人労働者の定着、就労継続の促進を図るため、職場環境整備に取り組む中小企業等に対する奨励金の交付や外国人労働者を受講者とする日本語教室を継続実施するとともに、中小企業の外国人材受入を促進するため、K I Pが行う外国人材受入促進事業に対する補助や高度外国人材を採用する中小企業への支援等の新規事業を令和7年度予算に計上しています。

なお、地域の生活者に対しては、文化スポーツ観光局国際課等のページで生活に必要な情報を多言語で提供しています。また、体系的な初期段階の日本語学習、生活オリエンテーション等を組み込んだ日本語講座（モデル事業）を関係機関と連携を図りながら実施しています。

8 ベンチャー企業支援について

（要望）

ベンチャー支援のかながわモデル「HATSU - SHINKANAGAWA」では、社会課題の解決に取り組むベンチャー企業を対象にした個別伴走支援が行われていることは承知している。

今後、ベンチャー企業のモデル事業を県とタイアップして行う、成長したベンチャー企業が神奈川県に残りたいと思うような新たな拠点整備を行う等、ベンチャー企業支援策に取り組むこと。

また、起業や事業の推進にあたっては、登記など法的知識が必要となるため、専門家の相談体制を充実させること。

（回答）

「HATSU鎌倉」等の起業家創出拠点や「SHINみなとみらい」のベンチャー企業成長促進拠点は、支援を受けた起業家等からの評価も高いことから、これらの拠点での取組を積極的に県内外に発信し認知度を上げるとともに、コミュニティを更に活性化させ支援事業を充実させるなど、起業家にとって魅力的な環境を整備することで、起業家の本県への定着を図っていきます。

また、令和7年度も、起業時や起業後など、ベンチャー支援の取組の中で法律や税務、会計等の専門家に相談できる機会を提供してまいります。

建設企業常任委員会

1 働き方改革の実現とそれに伴う人材の確保について

（要望）

令和6年4月より建設業への働き方改革関連法の全面適用がなされ、これによりこれまで課題とされてきた長時間労働削減に向けた取組が進み、その結果、労働者不足解消にもつながることが期待される。

しかしながら、現状、建設業においては特に20代の若い人材が極めて少ない傾向があり、引き続き人材不足が懸念されている。

建設業における働き方改革の実現のため、適切な勤怠管理が行える環境整備を支援するとともに、人材の確保に結びつく関連した支援を行うこと。

（回答）

県では、建設業における優秀な担い手を確保し、若い世代が安心して働き続けられるよう、令和4年度から建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行を開始し、普及・利用促

進に取り組んでいます。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能・経験の客観的な評価を通じた建設技能者の適切な処遇や勤怠管理等につなげる、国が創設した仕組で、建設キャリアアップシステムに必要なカードリーダーの設置費用など一部の経費を県が負担しています。

また、キャリアアップシステムに関するホームページを設け、情報発信に努めています。

なお、担い手の確保のためには、働き方改革とともに、建設業に対するイメージアップを図ることも重要であり、県が事務局を担い、県内の行政機関や建設業団体等 52 団体で構成する「神奈川県魅力ある建設事業推進協議会」を設け、建設業の地域での重要性を認識してもらい、魅力をアピールするための取組を行っています。

2 公共事業の発注について

(要望)

公共事業の発注の際には、透明性・公平性の担保を図ることはもとより、県内事業者、特に中小企業の参入を促進するよう努めるとともに、分離発注については竣工後のメンテナンス性に有効と思われる点なども数多くあることから、県の公共工事のみならず、県からの補助金交付を受けている事業についても、これまで以上に県に準じた分離発注が行われるよう努めること。

また、PFI事業やデザインビルド事業の採用にあたっては、県が災害協定を締結する事業者や地域の安全・安心に貢献する事業者へのインセンティブとして、対象案件の拡大などを検討すること。

(回答)

中小企業への受注機会の確保・拡大を図るため、内容や特性、施工条件などを勘案し、可能であれば分離分割発注を行うことを原則としております。

老人ホーム等の補助事業については、令和5年度より、高齢者福祉施設等施設整備に係る協議方針等において、工事請負契約の締結手続について、「工事請負契約に係る手続は、法人の経理規程を遵守するとともに、県が行う公共工事の契約手続の取扱いに準拠すること。」「工事の発注は、単独の業者に発注する一括発注、工事の工種別（建築工事、設備工事等）にそれぞれ別の業者に発注する分離発注のいずれの方式となるが、県の公共工事に準拠し、分離発注することが望ましい。」旨、新たに掲記する見直しを行いました。

PFI事業やデザインビルド事業の採用にあたっては、地域の安全安心に貢献する地元事業者の育成といった観点も考慮し、事業者を公募・選定する際に、県内企業の参画を促す提案を評価する取組を行っており、引き続き県内企業の参画促進に配慮してまいります。

3 道路境界画定図などの図面資料のデジタル化推進について

(要望)

県が管理する道路、水路、河川などは、県内複数の区域に分かれ所管される場所であるが、例えば、事業者等において道路や水路、河川に接した土地の測量等を行う場合、まずはそれぞれの区域を所管する土木事務所や治水センターに出向き、図面資料を閲覧しなければならぬという不都合が生じている。

今後は、行政のデジタル化に伴い、こうした図面資料についてもデジタル化し、区域に関係なく閲覧できるようにするとともに、インターネットを通じた閲覧、印刷ができるシステムを構築すること。

(回答)

県管理道路については、道路台帳のデジタル化に取り組んでいるところで、デジタル化した箇所から、順次、神奈川県ホームページの「e-かなマップ」に掲載し、閲覧、印刷できるようにしており、令和9年度の全体の完成を目指してまいります。

また、河川についても、河川台帳のデジタル化に取り組んでいるところで、令和9年度からの公表を目指してまいります。

4 気候変動に対応した風水害対策について

(要望)

近年、気候変動が顕著であり、地球温暖化に伴う風水害が年々多発している。

今後、さらにこうした懸念が広がる中、風水害のリスクに備えるため、治水や急傾斜地をはじめとする対策に、国、県及び市町村が引き続き連携を図ることはもとより、激変する気候変動に対応するため、これまでの知見に加え、河川工学と都市計画を含む広い分野にわたる専門家の意見を取り入れることで、県の風水害対策を強化すること。

(回答)

近年、全国各地において豪雨災害が激甚化・頻発化しており、さらに、気候変動の影響に伴う降雨量の増加が予測されております。こうした水害に備えるためには、市町村や住民、企業など、流域のあらゆる関係者が協働して、水害の防止・軽減を図る「流域治水」を推進していく必要があります。

そのため、県内では、国、県、市町村の関係者が一堂に会する「流域治水協議会」を、流域ごとに設置した上で、関係者が行う取組内容と、その実施時期などを見える化した、「流域治水プロジェクト」を1級3水系、2級11水系で策定し、公表しています。こうした取組を通じ、激甚化する大雨に対しても被害の防止・軽減が図れるよう、治水対策に取り組んでまいります。

また、河川計画の策定にあたっては、都市計画を専門とする学識経験者も参加する委員会で意見を頂く機会もありますので、こうした機会も活用して、都市計画分野の専門的な御意見を河川行政に反映させていきたいと考えています。

5 空き家対策に関する未然防止を含めた市町村との連携について

(要望)

空き家の増加は、その所有者の問題のみならず、周辺の人々、さらにはまち全体へと広く影響が及ぶため、社会全体の問題として取り組む必要がある。

空き家解消に向け、引き続き市町村とともに空き家対策を推進するため、国等の新たな動向を踏まえ、各市町村の進捗状況の確認や情報交換を促進し、対応策に大きな差が生じることのないよう、県として積極的に支援を行うこと。

また、空き家になる前の対策が重要であることから、県が進める「未病」の考え方を取り入れ、空き家の未然防止に取り組むこと。

(回答)

県では、市町村に対して、空き家の利活用事例の提供や技術的助言などを行ってきましたが、引き続き、「空き家対策行政実務者会議」等を通じ、市町村の空き家対策上の課題や対応事例の共有を図るとともに、専門家を招いた研修会を実施するなど、市町村の空き家対策が円滑に進むよう支援していきます。

また、空き家の未然防止に係る取組として、「空き家にしない「わが家」の終活ノート」を県ホームページに掲載するとともに、市町村が行うセミナー等において「終活ノート」の活用を働きかけるなど、住宅所有者への周知に努めてまいります。

6 地震などの災害に強い安全・安心で持続可能な水道に向けて

(要望)

令和6年元旦に発災した能登半島地震では、約13.7万戸が断水し長期に渡りその状況が続くなど、数々の課題が露呈した。

水道は生活を守る上で欠かすことの出来ないライフラインであることから、地震などの災害時も安心して使用できる持続可能な水道の確保に向け、県が定める戦略的管路整備をはじめとする事業計画に遅れが生じないよう着実に取組を進めること。

また、能登半島地震では断水した際、地下水等の活用が一部で行われた。本県においても、今後、災害時に活用できる地下水等について調査・検討を行うこと。

(回答)

県営水道の目指す姿や取組の方向性を示した「神奈川県営水道長期構想」や、中期的な事業実施計画である「神奈川県営水道事業経営計画」に基づき、持続可能な水道事業の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。特に、高度経済成長期以降の人口増加に伴い整備した大量の水道施設が一斉に更新時期を迎えることから、施設整備を効果的・効率的に進めていくため、被災時の断水被害をより少なく、復旧までの時間をより短くできるよう、広域にまたがる基幹管路などを優先的に整備、更新する戦略的な管路整備に取り組みます。

「神奈川県地域防災計画」では、市町村が計画的に飲料水、生活用水を確保するとともに、市町村から依頼があった場合には、防災用井戸及び家庭用井戸について、飲用の適否の検査

を行うこととしています。

さらに、「市町村地域防災力強化事業費補助金」において、防災用指定井戸の整備も補助対象とし、市町村の災害時の地下水の活用の支援に努めています。

7 超高齢社会に備えた地域公共交通の整備とライドシェアの検証

(要望)

ドライバー不足等に伴う路線バスの減便により、持続可能な地域公共交通の整備が求められている。市町村によるコミュニティーバスの運行や乗合タクシー、介護タクシー等の地域公共交通が維持されるよう、県が市町村や事業者等との協議を積極的に行い、広域的な役割を果たすこと。

また令和6年4月からスタートした神奈川版ライドシェアについては、日本版ライドシェアをはじめとする動向も鑑み「神奈川版ライドシェア検討会議」を中心に外部の有識者を含めた幅広い検証を行うこと。

(回答)

地域公共交通課題に対する取組は、これまでも地域の課題に精通した市町村が主体となって取り組んでおり、県としては、市町が設置している地域公共交通会議において、通勤通学・地域の足となる地域公共交通の確保維持について、広域的な視点から助言などを行っているところです。

高齢者の外出支援については、市町村において地域の実情を踏まえた取組が実施されているところです。県としては、各市町村で実施しているコミュニティーバスの運行など高齢者の外出支援に役立つ取組を県ホームページ「高齢者の外出支援サポートサイト」で紹介しています。

ライドシェアについては、本年4月から、三浦市を実施主体とする実証実験において需要や安全面などの検証を進めてきましたが、これまでに800回を超える利用があり、トラブルや事故もなく、安全かつ円滑に運行できています。

こうした実証実験の実施状況について、「神奈川版ライドシェア検討会議」や「三浦市地域公共交通会議」において、有識者やタクシー会社等に対して説明し、関係者の合意を得て、12月17日から令和7年3月末まで、三浦市を実施主体として、本格実施に向けて試行していくこととしました。

今後は、三浦市が、三浦市地域公共交通会議で検証を継続していく予定ですが、県としても、引き続き会議の場などを通じて技術的支援を行ってまいります。

8 包括的な居住支援について

(要望)

本年6月に住宅セーフティネット法が改正され、国における同法の所管が従来の国土交通省のみから厚生労働省を含めた共同所管となり、今後は従来の住宅施策から一歩踏み込

んで、対象となる人々の居住ニーズのアセスメントから、住まい探し、居住支援、日常生活支援、死後事務までを見据えた「包括的な居住支援」が求められる。

こうしたことから県においても県土整備局のみならず、他部局との連携を強化し、包括的な支援を行うこと。

(回答)

国は、住宅セーフティネット法の改正法の施行を令和7年10月に予定しており、県は、現在、国から発出される情報を入手するため、国が開催する説明会に、住宅・福祉の関係職員がともに参加し、改正される制度等の把握に努めています。

今後、示される国土交通省及び厚生労働省の省令やガイドラインなどに基づき、新たに創設される居住サポート住宅の審査マニュアルの作成や審査体制の検討を進めるなど、制度の円滑な施行に向け住宅・福祉部局が連携して取り組んでまいります。

文教常任委員会

1 教員の多忙化解消について

(要望)

教員の多忙化解消のための取組として、業務アシスタントの全県立学校への複数配置が進んでいるが、画一的な配置に留まらず、現場の要請に応じ配置ができるようにすること。特に産休・育休・介護休・療休などが重なり業務負担が多い学校に一時的にでも必要数を配置する柔軟性を持たせること。

また、小中学校におけるスクールサポートスタッフの拡充も図り、県内における全ての児童・生徒に教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センターの支援員等がしっかりと向き合える時間を確保し、本県の教育の質の充実に努めること。

(回答)

業務アシスタントについては、令和6年度から配置を拡充し、全校に複数配置を行ったところ。今後も引き続き、配置効果を検証するとともに、学校現場の実情やニーズを把握して、効果的な運用について検討してまいります。

また、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和7年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることとしました。引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充について、国に要望してまいります。

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定の対象とすること等や、校内教育支援員を希望する全ての公立学校に配置することについても国に要望しており、引き続き要望してまいります。

2 教員不足の解消に向けた取組について

(要望)

全国的に教員不足の状況であり、本県にとっても喫緊の課題である。

新たな教員の担い手の確保と就業の継続、また業務を援助し軽減するための仕組みの拡充は必須と言える。

令和6年3月の「教員の働き方改革に関する若手教員プロジェクトチーム」の提言を基に、改革を加速できるよう取組を強化すること。

また、教員を志望する学生や社会人に対して、教員を目指しその職に就き、子どもたちの学びや成長に関わっていくためにどのような環境や条件が必要だと感じているかの調査を実施すること。

(回答)

県教育委員会では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、教員の長時間勤務の是正に向けて、教員をサポートする業務アシスタントなどの外部人材の積極的な活用等に取り組んできました。

これらの取組をより一層加速化させるため、若手教員プロジェクトチームの提言や、市町村教育委員会の意見等を踏まえ、令和6年度中に新たな指針をとりまとめるとともに、令和7年度から、市町村が行う働き方改革の取組に対する補助金の創設や、県立学校における校務DXの更なる推進などの措置を講ずることとしたところであり、教員の働き方改革を強力に推し進めてまいります。

また、オンラインによる個別相談会や全国各地に出向いての説明会を開催し、教員の魅力等を説明し、神奈川県採用試験の受験を働きかけています。

3 国際社会で活躍できる人材の育成について

(要望)

外国語によるコミュニケーション能力の向上は、国際社会で活躍するためにも重要なことである。語学力を身につけるには、生徒にとって身近な存在としてネイティブスピーカーがいることが望ましい。

その点を踏まえると、授業中はもちろんのこと、休み時間、放課後にも生徒と共にできるALT（外国語指導助手）、外国語専科担当教員、および民間の外国語教育指導者等の配置に財政上の支援を行い、取組を強化すること。

(回答)

県教育委員会では、県立高校における英語・国際教育の推進を図る観点から、平成18年度から民間委託による外国語指導助手（ALT）の配置に取り組んでいます。

県教育委員会としては、今後もALTの配置を継続することなどにより、県立高校における英語・国際教育の推進に取り組み、生徒の外国語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図ってまいります。

また、外国語活動等におけるALT等を各市町村が活用しやすいように、財源確保に向けた支援を行うことを、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しており、引き続き要望してまいります。

4 学校におけるセクハラ行為や教職員によるわいせつ事案の根絶に向けて

(要望)

県教育委員会では児童・生徒の人格形成に大きな役割を担っている学校でのセクハラ行為の根絶に努めているとはいえ、県立高校生等を対象とした調査では未だにセクハラ行為に対する訴えが後を絶たない。また、教職員によるわいせつ事案も起こっており、こうした事態は看過できない。

セクハラやわいせつな行為は犯罪だという認識を一層強めるよう研修を執り行いセクハラ防止対策、わいせつ事案根絶に徹底的に努めること。

また、児童・生徒に不安や心の傷を負わせた場合、県教育委員会及び学校としてのサポートを丁寧に行うこと。

(回答)

県教育委員会では、不祥事防止の啓発資料にセクハラに該当する行為の具体例を掲載し、各県立学校での研修等において、確認するとともに、県立学校の管理職向け人権教育研修において、前年度のセクハラ調査の結果に触れ、校内での未然防止に向けた啓発を促すなどの取組を実施しています。

引き続き最新の知識やセクハラ調査結果などを反映しながら様々な機会をとらえて、注意喚起・啓発に努めてまいります。

加えて、教職員によるわいせつ事案の防止においても、教職員一人ひとりが性暴力が被害者に与える影響の重大さを十分に理解し、「自分も不祥事を起こすかもしれない」という意識を持つよう、各市町村教育委員会とも連携を図りながら、粘り強く取り組んでまいります。

また、わいせつ事案等の被害にあった当事者を含め、児童・生徒の心のケアのため、被害を受けた児童・生徒の保護者と連携を図りながら、継続的にスクールカウンセラーとの面談を実施するなどの支援を行うとともに、学習面での配慮を行っています。

さらに、指導主事や臨床心理士などで構成する「学校緊急支援チーム」を学校の要請に応じて、当該校に派遣し、緊急カウンセリングを実施するなどの支援を行っています。

5 主権者教育について

(要望)

近年、成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、主権者教育の充実が一層求められている。その目的は「国や社会の問題を自ら考え、判断し行動する人材を育成すること」である。

その点を子どもたちや教育者がしっかりと理解し、主権者教育が推進されるよう取り組むこと。

また、主権者教育の一環として「政治参加教育」に取り組むことは重要であるが、政治的中立が担保されなくてはならない。その点を留意しながら、なぜ政治参加が大切なのかをともに考える工夫と情報共有に取り組むこと。

(回答)

県教育委員会では、主権者教育の一層の充実のため、「小・中学校における政治的教養を育む教育」を推進しており、平成 29 年度より毎年度、県内の小・中学校を実践協力校として授業実践や研究協議を行う「実践協力校連絡会」を実施しています。本事業で作成した指導資料及び指導事例集では、政治的中立性の確保についての留意点、及び具体的な実践事例を掲載し、機会をとらえ市町村教育委員会と連携して、各小・中学校に周知しています。

また、全ての県立高等学校及び県立中等教育学校でシチズンシップ教育の一環として、参議院議員通常選挙を活用した模擬投票などの「政治参加に関する教育」に取り組んでいます。今後も、政治的中立性の確保に留意しつつ、物事には多様な見方、考え方があることを、生徒たちが理解し、主権者として自ら判断していく力が醸成されるよう、県選挙管理委員会と締結した協定を踏まえ、模擬投票や選挙啓発等における連携・協力を一層推進してまいります。また、協定の趣旨を踏まえ、期日前投票所を県立高校に設置することなど、県選挙管理委員会と連携した取組を進めてまいります。

さらに、県立特別支援学校でも参議院議員通常選挙に合わせて、政治的中立性の確保に留意しつつ、高等部の生徒を対象に模擬投票を行い、実際の選挙に近い雰囲気の中での学習を進めています。また、模擬投票がない年度については、授業で主権者教育について取扱うことや、身近なテーマで選挙体験学習を行うことに取り組んでいるほか、生徒会選挙等の機会を通して投票をする経験を積んでいます。

今後も引き続き、「政治参加教育」を推進してまいります。

6 中学校・高等学校の 35 人学級の実現と教員配置の充実について

(要望)

教育の質の向上の観点からも中学校・高等学校において 35 人学級の実現は重要である。

令和 7 年度には、小学校 6 年生が 35 人学級となる。

令和 8 年度には、中学校 1 年生も 35 人学級での学習の実現に向け、早急な法律改正がなされるよう国に求めていくこと。

(回答)

中学校・高等学校の 35 人以下学級の早期拡充及び実現について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

7 帰国・外国人児童生徒等への教育支援体制の充実について

(要望)

近年、日本での就学を希望する帰国・外国人児童生徒等が増加しており、日本語指導を必要とする児童・生徒数が増加している。共生社会の実現に向け、当該児童・生徒への更なる支援の充実を図るため、国際教室の拡充や財政支援を講じること。

(回答)

県教育委員会では、県立高校に在籍する日本語を母語としない生徒が学校生活を円滑に送ることができるよう、NPO法人から多文化教育コーディネーターを派遣しています。

また、NPO法人など地域の人材と連携し、日本語の学習支援などを行うとともに、入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学習支援などを行っています。

併せて、生徒の指導上、保護者等との意思疎通を適切に図るために通訳を必要とする場合に、通訳者派遣に必要な費用を措置しています。

日本語指導に必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する小・中学校には、日本語指導等の適応指導を行うために専任教員を配置しており、この基準は、外国籍児童・生徒指導に必要な教員数を、対象となる児童・生徒18人に1人と定める義務標準法の基準より手厚いものであり、本県の限られた財源の中では、この基準をこれ以上引き下げることは困難です。

また、日本語学習の支援や通訳派遣に係る支援について、外国につながりのある児童・生徒の支援体制を整備するため、国庫補助を活用して「帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業費補助」として、市町村が公立小・中学校に日本語の指導・教科学習の補習を行う支援員を配置するために要する経費などを補助しており、国庫補助率の拡大について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に対して引き続き要望してまいります。

8 GIGA スクール構想の着実な推進について

(要望)

第2期GIGAスクール構想に向け、端末調達については国の予算で都道府県が基金を設置し、共同調達により市町村に補助金を交付することとなったが、維持管理に要する経費や端末を校外で活用する際に必要な通信費用等のランニングコストについても、財政支援等も講じること。

また、ICT環境の充実や、プログラミング教育が円滑に実施できるよう、ICT支援員等の配置経費に係る財政措置の充実を図ること。

さらに、GIGAスクール構想の推進に向け、地域のパソコン教室や地域人材の活用も視野に入れ、児童・生徒一人ひとりがタブレット端末をより効果的かつ継続的に活用できるよう支援を講じること。

(回答)

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、次の事項について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して、要望してまいります。

ます。

・機器の保守管理や通信費等について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

・希望する学校全てにICT支援員を配置できるよう財政措置の更なる充実を図ること。

また、GIGAスクール構想の推進に向けて、すべての市町村教育委員会とともに「GIGAスクール推進協議会兼市町村教育委員会ICT担当者連絡会議」を開催し、ICT活用の成果と課題等を共有するとともに、改善に向けた取組例や先進事例等について情報提供を行うなど、各市町村教育委員会による小・中学校でのICT活用推進を支援しています。

9 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び校内教育支援センターの支援員等の更なる拡充について

(要望)

いじめ、不登校、貧困、ヤングケアラー等、子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変化し、相談ケースの増加や多様化が進んでいる。様々な課題の未然防止や早期発見、それに対する心のケアなどが求められている。しかし、現在のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び校内教育支援センターの支援員等の配置と勤務時間では不十分であるとの声も多く聞かれる。

不登校等の児童・生徒が増加している状況も鑑み、県が配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、校内教育支援センターの支援員等をさらに拡充すること。

(回答)

県教育委員会では令和5年度から、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の配置を大幅に拡充しました。

また、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法及び高校標準法の算定の対象とすること等や、校内教育支援センターの支援員を希望する全ての公立学校に配置することについて、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

地域要望

相模原市

1 県民の水がめとしての貴重な役割を担う水源環境の保全・再生施策の充実等について

(要望)

大綱終了までに民間主体で管理している森林と一体管理が望ましい森林の集約化が円滑に進むための方策の検討すること。

また、大綱終了後も高度処理型浄化槽整備に伴う必要な措置を検討すること。さらに、20年分の高度処理費（リン除去分）の県補助金は恒久的な制度とすること。

加えて、森林の適正管理や財産区有林の維持・保全に資する支援・河川・水路における自

然浄化対策の推進など、水源環境保全税の存続又は別財源の確保等により、必要な措置を講ずること。

(回答)

県が公的に管理する森林は、目指す森林の姿に合わせ、整備と管理を行っています。

林道などから近く、森林資源を活用しながら整備を行う資源循環ゾーンにおいては、持続的な施業を行う人工林を目指し、森林所有者が森林組合等に長期に渡る森林の管理・整備を委託する「水源林長期施業受委託事業」を推進しています。

長期施業受委託事業を実施している森林で、小規模な森林を集約化できた箇所では、大綱終了後を見据え、国が進める森林経営計画の策定を促進し、民間主体による森林管理等を推進しています。

こうした中、県では、資源循環ゾーン内にある水源協定林のうち、周囲の長期施業受委託森林と一体的に管理・整備を行うことが望ましい森林で、かつ所有者が希望する場合には、長期施業受委託への移行が出来るよう仕組みを整備し、現在、既に移行されている地域もあります。令和6年度においても、長期施業受委託の移行が予定されています。

なお、水源林整備協定による契約期間が満了した森林の公益的機能の維持については、大綱終了後に向けた課題として認識しており、大綱後の水源施策を検討していく過程で、今後、市町村にも情報提供しながら検討を行っていきます。

また、県が実施する「水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）」では、ダム集水域において、リン除去効果のある高度処理型合併処理浄化槽を補助対象としています。

平成29年度からは、リン除去効果を継続的に発揮させるため、リン除去装置の更新等に係る経費を「高度処理費」として一括交付しており、まずは、令和8年度まで現行制度を維持できるよう、必要な予算の確保に努めます。

なお、高度処理費については、通常、必要となる維持管理費は原則どおり設置者負担であることを前提とした上で、ダム湖の水質改善・確保のため、市町村による整備事業を促進・奨励する目的で導入したものであり、恒久的に必要な費用として充当していくことは、現在、考えていません。

また、大綱終了後の施策について、県では、水源環境保全・再生施策を継続することを前提に、市町村等の御意見も伺いながら、現行施策のうち終了すべき事業や継続すべき事業、新たにに取り組むべき事業について、検討を重ねているところです。

現在、必要となる事業費を算定していますが、現時点の積上げでも少なくとも年間30億円を超える規模となっています。

県としては、引き続き、県民の皆様にも、個人県民税の超過課税のご負担をお願いしたいと考えています。

今後、次世代に引き継ぐことができる持続可能な水源環境の実現に向け、県民の皆様や県議会、市町村の御意見を丁寧にも伺い、議論しながら検討を進めてまいります。

2 医師の働き方改革に伴う救急医療機関等への支援について

(要望)

医師の働き方改革に伴い、救急医療機関等に対し、割増賃金や医師派遣会社利用料等を財政的に支援するとともに、派遣受入医療機関に対する交付金の交付対象を拡充すること。

(回答)

県では、地域医療介護総合確保基金を活用して、救急医療機関に対して勤務環境改善に係る支援を実施しています。要望の費目に対する支援や交付対象の拡充は、基金制度上、実施することは困難ですが、より活用しやすい制度となるよう、関係団体の御意見を伺いながら、国に働きかけてまいります。

3 中山間地域の持続可能な医療体制の確保への支援について

(要望)

地域枠医師や自治医科大学卒業医師の活用等による効果的な対策を早期に講じること。

また、次期保健医療計画に向けて、県内の無医地区等に係る実態について把握し、必要な「へき地医療の保健医療対策」を検討すること。

(回答)

地域枠医師については、キャリア形成プログラムを改正し、4年間は県内の医師が相対的に不足する地域において従事するよう見直しを行いましたので、県内の医療状況を踏まえ、適正な配置が行われるように努めます。また、自治医科大学卒業医師についても、中山間地域に所在する診療所からの要望等を踏まえて引き続き派遣先の調整を行ってまいります。

なお、無医地区等については、今後、国による調査が実施された際にはその結果を精査し、県としての方針を検討してまいります。

4 宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用の実現に係る取組の推進について

(要望)

フィッシング利用の実現に向け、主体的に取組を進めるとともに、必要な予算を確保すること。

(回答)

国、県、相模原市、愛川町、清川村及び公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は、令和6年度から宮ヶ瀬湖におけるフィッシング利用実現可能性等調査を実施しているところですが、9月末の中間報告を踏まえ、引き続き詳細調査を行うことで6者の協議が整ったことから、令和7年度当初予算案に調査委託に係る事業費を計上しました。

5 学校給食費の保護者負担軽減に係る制度創設及び財政措置について

(要望)

学校給食費の公費負担など全国一律の制度の創設及び学校給食用食材の価格高騰対策として、必要な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(回答)

県教育委員会では、給食費の無償化等について、国の責任と財源で対応するよう要望しています。

6 二級河川境川の改修について

(要望)

二級河川境川の県管理区間について、境川水系河川整備計画に基づいた河川改修を進めること。

(回答)

境川については、時間雨量概ね 60mm の降雨に対応できるよう、「境川水系河川整備計画」に基づき、遊水地や護岸の整備を進めています。

相模原市域の整備状況ですが、遊水地については、上流部の相模原市緑区で整備を進め、令和 3 年度に本体が完成しました。

護岸の整備については、中流部の特に川幅が狭い、相模原市中央区の約 2.9km 区間で優先的に取り組んでおり、土地所有者の御理解をいただきながら、早期の用地取得に努めるとともに、まとまった用地が確保できた箇所から、順次、護岸の整備を進めてまいります。

7 広域防災拠点機能を備えた津久井湖城山公園の整備促進について

(要望)

津久井湖城山公園の拡大区域について、広域的な防災対策拠点としての機能の検討を進めるとともに、早期に事業を実施すること。

(回答)

津久井湖城山公園は、約 95ha が開園済であり、現在、拡大区域の用地取得を進めています。

今後、広域的な防災拠点として有効に活用されるよう、引き続き、相模原市の防災部局と調整しながら、早期の整備を目指してまいります。

8 県営水道の給水区域の拡大について

(要望)

緑区の中山間地域における簡易水道や小規模水道について、県営水道と統合するなど広域化の取組を推進すること。

(回答)

水道法では、水道事業は市町村経営が原則とされており、水道事業者である市町村は、水道の基盤の強化に努めなければならないとされています。また、経営の一体化や事業統合と

いった、広域化の実現には、両者の合意が必要になります。

そのため、まずは、相模原市において、当該地域における水道インフラの将来像を整理するとともに、経営統合にこだわらず、多様な広域連携方策の中から当該地域の実情に適した連携方策を検討していくことが、市営簡易水道の基盤強化につながるものと考えます。

なお、「神奈川県水道広域化推進プラン」では、水道事業者は、業務の共同化から段階的に検討を進め、将来的には経営統合を行う可能性も検討するとしており、県は、こうした広域連携に関する課題解決に向けた取組を支援していくとしています。

9 特定外来生物の主体的な防除の実施について

(要望)

特定外来生物の防除について、県の責任において、主体的に対策を講じること。特にアライグマに関しては、市町村の計画捕獲に対して、県独自の財政的支援制度を創設すること。

(回答)

アライグマについては被害が発生している地域の関係者による主体的な取組が効果的であるため、引き続き、地域における対策の実施に当たって、県かながわ鳥獣被害対策支援センターの職員が現地に赴き、対策に関する情報提供や、効果的な対策の提案など、技術的支援を行っていくとともに、県による市町村事業推進交付金により財政的支援を継続してまいります。

また、国において、地方公共団体が行う特定外来生物の防除等について、2種類の財政支援に係る制度（①特定外来生物防除等対策事業（交付金）、②特別交付税措置）を設けていますので、制度について周知していきます。

10 広域交通網の整備への積極的な支援について

(要望)

小田急多摩線延伸の実現に向け、収支採算性等の課題解決を図るため、引き続き、広域的な観点からの助言や技術的な支援を行うこと。

(回答)

小田急多摩線の延伸については、広域交通ネットワークが強化され、地域の活性化につながるものと認識しており、「かながわ交通計画」の改定にあたり、これを明確に位置付けたところです。

また、相模原市と町田市では、国、県、東京都等による関係者会議を設置しており、県としては、この場で、広域的な観点から助言等を行っています。

なお、小田急電鉄には、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、延伸の要望を行うほか、国に対しては、鉄道整備費等の助成制度の拡充を働きかけているところであり、引き続き関係者と連携して、小田急多摩線の延伸に向けた取組をしっかりと支援してまいります。

11 都立高等学校への進学機会の確保に向けた支援について

(要望)

特定の地域（藤野地区及び相模湖地区）に居住する生徒が、都立高等学校へ進学することが出来る特例措置について、東京都教育委員会へ働きかけること。

(回答)

本件については、平成 29 年度に東京都教育庁に検討の依頼をしましたが、都内中学校から都立高等学校を志願する者への影響等を考慮し、認めることができないとの回答があったところです。

都立高等学校の志願状況について、その後も大きく変わらない中で、協定を結ぶ等、越境入学に係る特例措置の導入は容易ではないととらえていますが、引き続き、神奈川県教育委員会として対応を検討してまいります。

12 特別支援学校における視覚・聴覚部門の設置について

(要望)

市内の県立特別支援学校高等部において、視覚・聴覚部門を設置すること。

(回答)

相模原中央支援学校では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害の 4 つの教育部門を設置しています。特に、視覚障害及び聴覚障害教育部門については、地域では専門的な支援を受けることが難しい乳幼児相談や幼稚部での教育の充実を図るとともに、義務教育段階における居住地に近い特別支援学校への通学を実現するため、幼稚部・小学部・中学部を設置した経緯があります。

高等部段階における教育は、平塚盲学校及び平塚ろう学校において、普通科だけでなく専門学科及び専攻科を設置し、専門性の維持・継承と教科指導体制の工夫等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた職業教育の充実に取り組んでいます。このように、高等部段階では高い専門性や職業教育の充実が必要であることから、当該障害種の在籍者数が少ない相模原中央支援学校に、標準法に基づき一定数の教員を配置し、高等部を設置・維持することは困難です。

相模原中央支援学校では、これまで平塚盲学校や平塚ろう学校と連携し、教育内容の充実に取り組んできました。また、中学部卒業後の進路を見据え、地域の学校への転学や進学、平塚盲学校、平塚ろう学校高等部への進学などの進路指導及び支援を行ってきました。今後も、引き続き一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実に努めてまいります。

13 市立小中学校における医療的ケアに対する支援体制の強化について

(要望)

特別支援学校に係る教員定数の改善を国に働きかけること。また医療的ケア実施校に対

する看護師の巡回指導等の支援や看護師のスキルアップ研修を実施すること。

(回答)

県教育委員会では、国に対して教職員定数の改善のほか、医療的ケアを行う看護師を義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、財政措置を講ずることを要望しており、今後も引き続き、強く要望してまいります。

また、令和6年度から市町村教育委員会との医療的ケアに関する連絡会議を設置し、情報共有や課題の検討を行い、医療的ケアの取組の推進を図っています。

さらに、「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」により、小・中学校への看護師による巡回、指導・助言、教員等に対する研修等の支援を行っています。また、看護師の研修については、令和6年度より県立特別支援学校の看護師を対象にした研修に、各市町村教育委員会の看護師の参加を呼びかけ、県内全域の学校で働く看護師のスキルアップを目指しています。

横須賀市

1 福祉政策等に係る地域手当級地区分の見直しについて

(要望)

教育・保育事業者の人材確保等を図るため、子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域区分について、地域の実態に応じ、適切な区分を適用するよう国に働きかけること。

(回答)

保育人材については、令和6年4月1日付けで、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」の一部が改正され、地域手当の級地区分の見直しが行われましたが、神奈川県内については、見直しがされていないことから、地域手当の級地区分が経営実態や地域の実情に合わせたものとなるよう、国に要望しました。

その後、令和6年11月に、国家公務員の地域手当を市町村単位から都道府県単位に広域化することなどが閣議決定しましたが、令和7年4月からの保育所の地域区分の見直しは実施しないこととなったことから、今後も国の動向を注視してまいります。

2 地震防災対策の支援体制の拡充について

(要望)

神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金における住宅揺れ対策事業の補助対象事業の範囲等について、昭和56年5月31日以前に新築工事に着工した旧耐震基準の住宅に加え、昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に新築工事に着手した新耐震基準の住宅に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、市町村上限額を増額すること。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震住宅に対する耐震診断・改修などの住宅の耐震化等に係る取組について、県が推進する重点事業に位置付け、支援しております。

なお、平成 12 年 5 月 31 日以前の「新耐震基準」の住宅に対する耐震診断・改修などの住宅の耐震化に係る取組については、令和 7 年度からスタートする新たな「神奈川県地震防災戦略」の重点施策に位置付け、市町村の取組を支援することとし、令和 7 年度で所要の措置を講ずることといたしました。

平塚市

1 幼児教育無償化に対する財政支援について

(要望)

自治体の待機児童対策を支援すべき神奈川県が現在、実施している保育緊急対策事業費補助金の低年齢児受入対策緊急支援事業について、0 歳児のみを対象としているが、1 歳児、2 歳児についても補助対象とすること。

(回答)

「低年齢児受入対策緊急支援事業」については、待機児童数が減少傾向にあることから規模縮小されてきた事業となっていますが、待機児童解消には一定の効果はあると考えますので、保育士の人件費に対する加算など、人件費支援の制度化について、早急の対応を国に要望してまいります。

2 ツインシティ整備計画に定める道路 2 軸「平塚愛甲石田軸」及び「伊勢原大神軸」の整備について

(要望)

ツインシティ整備計画に定める道路 2 軸「平塚愛甲石田軸」及び「伊勢原大神軸」の整備について、次のとおり早期整備及び支援をすること。

(1) 平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間（先行区間）について、県道として早期整備に向けた取組を行うこと。

(回答)

平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、令和 6 年度に、県道として整備するための都市計画手続きが完了しましたので、引き続き、御協力をお願いします。

(要望)

(2) 先行区間以外の区間について、将来の県道整備を見据えた計画具体化の取組に係る

支援をすること。

(回答)

先行区間以外の区間については、地元市が主体となって「ツインシティ整備計画に係る道路2軸検討会」において課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいております。県としても必要な支援を行ってまいります。

3 金目川水系の整備について

(要望)

金目川水系の河川整備計画の目標に達していない箇所を整備予算の拡大及び早期整備に努めること。

(1) 金目川河口付近(右岸)については、着実な整備に努めること。

(回答)

県では、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」に基づき、水害への対策強化を図るため、河川整備や堆積土砂の撤去などの対策を重点的に推進しております。

今後も、この戦略に基づき、金目川水系の整備予算の拡大や早期整備に努めてまいります。

金目川河口付近(右岸)については、長年懸案であった用地取得や補償物件の移転が完了したことから、令和5年度から三沢川との合流点の一部区間を除き堤防工事に着手しました。三沢川の合流部は、花水川橋の架替工事等の影響もあり、未着手となっておりますが、その他区間については、令和6年度に完了する予定です。

(要望)

(2) 金目川・鈴川合流部については、早期用地取得及び早期整備に努めること。

(回答)

金目川・鈴川合流部については、用地取得難航箇所が1件あり、堤防の整備に着手できない状況にあります。現在、土地の取得に向けた手続きなど、様々な検討を進めているところですが、まずは御要望箇所より下流の金目川の整備を進める必要があります。

引き続き、金目川下流の整備を全力で推進し、併せて御要望箇所の早期着手に向けた検討を進めてまいります。

(要望)

(3) 河内川の流下能力不足区間の断面確保については、早期整備に努めること。

また、整備完了までの間、堆積土砂の撤去をするなど、大雨時の水位低下に努めること。

(回答)

河内川については、現況流下能力が比較的到低い下河原橋上流付近から万年橋までの約600m区間を先行して、河道拡幅工事に令和3年度から着手し、下河原橋上流から神明橋下流までの右岸の約180mが令和5年度に完成しました。令和6年度は神明橋の架け替えが完

了し、引き続き、神明橋下流左岸の工事を実施する計画としております。

今後も流下能力の向上に向けて整備を推進してまいります。

整備完了までの間については、現状の河川の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

4 県道 77 号（平塚松田）の新たなバイパス道路の整備

（要望）

県道 77 号（平塚松田）のバイパス機能を有する道路として、中井町「グリーンテクなかい入口交差点」付近から平塚市「土屋霊園入口」付近までの区間について、事業化に向けた協力を行うこと。

（回答）

県道 77 号（平塚松田）の新たなバイパス道路は、秦野中井インターチェンジへのアクセスを強化するとともに、渋滞の著しい河原町交差点の渋滞緩和などに寄与する道路と認識しており、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として反映しています。

これまで、平塚市と中井町が、この道路の具体化に向けて立ち上げた勉強会に、県も参画し、市町の検討に協力してきました。

こうした中、「グリーンテクなかい入口交差点」付近では、現在、土地区画整理事業と土地改良事業が進められていますが、土地区画整理事業では、道路の計画が織り込まれた形で事業が進められている一方、土地改良事業では、道路の計画が織り込まれていませんでした。

そこで、市町が主体となり、土地改良事業の関係者と調整を進めた結果、道路を通す目途が立ったことから、今後は、県が主体となって、ルートを検討などに取り組んでまいります。

鎌倉市

1 県道等の早期事業化・整備について

（要望）

県道 304 号（腰越大船）山崎跨線橋南交差点内の対面構造の是正及び山崎跨線橋への右折レーンの延長並びに歩行者環境の改善を早期に実施すること。

県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。

第 1 次緊急輸送道路となっている国道 134 号及び県道 21 号（横浜鉄倉）の無電柱化を早期に実施すること。特に、無電柱化実施済みである若宮大路から先、県道 21 号の八幡宮前から北鎌倉駅前までの無電柱化延長を優先すること。

また、神奈川県無電柱化推進計画の実施計画箇所にある県道 304 号（腰越大船）について、無電柱化計画区間を第 2 次緊急輸送道路である県道 32 号（康沢鎌倉）の手広交差点ま

で延長し、早期の無電柱化を実施すること。

(回答)

県道 304 号(腰越大船)の山崎跨線橋南交差点を含む約 500m 区間については、鎌倉市が所有する用地を活用し、交差点内の対面構造の是正及び右折レーンの延長を行うとともに、歩道の拡幅を行うこととしています。

現在は、南側(腰越方面車線側)において、市が所有する用地を活用し、歩道等の工事を進めています。この工事が完成した後は、車線を切り回し、残る北側(大船方面車線側)の工事に着手します。

県道 23 号(原宿六ツ浦)の鎌倉市域については、横浜市域と同等の道路整備に着手しました。引き続き、鎌倉市の御協力をいただきながら、事業推進に努めてまいります。

国道 134 号及び県道 21 号(横浜鎌倉)の八幡宮前から北鎌倉駅前までの区間については、無電柱化推進計画への位置付けがなく、一部歩道も狭いため、どのような対応が可能なのか、今後、市と一緒に検討してまいります。

県道 304 号(腰越大船)の手広交差点までの無電柱化の延長については、この区間の歩道が、電線共同溝の設置に必要な幅員に足りていないものの、接続する村岡・深沢地区区画整理事業の中で共同溝の設置を行うことから、区画整理事業に合せた無電柱化ができないか、区画整理事業者や鎌倉市と検討してまいります。

2 津波防災対策の強化について

(要望)

国道 134 号線下開口部への防潮扉の設置、134 号線の防潮堤のかさ上げ、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援など、津波浸水想定に基づく防災対策が進むよう支援するとともに、国との調整を図り、新たな知見や制度などについての市町村への情報提供や協議を密に行うこと。

(回答)

国道 134 号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や国道 134 号沿いの防潮堤のかさ上げ、浸水想定区域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援等を行ってまいります。

また、県では「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、指定緊急避難場所(津波避難ビル等)や避難路の整備など市町村が行う津波対策に係る取組について支援しております。引き続き、この補助金により市町村の取組を支援してまいります。

なお、国道 134 号沿いの県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備については、数十年から百数十年に一度程度に発生する頻度の津波(L1)を対象としており、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や、鎌倉市の御意見を伺いながら、整備計画を取りまとめてまいります。

3 漁港等の整備について

(要望)

漁業の安定的な継続を図るため、鎌倉地域における漁業支援施設整備の一日も早い実現に向けて、海岸保全区域外に存する海岸保全施設(突堤)の取り扱いに係る諸課題の整理及び解消に取り組むこと。

(回答)

鎌倉漁港の整備については、国・県・市の調整を経て、現在、鎌倉市が整備を進めています。令和5年3月31日付けで市が漁港区域について、併せて、同日付けで県が漁港区域内の海岸保全区域について、それぞれ指定したところです。

市では、県が整備した既存海岸保全施設(突堤)を海岸保全区域外に存するものも含めて利用し、漁港整備を進める予定であり、今後、市への県管理財産の移管等が必要となります。

そのため、県は、市が主体となって海岸保全区域外に存する突堤の利用にかかる諸課題に取り組むに当たり、必要な手続きについて助言を行うなど、今後も引き続き支援してまいります。

藤沢市

1 相鉄いずみ野線の延伸及び輸送力の増強等について

(要望)

いずみ野線延伸は、当市北部地域の発展には必要な事業であり、地域の期待が非常に高い事業でもあることから、引き続き検討の深度化に努めるとともに、延伸の実現までの間における需要に対応するため、また鉄道延伸の早期実現のためにも、沿線の居住人口・就業人口の増加に繋がり、延伸の実現にも資する都市計画道路高倉遠藤線の4車線化を前提としたBRTの輸送力増強などの検討に協力すること。

(回答)

相鉄いずみ野線延伸については、その実現にあたり、収支採算性の確保が課題となっており、県では、これまで、鉄道の線形や構造の工夫による事業費の縮減の検討を行ったほか、令和6年度からは、運行経費の縮減などの検討を行っています。

一方、藤沢市では、新たな需要の創出に向けて、B駅周辺において、「健康と文化の森地区」のまちづくり(土地区画整理事業)を進めていると承知しております。

こうした収支採算性の確保にかかる検討結果や、まちづくりの進捗などについては、県・藤沢市・相鉄などで構成する「いずみ野線延伸検討協議会」の場で共有し、延伸の実現に向けて、引き続き、検討の深度化を進めてまいります。

都市計画道路高倉遠藤線の4車線化を前提としたBRTの輸送力増強については、県では、BRTの定時性や速達性に資する、本路線の4車線化整備を進めることとし、令和6年度から設計を進めています。

また、市が進める高倉遠藤線の4車線化を前提としたBRTの輸送力増強の検討につい

ても、県として、市に協力してまいります。

2 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(要望)

2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて、2030年度の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、新築建物への再エネ設備の設置義務化について、早期実現に向けた検討を進めるとともに、義務化に伴う住民負担の軽減に資する財政措置や、大量廃棄を迎える使用済の住宅用太陽光パネルの回収・リサイクルルートの確立や、アップサイクルに向けた補助制度等について、あわせて検討を進めること。

(回答)

新築建物等への再エネ設備の導入を促進させるためには、県民や事業者の皆様が脱炭素を自分事としてとらえ、自ら率先して設置していただくことが重要であることから、直ちに設置を義務化する考えはありません。

県としては、まずは、県民や事業者の皆様を後押しする取組を進めていきたいと考えていますが、設置義務化については、東京都や川崎市が令和7年度から制度を導入することとしていることから、県内における太陽光発電の設置状況や先行自治体の実施状況等を踏まえ、義務化の必要性や効果等について検討を行ってまいります。

県民の皆様を後押しする取組としては、住宅を対象として、「住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助」や、太陽光発電等を初期費用の負担なしで設置できる「0円ソーラー補助」、スケールメリットにより市場価格より安い費用で購入できる「住宅用共同購入事業」などによる再生可能エネルギーの導入促進、「既存住宅の省エネ改修補助」のほか、「ZEH導入費補助」などによる省エネルギー化の促進に取り組んでまいります。

加えて、事業者を対象として、「自家消費型再生可能エネルギー導入費補助」、「事業所用太陽光発電の共同購入事業」を引き続き実施しています。

こうした取組を推進することで、脱炭素社会の実現に向けて、太陽光発電を含む再生可能エネルギーの更なる導入促進を図ってまいります。

また、廃棄物となった太陽光パネルについては、処理責任を負う所有者や解体・撤去業者、廃棄物処理業者に対し、廃棄物処理法に基づき、適正な処理が行われるよう、引き続き指導してまいります。

さらに、国では、将来の使用済み太陽光パネルの大量廃棄に備え、再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方について検討を進めているため、こうした動向も考慮しながら、県として必要な対応を検討してまいります。

3 保育士の確保及び処遇改善について

(要望)

依然として解消されていない保育士不足の問題に対し、地域の偏りが生じないよう保育

士の人材確保に向けた処遇改善等の更なる取組を実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。

(回答)

県では、これまで、保育士不足の解消に向けて、地域限定保育士試験や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会の実施などにより保育士確保の取組を進めてきました。

また、保育士の処遇改善については、継続して国に要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成 24 年度と比べると、令和 6 年度までの 12 年間で約 34%の賃金上げが実現しました。

さらに令和 6 年度からは、すでに国庫補助金を活用して実施している「保育補助者雇上強化事業」を、潜在保育士の再就職支援のために拡充して実施しています。

今後も、県として、保育士確保の取組を進めていくとともに、処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。

小田原市

1 重度障害者医療費助成制度の充実について

(要望)

重度障害者の生活の安定と福祉の増進を図るため、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃し、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者の入院費を補助対象とすること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度については、平成 17 年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いします。

また、精神障がい 1 級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援について

(要望)

小田原市立病院は、地域医療支援病院のほか、県西二次保健医療圏において唯一救命救急センター、地域周産期母子医療センターとしての機能を有するなど、同医療圏において、高

度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であることから、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画に位置付け、新病院建設事業費及びその機能維持に係る運営費について、補助の対象として財政措置を講じるとともに、当該補助に係る充填率の引上げを図ること。

(回答)

小田原市立病院は地域の基幹病院であり、その建替えは、県西地域の将来の医療需要を見据え、今後必要とされる医療機能の充実・強化に資するものと認識しています。

こうした認識のもとで、本県としても、「県西地区保健医療福祉推進会議」で、小田原市立病院の再整備への地域医療介護総合確保基金の活用について、地域の関係者の合意を図るほか、小田原市立病院と県立足柄上病院の連携協力に係る基本協定の締結を全面的に支援してきました。

こうした地域の関係者の合意に基づき、県西地域の住民が将来にわたって必要な医療を受けられるよう、今後、国と基金の活用について協議を進め、地域医療介護総合確保基金を最大限活用しながら、小田原市立病院の再整備を支援してまいります。

なお、機能維持に係る運営費については、一義的には診療報酬等によって賄われるべきものと考えます。

3 教員数配置の充実強化について

(要望)

小学校における学級編制の弾力化及び少人数学級編制の推進のため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)が改正された。小学校においては、これにより増員された教職員定数を維持するとともに、加配定数総枠を拡大しつつ指導方法工夫改善の加配定数を維持することについて、また中学校においては、35人学級の実現について、県においても必要な取組を行うこと。

(回答)

本県の限られた財源の中、義務標準法による国庫負担金の対象となっていない県単独事業による教員配置を行うことは困難ですが、少人数指導等に係る加配定数の維持、また、中学校の35人以下学級の早期拡充について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

茅ヶ崎市

1 小学校専科教員の配当数の拡大について

(要望)

「小学校高学年教科担任制専科担当教員」の配当数の増加と合わせた、「小学校専科担当教員(従来分)」の配当数を減少させないこと。

また、令和2年度より全面実施されている新学習指導要領の円滑な実施と学校における

働き方改革のための「小学校英語専科担当教員」の配当数を、今後「高学年教科担任制専科担当教員」の配当数へ振替えることの無いように、教員の更なる加配の充実を行うこと。

(回答)

小学校高学年における教科担任制の推進については、国において令和4年度から教職員定数の改善がなされており、令和5年度からは推進の一環として、いわゆる「小学校専科担当教員（従来分）」を「小学校高学年教科担任制専科担当教員」へ移行していく方針が示されており、本県においても、その方針に則って教員を配置しています。

なお、現状として「小学校英語専科担当教員」を「小学校高学年教科担任制専科担当教員」へ振り替えることはしていません。

2 スクールソーシャルワーカーの充実強化について

(要望)

子どもへの福祉的支援ニーズの高まりと併せて、スクールソーシャルワーカーの活用ニーズも上昇している。しかし、令和4年度から県費スクールソーシャルワーカーの勤務日数が削減され、ニーズに対応できないため、市費スクールソーシャルワーカーの事業を開始せざるを得ない状況となっている。

スクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実のため、現場に派遣される県費スクールソーシャルワーカーの人員拡充のための財政措置を講じること。

(回答)

スクールソーシャルワーカーを義務標準法の算定の対象とすることや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

3 県道等の早期事業化、整備について

(要望)

都市計画道路新国道線のうち、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）から県道404号（遠藤茅ヶ崎）までの路線については、「ちがさき都市マスタープラン」に位置づけている環状道路の一部を形成している。

本区画の整備により、環状機能を強化し茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通を抑制し渋滞の緩和、J R相模線との立体交差による市役所等の公共施設へのアクセス向上、隣接する工業系地域における自動車移動の利便性の向上等の効果が見込まれる。

本区画について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。

(回答)

御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として反映しておりますが、引き続き、地元市が主体となって、課題の整理など、計画の熟度を高めていただき、県としても、地元市の検討に協力してまいります。

逗子市

1 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進について

(要望)

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策の更なる推進を図ること。

(回答)

県では、土砂災害防止法に基づき、危険箇所等の周知や、警戒避難体制の整備等の促進を図るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。あわせて、施設整備によるハード対策を進めています。

ハード対策については、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

県では、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」で、計画額を増額するなど、さらなる対策強化を図るとともに国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでまいります。

令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和となり、逗子市においては令和5年度末に要件緩和に必要となる砂防関係施設に関する整備方針等の記載などを盛り込み、「立地適正化計画」を策定いただきました。

このことから、令和6年度からこの事業を積極的に活用し、ハード対策の加速化を図っています。

今後も、逗子市の御協力をいただきながら、連携して事業を進めてまいります。

2 急傾斜地崩壊対策の推進について

(要望)

急傾斜地崩壊防止工事の要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られないことから、工事施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾について、一定の条件を緩和すること。

また、要望区域内に公共用地が含まれる場合においても、同様に採択すること。

(回答)

県では、傾斜度が30度以上、高さが5m以上あり、かつ、保全対象となる人家が5戸以上ある自然のがけ地において、土地所有者等からの要望を踏まえて、「急傾斜地崩壊対策事業」を実施しています。

土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。

斜面の一部に公共用地が含まれる場合については、地元市町と結ぶ協定に基づき、現在で

も負担割合を増額して対応しているところです。

なお、斜面の全体が公共用地となっている場合は、「急傾斜地崩壊対策事業」の実施は困難ですが、国では、交付金対象外となるがけ地において、市町村が斜面对策を行う場合、その財源対策として、「緊急自然災害防止対策事業」を活用できるようにしており、今後、本事業を活用する際には、県はその活用に向けた支援等を行ってまいります。

3 保育士の確保及び処遇改善について

(要望)

県内自治体間で格差を生じさせないように、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

(回答)

県は、これまで、保育士の処遇改善は、自治体間のさらなる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成24年度と比べると、令和6年度までの12年間で約34%の賃金引上げが実現しました。

県では、保育対策協議会において保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、潜在保育士の復職を促進するため、短時間保育士雇上事業費補助のほか、近隣市町の合同による就職相談会や、養成施設の学生の就職を促進するための養成施設就職促進事業を実施しています。

また、令和4年度には、保育の質の向上と優秀な保育士確保のため、『「実習生と実習指導者が共に育ち合う保育実習』に向けて』を作成し、令和5年度からは当冊子を活用して保育士養成校と保育所等の実習担当者による意見交換会を開催しています。

さらに令和6年度からは、すでに国庫補助金を活用して実施している「保育補助者雇上強化事業」を、潜在保育士の再就職支援のために拡充して実施しています。今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について、市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

三浦市

1 急傾斜地崩壊対策の推進について

(要望)

急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準の要件を緩和するよう国に働きかけること。

(回答)

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、準備が整った箇所から順次、調査を行い、早期指定に向けて、積極的に調整を進めてまいります。

県では、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和について国に対して

強く働きかけを行った結果、令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。

しかし、この要件緩和を活用するためには、市が作成する立地適正化計画等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど、一定の要件があります。そこで、三浦市により、令和6年度に立地適正化計画を策定いただき、この要件緩和を活用して、今後、事業を進めていきたいと考えています。

更なる採択基準の緩和については、国に対し、機会あるごとに要望してまいります。

また、県単独事業により実施している5m以上10m未満のがけについては、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」で、計画額を増額するなど、さらなる対策強化を図っています。

今後も、地域の方々の要望を踏まえて、急傾斜地法に基づき、三浦市の御協力をいただきながら、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び「神奈川県水防災戦略」等に基づき優先度の高い箇所から施設整備に取り組んでまいります。

2 学校給食の充実強化について

(要望)

自治体の財政状況による地域間格差が生じている。国の制度として学校給食の無償化が実現されるよう、法改正や補助制度の創設などを国に働きかけるとともに、実現するまでの間、県における補助制度を創設すること。

(回答)

県教育委員会では、給食費の無償化について、国の責任と財源で対応するよう要望しており、現時点で、給食費の無償化に補助等を行う考えはありませんが、今後、独自の財政支援を行っている都県の成果や課題を研究してまいります。

3 水道事業体の広域化の支援について

(要望)

改正水道法に基づき策定された水道広域化推進プランの推進にあたっては、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情を考慮した経営基盤強化等を図るための制度的・財政的支援の体制を整えること。

また、事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援すること。

(回答)

広域連携の推進役として、県では、広域化を推進するための仕組みを整えるよう国に働きかけるとともに、地域の実情に応じた広域化が実現できるよう国庫補助金の獲得・確保に努めてまいります。

また、水道事業は原則として市町村経営であることから、事業統合などの広域化は、関係

する水道事業者の判断で進められることが前提となりますが、広域化を希望する事業者がある場合には、課題解決に向けた取組を支援してまいります。

秦野市

1 学校給食への支援について

(要望)

学校給食を通じた食育を推進し、食物アレルギー等の複雑・多様化する課題にも適切に対応できるよう、提供方式等に関わらず全ての調理場に栄養職員を配置できる基準の実現について、国へ働きかけること。

また、その実現までの措置として、市町村が独自に配置する栄養職員（アレルギー対応補助員等を含む。）に対する補助制度の創設を検討すること。

(回答)

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、現行の基準を上回る配置については、限られた財源の中では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

さらに、学校規模や給食の実施方法に関わらず、学校栄養職員等を各校に1名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すことについて、これまでも様々な機会を通じて国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいります。

なお、民間調理場方式による給食（調理と各学校への配送を民間事業者に委託して実施する給食）については、義務標準法による国庫負担金の対象とされていません。

また、限られた財源の中では、市町村独自の栄養職員等の配置について補助を行うことは困難です。

2 事業系一般廃棄物の排出事業者に対する指導の強化について

(要望)

事業系一般廃棄物への産業廃棄物の混入を防止するため、産業廃棄物の混入が多い排出事業者の情報を共有するとともに、立入り調査や調査結果に基づく指導など、県と市の連携強化を図ること。

(回答)

事業系一般廃棄物へのプラスチックごみなどの産業廃棄物の混入は、市町村共通の課題です。

県は産業廃棄物全般の指導権限を有しており、「かながわプラごみゼロ宣言」を推進する立場からも、市町村の事業系一般廃棄物の処理について情報共有を図りながら、必要に応じて事業者への立入検査や指導等を行うとともに、ごみの減量化について市町村と連携して推進してまいります。

3 障がい者の就労支援等について

(要望)

共生社会の実現のために、就労支援の充実を図り、障がい者の自立を促すことが重要であり、地域の実情に応じて就業支援センターを障害保健福祉圏域ごとに一箇所設置するという考えに拘ることなく、複数設置する必要もあると考える。

そのため、「秦野市地域生活支援センター『ぱれっと・はだの』」を「障害者就業・生活支援センター事業」に位置付けるように検討すること。

また、実現するまでの間、地域生活支援拠点等で実施する就労支援事業を補助対象とするよう、国へ働きかけること。

(回答)

国では、障害者就業・生活支援センターは障がい保健福祉圏域ごとに1か所設置することを基本としており、秦野市を含む「湘南西部障がい保健福祉圏域」には、すでに平塚市内にセンターが設置されています。県としては、地域の実情に応じて同一圏域内に複数設置できれば、障がい者の利便性の向上が図られると考え、これまで国に対し、基準の見直しを提案してきました。国からは、圏域内の移動の困難性が全国的に見ても非常に高いなどの特殊事情が必要であること、まだ全ての障がい保健福祉圏域に障害者就業・生活支援センターが設置されていない都道府県もあり、そうした地域から設置を進めていることなどの理由から、本県の提案は認められていない状況ですが、引き続き、本県の障害者就業・生活支援センターの実情を訴え、圏域内の複数設置を国に提案していきます。

なお、令和7年度予算では、障がい者が日常的に相談している地域の相談窓口、就労についても相談支援を受けられる体制を構築するため、市町村が配置する就労相談員に係る費用の一部を県が補助するための予算について、所要の措置を講ずることといたしました。

厚木市

1 次世代半導体を始めとした先端技術産業等の誘致について

(要望)

次世代半導体企業の誘致に向け、関係企業との橋渡しをすること。

(回答)

次世代半導体等の成長産業の企業を誘致するには、早い段階で企業の投資情報を入手し、産業用地の整備に取り組む市町村等との調整を進めていく必要があるため、企業の投資情報が集まりやすい金融機関を対象に、企業誘致施策の説明会を充実させることで、立地を検討している企業に、金融機関を通じて本県の情報を届けています。

また、民間企業と連携した企業立地セミナーの開催や、県内市町等で構成する神奈川県企業誘致促進協議会による展示会への出展などを通じて、県や市町の支援策や産業用地について、引き続きPRしていきます。

こうした取組を市町村や民間企業と連携して行うことで、半導体など成長産業の企業の誘致に積極的に取り組んでまいります。

2 幼稚園教諭等確保に向けた総合的な取組の実施について

(要望)

幼稚園教諭等の人材確保及び定着化を推進するため、県市が連携して行う待機児童対策の一環として幼稚園・認定こども園に対する人材確保に向けた支援の推進、手当補助、求人対策への補助など総合的な取組を実施すること。

(回答)

県では、業務量の増大による幼稚園教員の需要増などにより、幼稚園教員の確保が難しくなっている状況を鑑み、育児等により仕事を離れている潜在教員や新卒者向けの就職相談会を実施することによって、教員確保が困難な幼稚園を支援しています。

幼稚園の教職員等の処遇改善については、経常費補助の補助率2分の1補助から拡充して3分の2補助としており、さらに令和6年度からは補助基準額の上限を撤廃し、補助の拡充を図っております。今後も国や他自治体の動向等を注視し、検討してまいります。

保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の復職を促進するため、短時間保育士雇上事業費補助のほか、近隣市町の合同による就職相談会や、養成施設の学生の就職を促進するための養成施設就職促進事業を実施しています。

また、保育の質の向上と優秀な保育士確保のため、令和4年度に、『実習生と実習指導者が共に育ち合う保育実習』に向けて」を作成し、令和5年度からは当冊子を活用して保育士養成校と保育所等の実習担当者による意見交換会を開催しています。

さらに、令和6年度からは、すでに国庫補助金を活用して実施している「保育補助者雇上強化事業」を、潜在保育士の再就職支援のために拡充して実施しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組内容について、市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

3 地域交通への支援について

(要望)

超高齢社会の進展に伴う地域交通へのニーズの高まりを踏まえ、公共交通事業者の人材確保への支援制度の創設並びにコミュニティ交通の運行及び高齢者のタクシー移動に係る支援制度を拡充すること。

(回答)

公共交通事業者の人材確保等への支援については、県は、バス協会に対し、運転手の確保について交付金を活用して支援を行っています。また、国が行う2種免許取得費用に対する補助について、県は、十分な予算措置を講ずるよう働きかけています。

コミュニティ交通の運行に係る支援については、国の地域公共交通維持確保改善事業費

補助金が活用できますが、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助をうけているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、地域公共交通確保維持改善事業について、補助要件の緩和や拡充を図るとともに、十分な予算措置を講ずるよう国に対し働きかけを行っています。

高齢者の外出支援としてのコミュニティバスの運行やタクシー移動に係る支援制度などは、市町村が地域の実情を踏まえて実施するものと考えます。県としては、各市町村の取組を県ホームページ「高齢者の外出支援サポートサイト」で紹介しています。

大和市

1 国道・県道等の早期事業化、整備及び自転車通行帯の設置について

(要望)

県道及び県管理の国道の拡幅整備について、施工区間の早期完成と未着手区間の早期事業化及び早期事業着手をすること。また、自転車通行帯を設置すること。

(回答)

県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

また、この区間の中にある光ヶ丘交差点の交差点改良については、交差点に通学路として利用されている「光ヶ丘歩道橋」があるため、道路を拡幅して右折レーン等を整備することは困難です。

県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の横浜市境から約 1.0km 区間については、平成 14 年度から 4 車線化事業に着手し、まとまった用地が確保できた区間では歩道部分の整備を行っています。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘 1 号踏切間の安全対策については、これまでに、概ね 9 割の歩道設置工事が完了しております。

今後も、地元住民の御理解をいただきながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めてまいります。

事業認可区域外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

国道 467 号の南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、一連の用地が確保できた箇所から、順次整備を進めており、令和 5 年度に、下和田交差点南側の 150m 区間で、西側の歩道整備が完了しました。引き続き、市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努め、一連の用地が確保できた箇所から、順次、工事を実施してまい

ります。

その他の地域の道路整備については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

都市計画道路相模原二ツ塚線の県道 50 号（座間大和）以南については、今後の検討課題として考えております。

自転車通行帯の設置について、大和市が、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」策定前に、独自に基本計画を定め、整備をしてきていることは承知しております。

県が整備または管理している路線については、国のガイドラインに即した整備を行うこととし、どのような対応が出来るか市や交通管理者と調整してまいります。

2 学習環境の整備について

（要望）

小中学校における ICT を活用した教育を円滑に推進するため、タブレット端末やネットワーク環境の整備後の必要経費及び学校に派遣する ICT 支援員の人材確保と派遣に必要な経費について、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても財政措置を行うこと。

（回答）

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、次の事項について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して、要望してまいります。

- ・機器の保守管理や通信費等について、国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずること。

- ・希望する学校全てに ICT 支援員を配置できるよう財政措置の更なる充実を図ること。

3 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

（要望）

所得を有する被保険者の減少により保険税収入が減少となることに加え、一人あたりの医療費が年々増加している中であっては継続的に保険税の引き上げが必要となるという新たな課題が生じている。

国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するにあたり、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するように継続して国に働きかけること。

（回答）

県としては、加入者の負担能力に応じた保険料等の負担水準となるよう、財政支援方策を確実に実施し、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築するための財政基盤を国の責任において確立することを求めています。今後も財政負担に対し国庫負担の増額を図るよう、国に対して引き続き要望してまいります。

伊勢原市

1 新東名高速道路、国道 246 号バイパスの整備について

(要望)

新東名高速道路の早期全線開通に向けた整備促進を図るとともに、国道 246 号バイパスの未事業化区間の令和 7 年度の新規事業化、事業化区間の早期供用開始に向けた整備促進について、引き続き国及び関係機関へ働きかけること。

また、埋蔵文化財発掘調査を早期に完了させるため、調査体制の強化や新技術の活用を図るなど調査効率を向上させること。事業の円滑化を図るため、用地取得が進み広範囲での調査が可能な箇所においては、早期に試掘調査を実施し、本発掘調査を必要とする範囲の確定に努めること。

(回答)

新東名高速道路の整備促進と、厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

また、埋蔵文化財発掘調査については、これまでも発掘担当者の増員や三次元測量等の導入を図ってきており、引き続き実施主体である公益財団法人かながわ考古学財団と協力して、発掘調査体制の強化や調査効率の向上に取り組んでいきたいと考えています。試掘調査については、国との協議結果に沿って計画的に実施しているところです。

2 ツインシティ整備計画に定める道路 2 軸（平塚愛甲石田軸及び伊勢原大神軸）の整備について

(要望)

(1) 平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間（以下、「先行区間」という。）について、早期の事業着手及び整備を推進すること。

(回答)

平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、令和 6 年度に、県道として整備するための都市計画手続きが完了しましたので、引き続き、御協力をお願いします。

(要望)

(2) かながわのみちづくり計画（平成 28 年 3 月改定）において、「将来に向けて検討が必要な道路」として位置付けられている都市計画道路石田小稲葉線の県道 22 号（横浜伊勢

原) から国道 246 号までの区間の事業化と、ツインシティ橋から当市の中心市街地を接続する、都市計画道路伊勢原大神線の延伸について、市としても課題の整理など主体的に取り組みますので、次期計画への位置付けなど、計画熟度を高める取組への支援をすること。

(回答)

先行区間以外の区間については、地元市が主体となって「ツインシティ整備計画に係る道路 2 軸検討会」において課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいております。県としても必要な支援を行ってまいります。

3 砂防指定地の整備について

(要望)

渋田川砂防指定地、谷戸岡沢砂防指定地、栗原川砂防指定地について、引き続き整備を推進すること。

(回答)

渋田川砂防指定地については、令和 6 年度に九沢(くざわ)橋取り付け部までの溪流保全工(護岸工)の工事に着手しました。

今後の工事に向けた調整にあたっては、引き続き、市の関係部局の御協力を頂きながら、事業の調整に努めてまいります。

谷戸岡沢砂防指定地(L=520m)については、市道 81 号線との交差部のボックスカルバート部については、施工にあたり市道 81 号線を通行止めにする必要があることから、令和 6 年度は、詳細設計の結果を基に、交通管理者等の関係者と調整を行っています。

次に、上流部の堰堤工については、令和 6 年度、既に工事用道路工に着手しており、今後、引き続き堰堤工を進めてまいります。

今後とも、市の関係部局のご協力を頂きながら、事業の着実な進捗に努めてまいります。

栗原川の上流部の未改修区間においては、浸食等が確認された場合、必要に応じて対応することとしています。

令和 5 年 1 月に、栗原川の未改修区間において、地元自治会等と現地立会を行った結果、一部の箇所で溪岸の浸食が確認されたことから、地元と調整したうえで、令和 6 年 5 月に浸食箇所の対策工事を実施しました。

今後も、伊勢原市の御協力を頂きながら、必要に応じて対策してまいります。

海老名市

1 犯罪被害者等の支援について

(要望)

県では「神奈川県犯罪被害者等日常生活支援事業補助金交付要綱」を創設し、趣旨には県内で一貫した支援が提供されるよう努めるとあるが、市町村に求める支援の内容や程度について統一的な指標がないため、メニューの明確化ができない。

よって犯罪被害者等の支援については、県内市町村で支援の程度が異なることがないよう、見舞金の額や日常生活支援事業の内容など統一した基準を示すとともに、市町村が行う犯罪被害者等に対する日常生活支援事業に要する経費について、県費補助額を増額すること。

(回答)

県では、市町村において、犯罪被害者等の支援を目的とした条例の制定や支援メニューの検討に役立てていただくために、令和6年8月に「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」を制定しました。当該ガイドラインでは、「市町村犯罪被害者等支援モデル条例案」を示すほか、条例制定済の市町村における日常生活支援事業等の支援メニューの導入状況を整理するとともに、見舞金の金額の水準等について、県の考え方を示しています。

また、神奈川県市町村犯罪被害者等日常生活支援事業補助金について、令和6年度の申請状況等を踏まえ、令和7年度から、一人当たりの算定額上限引上げの措置を講ずることといたしました。

2 当事者目線に立ったヘルプマークの運用について

(要望)

ヘルプマークは、当事者目線に立てば目立つ物でなければならない。援助や配慮を必要とされている方が、周囲の人からの配慮を得られやすくなるように、ヘルプマークの普及・啓発の促進に努めること。

また、現在の県作成のヘルプマークは薄手なので破損しやすい、カバン等に着用しづらい等の意見が出ていることから、当初のラバー素材で作成すること。

(回答)

県が令和5年度に実施した県民ニーズ調査では、ヘルプマークについて意味を含めて知っている人は64.6%という結果になっています。県では、県のホームページでヘルプマークについて掲載しているほか、公共交通機関に依頼し、ポスターなどの掲示を行っているところであり、今後も引き続き、普及啓発を進め、ヘルプマークの認知度が向上するようにしていきたいと考えております。

県では、平成29年3月にヘルプマークの配布を開始した際には、シリコン製素材のヘルプマークを作成していましたが、素材に関する御意見をいただくことも多く、現在は環境に優しいLIME Xという石灰石を使用した素材としています。県のホームページでは、LIME X素材を使用したヘルプマークを掲載していますが、その耐久性についても、年々改良を重ねており、令和6年度より県内市町村で配布しているものについては、従来より厚みを2倍に改良しています。

3 防犯カメラ設置事業への補助制度の条件緩和について

(要望)

屋外防犯カメラは、風雨にさらされ耐用年数も短く、リース満了後の再利用が困難な状況なことも多い。

自治体が直接行う屋外防犯カメラの設置に対する補助の要件である「リース期間満了後の所有権の自治体への帰属」について、要件を緩和すること。

(回答)

県では、令和4年度が最終年度であった防犯カメラの設置支援を、市町村地域防災力強化事業費補助金のメニューに追加し、令和5年度以降も継続することとしました。同補助金による財政支援は、政策推進の観点から、新たな整備、機能強化に関するものを対象としており、所有権が帰属しないリース契約など、維持費用については補助対象としておりません。

座間市

1 小児医療費助成事業について

(要望)

小児医療費助成事業の補助金について、所得制限と一部負担金を撤廃し、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大すること。

(回答)

小児医療費助成制度の所得制限・一部負担金の撤廃、また、補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討してまいります。

また、県としては同制度について、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和7年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き働きかけていきます。

2 都市計画道路及び県道の整備促進について

(要望)

次期かながわのみちづくり計画では、座間都市計画道路3・3・2号広野大塚線、座間都市計画道路3・4・3号相模原二ツ塚線及び水窪座間線、県道50号座間大和、県道51号町田厚木の路線について、事業化検討箇所へ位置づけること。

(回答)

都市計画道路広野大塚線のうち、都市計画道路寺尾上土棚線から続く、都市計画道路緑ヶ丘大塚線までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けております。

なお、事業化検討箇所以外の区間については、令和7年度の計画改訂の作業を行っていく

中で、市の意見を丁寧に伺い、次期計画への位置付けなどを検討してまいります。

都市計画道路相模原二ツ塚線の県道 50 号（座間大和）以南及び水窪座間線については、現行の「かながわのみちづくり計画」に位置付けておりません。

なお、令和 7 年度の計画改訂の作業を行っていく中で、市の意見を丁寧に伺い、次期計画への位置付けなどを検討してまいります。

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。県道 50 号の御要望の区間については、本計画に位置付けておりません。

なお、令和 7 年度の計画改訂の作業を行っていく中で、市の意見を丁寧に伺い、次期計画への位置付けなどを検討してまいります。

県道 51 号（町田厚木）のうち、座間市交通バリアフリー法基本構想で位置付けられた相武台前駅周辺の特定期間区間については、平成 19 年度から事業に着手し、用地を取得しながら、歩道整備を進めているところです。

また、県道 50 号座間大和との交差点については、平成 28 年度から、交差点北側の、歩道が未整備だった相模原に向かう車線側の約 110m の歩道整備に着手し、令和 5 年度までに完了しました。

その他の区間については、令和 7 年度の計画改訂の作業を行っていく中で、市の意見を丁寧に伺い、次期計画への位置付けなどを検討してまいります。

南足柄市

1 埋蔵文化財発掘調査に対する財政支援について

（要望）

住環境の向上を図るため、地方自治体が計画的に道路整備等を進める必要があることから、公共事業を起因とする埋蔵文化財発掘調査を民間事業者へ完全に委託する場合についても県費補助制度の対象とすること。

（回答）

開発事業に伴う本発掘調査経費は、原因者負担が原則となっています。国庫補助制度は、本発掘調査の経費負担を求めることが困難な個人等事業に限定して補助対象とする考え方であり、本県も同様の考えから公共事業に伴う本発掘調査経費は補助対象としていません。

また、民間事業者に本発掘調査を全て委託することについては、国庫補助要項の規定のほか、記録保存調査は地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましいという方針等から、国は補助対象としないという考え方であり、本県も同様の考えから補助対象としていません。

なお、県教育委員会としては、国庫補助対象経費等の拡充について、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

2 河川の整備について

(要望)

近年、台風以外でも集中豪雨等の異常気象が多発している。

南足柄市は、山岳、丘陵地域の占める割合が大きく、ひとたび集中豪雨等が起これば、降った雨が河川に一気に流入することになる。そのため土砂が堆積している箇所では、水位が上昇し河川の氾濫による浸水被害が発生することが想定される。

狩川・内川の県が管理する河川において、河川内に土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等によって発生が想定される河川の氾濫による浸水被害に対応するためにも、継続的に河床をしゅんせつすること。

(回答)

狩川については、令和5年度に引き続き、堆積土砂のしゅんせつを行うこととしており、令和6年度は、花下橋下流などで実施しています。

内川については、土砂の著しい堆積が見られないため、現地の状況を見ながら、河床整理を実施する予定です。

引き続き、現状の河川的能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂のしゅんせつを行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

綾瀬市

1 基地交付金に係る予算の増額について

(要望)

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との格差を正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないように国へ働きかけること。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う市税の減収に対する補填措置がされるよう国へ働きかけること。

(回答)

基地交付金及び調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものと認識しており、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について国に求めており、引き続き働きかけてまいります。

また、米軍基地が所在することで、自治体及び周辺住民は、多くの負担を強いられており、負担に相応した十分な財政的支援を講ずる必要があることから、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて関係市と連携し、国に財政措置の充実について重点的に働きかけており

ます。現状では基地負担に対する国の財政的措置は不十分な状況にあるため、飛行場周辺の買い上げ国有地については、基地交付金の対象資産に準じた措置を講ずるなど、基地所在自治体の負担に十分配慮し、適切な措置を講ずることを、引き続き、関係市と連携し国に働きかけてまいります。

2 介護職員の確保及び処遇改善について

(要望)

依然として介護職員の給与は全産業平均と比べて低い現状は変わっていないため、さらなるベースアップにつながる処遇改善に向けた取組を推進するよう国に働きかけること。

介護人材確保は、各自治体の財政力等の格差により、地域偏在が生じているため、国費を投入することにより解消を図るよう国に働きかけること。

(回答)

介護職員の慢性的な不足の状態が続いており、その要因として賃金水準の低さが指摘されており、職員の確保、定着に向け、賃金改善のためのさらなる報酬の引上げについて国に要望しています。また、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

更に、市町村への助成制度として、介護分野への新たな介護人材の参入促進を図るために、市町村が実施する介護に関する普及啓発事業等に対して補助を行う事業を実施しています。

今後も、各市町村や関係機関等の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討するとともに、国の動向を注視し、必要な提案を行っていきます。

3 定期予防接種の充実について

(要望)

おたふくかぜは数年毎に大規模な流行を繰り返しており、髄膜炎や難聴などの合併症が報告されている。おたふくかぜの発症は3歳から6歳が多く、幼稚園や小学校などで免疫のない子ども達の間で流行した場合、幼児や学童の間で難聴による言葉の聞き取り能力が低下するため、社会生活におけるQOLを著しく低下させる。

おたふくかぜワクチンについて、早期の定期接種化に向け国に働きかけること。

(回答)

おたふくかぜワクチンについては、国が、定期接種化に向け検討中であり、県としても、安全性や費用対効果等を確認し、早期の定期接種化を図るよう要望しています。

今後も、国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけてまいります。

葉山町

1 県道 311 号クリエイト付近の道路への、信号機付きの横断歩道の設置について

(要望)

県道 311 号クリエイト付近の道路には横断歩道がなく、利用者等による道路の危険な横断が散見される。信号機付きの横断歩道の設置については、令和 3 年度から現在まで町内会等からも町へ継続して要望を受けている。周辺住民の安全確保を第一として、早期に対応すること。

(回答)

御要望場所を確認したところ、車両交通量は一定数あり、時間帯によっては西側に設置された長柄交差点からの滞留が伸びておりましたが、歩行者交通量は少ない状況でした。

また、仮に信号機を設置することを想定し、信号機の適切な設置場所を検討したところ、御要望場所付近には、商業施設等の駐車場出入口が多く設けられており、歩行者が安全に信号待ちをする場所の確保が難しい状況でした。

商業施設等の駐車場出入口を避け、更に東西方向でも検討したところ、東側では隣接信号機との距離が近く、設置することで県道 311 号線の渋滞を発生させるおそれがあり、渋滞を回避しようとする車両が歩道の整備されていない生活道路へ進入することが懸念されます。

西側についても地下道や横断歩道橋が整備されており、これらを利用することで安全に県道 311 号線を横断できる環境でした。

このような交通実態を踏まえて、警察庁通達「信号機設置の指針」に基づいて総合的に検討したところ、現状では信号機を設置する必要性は低いと考えます。

ただし、今後、交通実態が変化すれば、信号機設置の必要性を改めて検討いたします。

2 インクルーシブな町を目指したまちづくりについて

(要望)

特別支援学級は 1 人あたりに必要な経費が多く、支援する人員も不足している現状である。

そのため、特別支援学級に係る町費支援員に対する補助をすること。

また、新たな特別支援学級に係る支援制度の立ち上げや、義務教育費国庫負担制度を堅持した上での教育予算の拡充をすること。

さらに、インクルーシブ遊具等の設置をはじめとした、インクルーシブな空間の創出に寄与する施設整備に対する補助を拡充すること。

(回答)

特別支援教育支援員については、国が地方財政措置を実施しているところですが、国の補助事業とし、市町村の負担を軽減するよう、全国都道府県教育委員会連合会を通じて要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

義務教育費国庫負担金については、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう対象

範囲を拡大するなど制度を改めること、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないことを、令和6年8月に県として国に要望しています。今後とも、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいります。

都市公園におけるインクルーシブ遊具等の設置については、面積や事業費など、様々な要件を満たす必要がありますが、国土交通省の交付金を活用することが可能です。

交付金の活用方法などについて、具体的な相談をいただければ、必要な助言や、国土交通省との調整などの対応を行ってまいります。

寒川町

1 ふるさと納税制度の抜本的な見直しについて

(要望)

ふるさと納税は、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体を自由を選択して寄付できる制度であるが、全国的に人気の返礼品を有する一部の自治体に寄付が集中するなど、本来の制度目的が希薄になっている。ふるさと納税による自治体の減収額の75%は、地方交付税で補填される仕組みであるが、地方交付税の不交付団体は一切の補填が受けられず不公平な状況であり、年々拡大する町税の流出超過による影響は看過できないものとなっている。

地域格差を助長していると言わざるを得ない現状のふるさと納税制度の抜本的な見直しと、自治体への減収補填の見直しを県が国に働きかけること。

(回答)

自分を育ててくれた故郷や応援したい自治体の力になりたいという思いを、寄附という形で実現するために創設されたふるさと納税制度については、本来の趣旨から外れた返礼品目的の寄附が主流となっており、返礼品競争が過熱しているといった指摘があります。

県では、特例控除額に定額の上限設定をすること等により、ふるさと納税制度が本来の趣旨に沿ったものとなるよう見直しを行うとともに、ワンストップ特例制度により個人住民税から控除している所得税控除分相当額を地方特例交付金により全額補填するよう、九都県市首脳会議等を通じて国に対して要望を行ってきたところです。

今後も御要望の趣旨を踏まえ、ふるさと納税制度の見直しについて、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

2 妊婦健康診査の費用に対する財政措置について

(要望)

全ての妊婦に対して等しく十分な支援が行われるよう、妊婦健康診査に要する費用を地方交付税措置によらない国庫負担の対象とするよう、県が国に働きかけること。

(回答)

出産等の経済的負担の軽減については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦

略」において「出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める」こととされ、令和6年度に国が検討会を設置し、検討が行われていると認識しています。

県としても、全国のどこに住んでいても切れ目なく支援が行き届き、妊産婦や子どもたちの命と健康が等しく守られるよう、妊産婦や新生児、乳幼児への検査・健診の全国一律の制度設計や財政措置について、国に要望してまいります。

3 個別避難計画作成経費の直接補助について

（要望）

市町村における個別避難計画作成経費については、引き続き普通地方交付税措置が講じられているが、策定後も計画の実効性を担保するため計画の更新等による事務経費が発生することから継続的な事業実施のために普通地方交付税措置ではなく、直接補助による財政支援の拡充を図るよう、県が国へ働きかけること。

（回答）

個別避難計画の作成については、国において、福祉専門職の参画に係る報酬や事務経費等について地方交付税措置がなされているほか、モデル事業の実施や、計画の作成等に携わった経験のある自治体職員をサポーターとして派遣するピアサポート事業等の作成支援が実施されています。

県も、国のモデル事業を活用し、「個別避難計画作成標準業務手順書（神奈川県版Step）」を作成して、各市町村に提供したところです。

また、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対して支援しており、避難行動要支援者の避難支援体制整備事業については、個別避難計画作成に係る費用も補助対象となっています。ただし、県の財政支援は、政策推進の観点から、新たな整備や増備、機能強化に関するものとし、市町村が行う経常的な事務経費などは補助対象外としています。

県では、内閣府及び消防庁の調査「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について」を活用し、各自治体の状況を把握の上、内閣府が開催する「都道府県個別避難計画推進会議」を通じて、個別避難計画の作成事業に必要な財政支援の確保を国に働きかけてまいります。

大磯町

1 大磯式部活の促進について

（要望）

大磯町の実情に応じた地域移行の在り方を検討した結果、急激な地域移行による生徒及び保護者への過大な費用負担を防ぐために、また、より段階的な地域移行の推進を図るために、大磯町独自の部活動改革が必要と考え、令和6年度から「大磯式部活動」として実施す

ることとした。

については、この「大磯式部活動」をより良く発展させていくために、次の2点を要望する。

(1) 大磯町のように、独自の部活動改革を打ち出すことで、子どもたちの活動を保障し、家庭への過大な費用負担を防ぎ、教員の働き方改革を進めている自治体に対して、補助金を交付する等の財政支援をすること。

(回答)

財政支援については、国に対して、

・改革推進期間後においても、生徒やその保護者、地方自治体や地域スポーツクラブなどに新たな費用負担を生じさせることなく、生徒が従来どおり低廉な負担でスポーツや文化芸術等の活動を継続できるよう、部活動の地域クラブ活動への移行を実現するために必要な財政措置を継続的に講ずること。

・各地方自治体が、地域の実情に応じた多様な手法で地域移行等に取り組めるよう、柔軟に活用できる財政措置を講ずること。

をこれまでも要望しており、今後も機会をとらえて要望してまいります。

(要望)

(2) 神奈川県が教育活動に相応しい指導者を確保し、各自治体に提供・派遣する仕組みを構築すること。

(回答)

県では、地域クラブ活動に指導者として協力いただける方を登録する広域的な人材バンク「かながわ地域クラブ活動指導者データベース」を令和6年1月に設置しました。

このデータベースには、部活動指導員としての指導経験がある方のほか、県が令和6年3月から新たに開催している「地域クラブ活動指導者研修講座」を受講した方など、指導者として相応しい要件を満たした方に御登録いただいています。

今後も、データベースや研修講座などの取組を通じて、指導者の確保、各自治体への情報提供に努めてまいります。

2 児童虐待等における相談及び防止体制の強化に伴う総合的な支援について

(要望)

児童福祉業務において、児童虐待をはじめとする相談件数は、年々増加の傾向を示し、対応は専門的かつ長期にわたるケースが発生するなど、その相談内容は複雑かつ多様化している。

しかし、その相談体制の要となる社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職の配置は、市町村独自で安定的に確保し、育成することは極めて困難な状況である。

については、県の専門職派遣体制の更なる充実はもちろんのこと、市町村の財政力等により、人材の確保及び相談体制に格差が生じることがないように、総合的な取組について、国へ働き

かけること。

(回答)

児童虐待相談対応件数は年々増加し、内容も複雑困難化していることから、今後、市町村と連携した取組が一層重要であると考えています。

そうした中、相談体制を支える専門職員の確保が非常に困難となっています。

各自治体において、福祉職をはじめ、保健師や土木職といった専門人材を確保することが難しくなっている状況は、持続的に行政サービスを提供していく上で大きな課題であると認識しております。

また、市町村の財政力等により、人材確保や相談体制に格差が生じないように、こうした自治体の実状や現場の意見を、国に伝えてまいります。

3 産科医の確保対策について

(要望)

湘南西部医療圏域では、平成 22 年 4 月に東海大学医学部附属大磯病院の産科診療が休止され、平成 27 年 2 月には秦野赤十字病院の産婦人科で分娩業務が休止されるなど、分娩環境は産科医師不足により悪化の一途をたどっている。

については、今後医師の働き方改革による影響も踏まえつつ、湘南西部医療圏域の分娩環境の確保に欠くことができない役割を担う徳洲会湘南大磯病院における分娩環境の整備に早急に取り組むとともに、産科施設等誘致事業をはじめとする補助事業を継続すること。

また、産科医師の確保・育成に結びつく施策を推進すること。

(回答)

県では、県民が安心して妊娠・出産・子育てが行える環境を整備するため、令和 5 年度から産科・小児医療施設等を開設する事業者の施設・設備整備に対して補助する事業を実施しています。

また、分娩を取り扱う産科医等に対して、処遇改善を目的とした手当を支給する補助事業により、産科医師の確保を図ります。

さらに、産科等の医師の不足を中長期的に解消するため、県内の 4 医科大学に産科等の診療科を指定した「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、修学資金の貸付けを行っています。

こうした取組を通じて、産科医師の確保・育成を進めてまいります。

二宮町

1 個別避難計画作成に係る技術的支援及び財政支援について

(要望)

避難行動要支援者は町内に約 900 件の登録があることから、その全てに対して町が主体となって策定することは困難であり、優先度等によっては地域やケアマネジャーといった関係者を主体として策定を進める必要がある。

財源を地方交付税に委ねる間接的な事業支援ではなく、個別避難計画の作成事業に直接充当できる補助制度の創設や技術的支援等の提供がなされるよう、県が各自治体の状況を把握した上で国に働きかけること。

(回答)

個別避難計画の作成については、国において、福祉専門職の参画に係る報酬や事務経費等について地方交付税措置がなされているほか、モデル事業の実施や、計画の作成等に携わった経験のある自治体職員をサポーターとして派遣するピアサポート事業等の作成支援が実施されています。

県も、国のモデル事業を活用し、「個別避難計画作成標準業務手順書(神奈川県版Step)」を作成して、各市町村に提供したところです。

また、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対して支援しており、避難行動要支援者の避難支援体制整備事業については、個別避難計画作成に係る費用も補助対象となっています。

さらに、個別避難計画の策定への福祉専門職の参画やそれに対する財政支援については、全国知事会を通じて国に要請しています。

県では、内閣府及び消防庁の調査「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について」を活用し、各自治体の状況を把握の上、内閣府が開催する「都道府県個別避難計画推進会議」を通じて、個別避難計画の作成事業に必要な財源の確保と技術的支援の提供を国に働きかけてまいります。

2 葛川水系河川の改修・整備促進について

(要望)

葛川水系は、近年、ゲリラ豪雨や大型の台風などが頻発していることから、河川の溢水と道路や住宅地への浸水被害を不安視する声が上がっている。引き続き安全性確保のため、護岸整備やしゅんせつなど、必要な整備を着実に進めること。

また、葛川上流部の打越川の未整備区間は溪岸侵食が顕著で、下流域にも影響する恐れがあることから、砂防施設の整備、溪岸侵食の調査及びそれに基づいた河川断面の確保をすること。

(回答)

葛川については、下流側から整備を進め、これまでに川尻橋から塩海橋までの区間が完成しています。その上流の未整備区間の整備については、JR橋梁の架替が必要ですが、架替には長い時間がかかるため、まずは、現状のJR橋梁渡河部で流せる水量を上限として、過去に浸水被害が発生したJR橋梁上流の整備を暫定的に進めていくこととしています。この区間については、これまでに護岸の詳細設計が完了しており、令和6年度は、工事に必要な用地を取得するための測量調査等を実施しております。引き続き、河川整備を着実に推進し、浸水被害の軽減に努めていきます。

また、現状の河川の能力を最大限活かすため、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂のしゅんせつを行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

打越川の砂防指定地の未整備区間においては、溪岸浸食が確認された場合、水路管理者である二宮町のご協力をいただきながら、必要に応じて布団かごによる浸食防止措置を講ずるなど、維持管理を実施してまいります。

中井町

1 専門職派遣制度の拡大について

(要望)

市町村ごとの状況に応じ柔軟な職員派遣が行えるよう、神奈川県市町村専門職員派遣要綱に定める本制度の派遣職員の人数の拡大を図ることや、広域での専門職員採用制度の構築など、積極的な制度の見直しを市町村の声を聴きながら検討すること。

(回答)

専門職員派遣制度の拡充について、各自治体において、保健師や土木職といった専門人材を確保することが難しくなっている状況は、持続的に行政サービスを提供していく上で大きな課題であると認識しております。

県においても専門人材の確保は大変厳しい状況にあり、直ちに派遣人数を拡大することは困難ですが、引き続き市町村のニーズを的確に把握しつつ、取組を進めてまいります。

2 地域手当の見直し等について

(要望)

県内近隣自治体間での格差が生じないように、地域手当等の支給割合の見直しを早急に行うとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額算定の規定の見直しを図るよう県が国へ働きかけること。

(回答)

地域手当の支給割合の見直しについては、令和6年8月の人事院勧告を踏まえて、令和7年4月から新制度が施行される見込みです。

また、総務省では、社会情勢等の変化に対応した地方公務員の給与のあり方が検討され、地域手当の支給地域や支給割合のあり方については、令和6年10月に公表された報告書において、地方公務員においても、国家公務員と同様に見直すことが適当とされたところです。

県は、これまで国に対し、地域手当の支給地域の広域化について継続して要望しており、今回の見直しによって、一定の改善が図られたものと考えています。

なお、特別交付税の減額措置については、令和6年9月10日に行われた総務大臣による閣議後記者会見において、廃止が明言されました。

大井町

1 主要地方道 72 号（松田国府津）（松田町行政界～国道 255 号）の歩道設置について （要望）

交通量の多い当該道路における歩行者の安全確保のため松田町行政界から国道 255 号までの区間の歩道整備について、引き続き早期の完成に向け取り組むこと。

（回答）

主要地方道の県道 72 号（松田国府津）については、東名高速道路大井松田 I C ランプ橋前後の 220m 区間の歩道設置に取り組んでおり、平成 29 年度に町と連携して地元説明会を開催し、現在、町の協力を得ながら用地取得を進めているところです。引き続き、町の協力を得ながら用地取得に努めるとともに、令和 6 年度から、一連の用地が確保できた箇所、工事に着手します。

2 地域公共交通施策への支援について

（要望）

市町村をまたがる地域間幹線への支援は単独の市町村で行うことは困難であり、今後更なる減便が進み、どの幹線を残すべきかを検討する必要性が生じた際には、沿線自治体での広域な議論が必要となる。

そのため、神奈川県公共交通計画を策定し、県主導のもと沿線自治体とともに、議論する場の構築やそれを踏まえた再編計画の策定を進めること。

（回答）

地域公共交通計画の策定について、国は、県が策定する場合は、4 以上の市町に跨るバス路線が、県内全域に存在する場合としており、2 から 3 程度の市町村を跨ぐバス路線については、県が、それぞれの市町の地域公共交通会議に参画し、広域的な立場から支援を行い、地域公共交通計画は、個々の市町が策定するとしています。

大井町のバス路線は、3 市町に跨がる路線であり、県としては、引き続き、町の地域公共交通会議の場を通じて、広域的な立場から技術的支援を行ってまいります。

また、沿線自治体との協議する場の構築については、「神奈川県地域交通研究会県西ブロック会議」において、市町をまたがる路線に対する支援などについても、議題として取り扱い、一緒になって議論してきたいと考えていますので、御相談ください。

さらに、バス路線の再編計画の策定などの支援について、県は、バス事業者から、路線の廃止や大幅な減便等の申出があった際には、国・県・関係市町村・バス事業者からなる「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」を設置し、関係者間で必要な生活交通の確保や再編などについて、協議や調整を行ってまいります。

3 交通事故防止のための交通安全施設の整備について

（要望）

横断歩道や道路のセンターライン、停止線などの不鮮明な路面規制示の補修は交通安全対策の一つであり、県による定期的な補修が行われ、また、令和6年度においては重点事項として予算の増額が行われたが、県内すべての地域に対応が行き渡るかどうかは定かではない。

そのため、県での対応が困難であるが緊急を要する修繕については、県と協議の上で市町村が対応することで迅速な対応が可能となるが、市町村がその費用負担を求められた場合、市町村ごとの対応に差が出るのが懸念されるため、市町村が行った修繕に対する補助の創設など市町村が柔軟に対応することができる体制の構築を要望する。

(回答)

道路標示の補修については、公安委員会の権限に基づき県警察が実施するものであり、市町村が補修を実施することができるような制度の創設は困難です。県警察では、必要な予算の確保を図るほか、道路標示の補修については、必要性や緊急性を考慮した上で、優先順位の高い箇所から補修を実施しています。

松田町

1 消滅可能性都市「脱却」に向けた県西地域活性化プロジェクトによる定住人口増加策の推進について

(要望)

当地域における、関係・定住人口をさらに増加させるため、次の3点について要望する。

(1) 県西地域活性化プロジェクトの推進による、移住・定住者の獲得に向けた戦略的な対策を強化すること。

(回答)

県では、県西地域での移住定住対策について、令和6年3月に改定した「県西地域活性化プロジェクト」に基づき、令和6年度から県西地域での移住相談や現地案内を行う「西湘足柄移住コンシェルジュ」を設置したほか、県西地域を回る移住ツアーや、移住プロモーションのための動画作成、若者の将来的な定住につなげるための中高生向けのワークショップを実施してまいります。

(要望)

(2) 雇用の場となる企業等が増えることにより、必ず人口増加が見込まれ、地域活性化につながるため、圏央道沿線など他の都道府県に出遅れることがないように、企業誘致や起業につながる仕掛けづくりなどについて、積極的かつ野心的に取り組むこと。

(回答)

企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」では、令和6年度から、今後成長が期待される「脱炭素関連産業」を対象に追加するなど、時代の変化や企業のニーズを踏まえて支援内容を拡充させたところです。

令和7年度も、「新かながわランドデザイン」に位置付けた立地支援件数の目標に向けて、市町村等と連携して積極的に企業誘致に取り組み、県経済の活性化と雇用の創出を図ってまいります。

また、圏央道沿線地域も含む県内3つの地域において、地域のコワーキング施設等と連携して起業支援に係る事業を実施しており、伴走支援プログラム等の提供によりベンチャー企業の創出に取り組んでいます。令和7年度も、プログラム参加者に対する資金調達支援の強化や、プログラムを終了した起業準備者に対するフォローアップの強化や、資金調達支援の強化を行うなど、全県的な起業家の創出に取り組んでまいります。

(要望)

(3) さらなる観光戦略を推進し、より多くの観光客を誘致するため、新たな観光資源の開発に取り組もうとする企業や市町村等に対し、その動きを促進・加速化させることができるよう、様々な許認可権限と高い調整能力を持つ県が幅広い支援（規制緩和、国家戦略特区の設置など）を行うこと。

例えば、規制緩和や国家戦略特区などの事項

- ・一次産業の振興（新規就農者）
- ・未病関連産業の企業誘致（税制優遇、補助制度など）
- ・市街化調整区域の土地活用（線引き見直し）
- ・ブランド品開発など

(回答)

県では、令和5年3月に改定した「第5期神奈川県観光振興計画」に基づき、地域の特徴や意見を踏まえた支援施策を展開しており、新たな観光資源の開発に対しては、地域がデータに基づいて効率的な取組を行えるよう、県内の観光に関する各種データを収集・分析し、地域の観光施策に資するよう分析結果を提供してまいります。

県内の観光情報については、「観光かながわNOW」や「Tokyo Day Trip - Kanagawa Travel Info-」により、引き続き発信していくほか、県のSNSの記事内容については、市町村の希望を踏まえ決定するとともに、新たに観光資源が開発された際には、神奈川県観光魅力創造協議会の観光商談会にて旅行会社へ情報提供を行うなど、様々な方法により情報発信の支援をしてまいります。

なお、国家戦略特区は、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点形成を促進するために、現行法の規制がボトルネックになっている場合、地域や分野を限定して当該規制を緩和する制度です。

神奈川県は、全県域が国家戦略特別区域に指定されており、町または事業者等からの具体的な事業提案があった際には、随時国と調整してまいります。

2 災害時の県内における孤立想定地域の支援等について

(要望)

災害時の孤立化を防ぐため以下の3点について要望する。

(1) 寄地区へのアクセスにおいて、重要な役割を果たしている県道710号について、大型の緊急車両がスムーズに通行できるよう狭隘箇所の解消と、法面の崩落を防ぐための改良工事を計画的に実施すること。

(回答)

県道710号(神縄神山)は、孤立化が懸念される寄地区へのアクセスマルチであり、大規模災害時に救助活動人員や物資等の緊急輸送を行う緊急輸送道路であることから、優先的に土砂崩落対策や橋りょうの耐震補強を進めており、土砂崩落が懸念される5箇所については、令和11年度までの完了、また、萱沼入口交差点付近の中継橋の耐震補強については、令和9年度までの完了を目指して取り組んでまいります。

なお、安全安心の確保のため、土砂崩落対策や橋梁の耐震補強を優先して実施しています。これらの進捗状況に応じて狭隘箇所の対策についても検討してまいります。

(要望)

(2) 特に人口減少が著しい山間部においては、安定的に水道水を供給するために必要な水道施設及び管路の耐震化などの整備に多額の費用を要する。補助制度の拡充を積極的に図ることにより、早期に水道施設の強靱化が実現できるため、耐震化など災害対策強化整備に係る国庫補助について、水道料金等の採択基準を撤廃するよう国に働きかけるとともに、県においても水道施設の維持管理に係る補助制度を創設すること。

(回答)

耐震化に関する補助については、国庫を財源とした防災・安全交付金がありますが、本県の多くの水道事業者は採択基準を満たさず、自己財源で対応しており、老朽化した水道施設の更新や耐震化が十分に進んでいない状況にあります。

また、山間部などの給水人口が少ない簡易水道事業者については、多くが補助の対象とならない特定簡易水道に該当し、補助制度を活用できていない状況にあります。

水道施設の耐震化等の促進を図る確実な財源措置を講ずるため、資本単価要件等の緩和や簡易水道事業者に対する補助制度の充実など、水道事業者の現状に即した財政支援策の整備について、充実強化が図られるよう引き続き国に働きかけてまいります。

一方、公営企業である水道事業については、原則として独立採算により経営されるものであり、水道施設の維持管理に係る費用については、一義的には水道料金収入等によって賄われるべきものと考えます。

(要望)

(3) 人口減少に伴う水道事業の規模縮小により、水道事業に配置できる技術職員の減少

が懸念される中、県を中心として広域的な対応が必要である。については、水道施設の更新整備や耐震化に関する技術面での支援の充実、今後の水道事業経営の広域化等を推進すること。

(回答)

水道広域化について、県は、令和4年度に策定した「神奈川県水道広域化推進プラン」に基づき、多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、水道事業者と共に取組を推進してまいります。

この推進に当たり、県は、水道事業者の経営基盤強化に向けた取組に対し、技術面、経営面の助言により支援を行ってまいります。

山北町

1 足柄上地域の新たなゲートとなる山北スマートICについて

(要望)

「オアシス公園」「河内川ふれあいビレッジ」については、いずれも整備箇所が河川区域内であるため厳しい規制があり、町がめざすコンセプトに見合うような整備が困難な状況にある。町がめざす整備に向けて河川占用許可の柔軟な対応を行うこと。

また、県では、県西地域の観光スポットにおいて広域的な観光案内板を順次設置しているところであるが、山北スマートICを利用して山北町に来られた方を足柄上地域の観光スポットへ誘導する幹線道路への案内標識の設置について検討すること。

(回答)

足柄上地域の新たなゲートとなる山北スマートICの開通に合わせ、周辺施設の再整備や利活用による地域振興を図ることは、県としても大変重要であると考えています。

このため、町が令和4年度に設置したプロジェクト会議に県も参加し、IC周辺にある道の駅山北などの既存3施設の再整備に向けた必要な検討及び調整等を行っているところです。

町が進める、「オアシス公園」や「河内川ふれあいビレッジ」の再整備については、河川区域内のため、洪水の流下を妨げないこと、河川環境への影響を生じさせないことなどの制約もありますので、町のお考えも伺いながら、必要な助言を行ってまいります。

県は、引き続き、プロジェクト会議に参画し、IC周辺の施設が新たなゲートにふさわしくなるよう、町を取組を支援してまいります。

県西地域の観光スポットにおける広域的な観光案内板については、「未病改善スポット案内サイン」の設置に向けて、各市町と調整を進めており、山北町においては、令和7年度に設置することで合意をいただいているところです。

御提案いただいた足柄上地域の観光スポットへ誘導する幹線道路への案内標識の設置については、足柄上地域1市5町の首長及び県西地域県政総合センター所長で構成される協議会において、相談させていただきたいと考えています。

2 山北駅舎建替えに対する支援について

(要望)

山北駅建替えについて、JR東海からは、建設費用の差額分を山北町が負担するのであれば、町が希望する駅舎に建替えることは可能とのことであった。

県においては、地域公共交通の重要性や御殿場線沿線の活性化を鑑み、鉄道や路線バスの利用を促進する機能等を有する駅舎の建替えについて補助をすること。

(回答)

山北駅の駅舎の建替えに対する支援について、国では、地元市町村と鉄道事業者が連携して実施する、例えば、観光案内所の整備など、駅利用者の利便性等を向上させる施設に対して補助する制度を設けており、中央林間駅及び海老名駅など、県内でも多くの駅で活用されています。

また、県でも、エレベーターの設置に対する補助など、活用できる可能性がある補助制度がありますので、駅にどのような機能を持たせるのかといった、具体的な内容をお聞かせいただければ、御相談に応じてまいります。

開成町

1 県西地域の人口減少対策、人口流入の受け皿となる新市街地の形成等について

(要望)

県西地域の持続可能な発展には、他地域からの人口流入の受け皿となる良好な住環境を備えた新市街地の形成、移動の円滑化のための幹線道路ネットワークの形成が必要不可欠であることから、以下5点を要望する。

(1) 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業への財政支援や継続的な人的支援を行うこと。

(回答)

事業を進めていくにあたり、用地補償や道路設計等の専門的知識が欠かせないと考えられますので、そうした分野の人的支援については、引き続き「神奈川県及び市町村職員交流システム要綱」に基づく職員の交流制度の活用を基本に検討してまいります。

また、事業推進に必要な国からの交付金の確保については、しっかりと国との調整を図るなど、県としても町を支援してまいります。

(要望)

(2) (仮称)開成町南部第3地区の市街化編入に向けての適切な助言及び支援を行うこと。

(回答)

(仮称)開成町南部第3地区の市街化区域編入については、令和7年内の告示を目指している第8回線引き見直しにおいて、計画的な市街地整備の見通しが明らかとなった時点で、市街化区域へ編入する保留区域としての設定を予定しています。

告示後は、市街化区域編入に向けた都市計画手続を円滑に進めていくことができるよう、必要な助言を行うなど、町の取組に支援、協力してまいります。

(要望)

(3) (仮称) 開成町南部第3地区の新市街地形成において調整池の整備という制限を生じさせないための下流域における河川整備を行うこと。

(回答)

開成町南部第3地区の放流先にあたる仙了川では、時間雨量50mmに対応する護岸整備を下流から順次進めており、これまでに下栢山橋まで完了していますが、その上流は、未整備となっています。

現在、この未整備の区間については、まずは河川整備の内容を示す河川整備計画の検討を進めており、今後、町の御意見を伺いながら、早期策定を目指してまいります。

また、河川整備計画を策定し、整備が完了するまでには時間がかかりますので、それまでの間、現状の河川の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

なお、一般的に新市街地形成に伴い、雨水排水が増加するので、河川整備が完了した場合でも、防災調整池などの対策が必要となることがありますので、詳細については、町からの相談があれば、県としても対応してまいります。

(要望)

(4) 都市計画道路山北・開成・小田原線の開成町金井島地区・上延沢地区の未整備区間の整備を行うこと。

(回答)

都市計画道路山北開成小田原線のうち、県道712号(松田停車場)から北側区間は、未整備となっていますが、直近には平行して県道720号(怒田開成小田原)があり、この道路においては、狭小な区間や、沿線に瀬戸屋敷など町の観光拠点があることから、県は、交通の安全性の向上や、地域の活性化のため、県道720号(怒田開成小田原)の歩道整備などを優先して進めているところです。

令和5年度までに、瀬戸屋敷周辺の金井島地区において、地元合意が得られた180mの区間で歩道の整備が完了しており、金井島地区の残る70m区間と、延沢地区の480m区間についても、引き続き、地元調整などの御協力をお願いいたします。

(要望)

(5) 都市計画道路和田河原・開成・大井線(都市計画道路金子・開成・和田河原線)の未整備区間(県道711号から国道255号までの区間)の早期整備を行うこと。

(回答)

県道 74 号（小田原山北）から国道 255 号を結ぶ都市計画道路和田河原開成大井線及び都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間では、地元大井町の協力もいただきながら約 9 割の用地を取得できましたので、令和 5 年度には、J R 御殿場線との立体交差部の工事にも着手するなど、早期整備に努めております。

2 二級河川要定川の未改修区間の早期改修について

（要望）

要定川の改修工事は、池嶋橋架け替えを含む区間の改修が平成 25 年度に完了しているが、その上流部約 900m が未改修区間となっている。町では、未改修区間に隣接する旧町営住宅四ツ角団地の解体工事を進めており、これまで以上に河川改修を進めやすい状況になっている。この未改修区間は、上流部の市街化区域内の開発が進み、多量な降水量が一時的に流下することから溢水する恐れが高いため、既存宅地内を蛇行する狭小区間を早期に改修すること。

（回答）

要定川は、これまでに時間雨量 50mm に対応する護岸整備を下流から順次進め、現在、池嶋橋まで完了していますが、その上流については、未整備となっています。この未整備の区間については、河川整備の内容を示す河川整備計画の検討を進めています。

整備計画の策定にあたっては、町が進めている旧町営住宅四ツ角団地の解体工事など、周辺の土地利用状況を踏まえ、河道計画を検討してまいりますので、今後も、町の御意見を伺いながら、早期策定を目指してまいります。

なお、河川整備計画を策定し、整備が完了するまでには時間がかかりますので、それまでの間、現状の河川の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

箱根町

1 箱根湯本駅前における国道 1 号の交通渋滞対策について

（要望）

箱根町では箱根湯本駅前横断する歩行者について横断歩道に信号機を設置することで、歩行者の安全確保と交通渋滞の延伸は抑制できるものと推察し、交通管理者である県小田原署に投げかけたが、諸般の事情により「信号機は設置しかねる」等の回答を受けている。

このままでは箱根湯本駅前における交通渋滞は一層ひどくなるのが危惧され、生活への悪影響はもちろんのこと、持続可能な観光地になり得ず、生業にとっては正に死活問題となることから、改めて歩行者の横断制御策について再考し信号機を設置する、もしくは、渋滞箇所を回避するバイパスの整備や足柄幹線林道の県道昇格といった抜本的な交通渋滞対策に取り組むこと。

（回答）

御要望場所について、現在の車両交通量や道路環境を踏まえて信号機設置を検討した結果、仮に信号機を設置した場合でも、歩行者横断のために相当な時間において車両を停止させる必要があるため、抜本的な渋滞解消とはならず、また、現在、渋滞が発生していない時間帯において、横断者が少ない場合においても、車両が赤信号で停止しなければならなくなることとなり、時間帯によってはかえって渋滞を発生させる可能性も排除できません。

なお、令和6年年8月に行われた西湘地域首長懇談会では、箱根湯本の渋滞対策についても議論されたところ、箱根町長から「信号機設置により渋滞がなくなるというものではない」旨の指摘がなされ、渋滞解消の根本的な解決策としての信号機設置には疑問が呈されているところでもあります。

また、歩道幅員が歩行者交通量に対して狭く、歩行者が横断待ちをするための滞留場所が十分に確保できているとは言えない状況のため、横断歩道付近の歩道通行が困難になることや、横断待ちの歩行者が車道に溢れる状況になることに加え、歩道と車道の境界に設置されている柵の所々に空きがあるため、同所から歩行者が違法な横断をすることにより、重大な交通死亡事故の発生も懸念されることです。

したがって、上記の状況から、現在の道路状況では、信号機設置は困難と考えますが、渋滞解消に向けては、道路管理者や箱根町等の関係機関と情報共有を図り、引き続き連携した対応を取っていきたいと考えております。

国道1号の交通渋滞対策については、平成23年に箱根新道が無料開放され、交通の分散が図られるとともに、平成24年に箱根湯本駅前のペDESTリアンデッキを整備し、横断歩行者を減らすなどして、渋滞を緩和してまいりましたが、渋滞の解消には至っておらず、課題であるとは認識しています。

御要望がありましたバイパス整備については、温泉旅館や商店街などが多数立地している、この地域の土地利用の状況や、河川や鉄道に挟まれた地理的な制約など、非常に多くの課題があり、多額の費用も必要となります。

また、足柄幹線林道の県道昇格については、この道路は林業を営むために設置したものであり、一般の方々が利用する場合、林業への影響が生じるとともに、構造的にも、幅員が狭く、安全性が確保されておらず、さらに、「起終点が国道や県道と接続されている」という要件を満たしていないことなどから、困難であります。

こうした中、令和6年7月、箱根湯本駅前の交通渋滞対策を検討するため、県や町、警察などが一堂に会する打合せ会が設置されたところで、この場において、関係者間で課題を共有し、どのような対応が可能か検討してまいります。

2 重要文化財の保存修理にあたっての「国の継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化」の財政措置について

(要望)

国の「継承の危機に瀕する文化財保護の緊急強化」として施策を推進するという趣旨を踏

まえ、予算措置について、災害復旧分と通常分を別枠で計上するとともに、通常分においても所要額を確保するなど、財政措置の充実を図るよう国に強く働きかけること。

(回答)

文化財の保存修理に係る国の助成措置の充実については、県教育委員会として、十分な予算措置が講じられるよう、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

3 国道 138 号・県道 75 号（湯河原箱根仙石原線）交差点改良及び歩道設置について

(要望)

官民（町と地元関係者）が協議、連携しながらまちづくりを進める場として「仙石原まちづくりプラットフォーム」を創設したことや、はこね金太郎ラインの開通に伴う交通量の増加などを背景に、仙石原地域のまちづくりの観点からも本交差点改良の重要性が増している。また、令和 5 年度中には用地測量や一部敷地の用地取得が行われる等、具体的な動きが見られるなど地域の期待感は更に増していることから、引き続き早期に交差点改良を実現すること。

併せて、交差点改良時における歩道整備の際に、現行の電柱や電線の可能な範囲内で削減すること。

(回答)

仙石原交差点の改良については、これまでに設計や用地測量が完了し、令和 5 年度から、用地取得に着手しました。令和 6 年度は、引き続き、箱根町と連携して用地取得に取り組んでまいります。

なお、交差点改良にあわせた電柱や電線の削減については、現実的にどのようなことができるか電線管理者と検討を進めてまいります。

真鶴町

1 「神奈川消防庁」の設立について

(要望)

一般市町村にとって消防の広域化にはメリットがある。そのため、県内でも数多くの消防広域連携が実践されているが、県内では「事務の委託」方式がほとんどである。

消防を「事務の委託」で委ねた場合、「委託した地方公共団体の意見が受託事務の処理に反映されにくいこと、委託した団体が委託した事務の範囲においてその権限を失うこと」が指摘されている。

消防の広域化については国も強く推奨していることから、県が消防指令機能について県内一元化の枠組みを用意し、各市町村が現契約の終了後に順次合流した後に、県として「神奈川消防庁」の立ち上げを検討すること。

(回答)

県では、消防組織法の改正を受け、平成 20 年に「神奈川県消防広域化推進計画（以下「計画」という。）」を定め、この計画で政令市域を除く県域を 5 つの地区に分け、消防の広域化や消防指令業務の共同運用を推進しております。法に基づく消防の広域化は、市町村の自主的な取組を前提としているため、計画の 5 つの地区の設定にあたっては、市町村の意向や地域における消防の連携の実態などを踏まえて設定しております。

この計画に基づき、県は、広域化に係る課題の解決に向けた調整や広域化を促進する補助制度の創設などを通じて、市町村の自主的な広域化への取組を支援しており、すでにこの計画の枠組みの中で、4 つの組合せでの広域化、3 つの消防指令業務の共同運用が実現しております。

県としては、引き続き、この計画に基づく広域化、消防指令業務の共同運用の促進を図ってまいります。

また、ご指摘の「神奈川消防庁」といった形態は、市町村消防を原則とする現行の法制度では、法律に特別な定めがある東京都（23 区）を除き、実現は困難です。

そこで、県は、広域的な相互応援が必要な大規模災害時には、県の調整の下、県内 25 消防本部（当時）が一元的に連携して、応援、対処する「神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）」の枠組みを平成 28 年 4 月に整備しました。

県としては、現行の法制度の下で、最大限の連携の仕組みとして整備した「かながわ消防」をベースに、市町村の意見も伺いながら消防の連携と対応力の強化に努めてまいります。

2 上水道の管路や設備の管理を県営水道に外部委託することについて

(要望)

真鶴町をはじめ清川村、愛川町、山北町、松田町、開成町、大井町、中井町、湯河原町、箱根町などは、小規模自治体であるにもかかわらず、横浜市や川崎市と同様に自前で技術職員を雇って水道事業を展開しなければならず、今後維持することが難しくなることが予想される。

そこで、県営水道に「事務の代替執行」や「事務の委託」などを行うことができるような仕組みを構築すること。

(回答)

地方自治法に基づく「事務の代替執行」や「事務の委託」については、「神奈川県水道広域化推進プラン」が目指す多様な広域連携の方策のひとつであると考えています。

ただし、広域連携を進める前提として関係する水道事業者の合意が必要であり、県営水道との連携方策として検討していくには、水道事業者間で課題や効果に対する認識を共有することが重要になります。

広域連携の推進役である県として、希望する水道事業者がある場合には、これらの方策を選択するに至った検討プロセスや、想定している支援内容などをヒアリングさせてもらい

たいと考えます。

湯河原町

1 公共施設等総合管理計画の推進に係る財政支援の充実について

(要望)

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画等に位置付けられた公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、引き続き、効果的な財政支援の拡充を行うこと。

また、公共施設の安全確保の観点から、老朽化対策への財政支援を更に強化するとともに、事業期間が終了した「市町村役場機能緊急保全事業」は、町民合意を得るに十分な期間を設けた制度として、改めて創設すること。

(回答)

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等を円滑に進めるため、公共施設等の総合管理に対する新たな支援制度の創設や公共施設等適正管理推進事業債の財政支援の拡充について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

なお、国庫補助ではありませんが、市町村自治基盤強化総合補助金において、公共施設等総合管理計画の個別施設計画等に基づく施設統廃合事業や施設長寿命化・老朽化対策事業を設けています。

また、国の市町村役場機能緊急保全事業については、県としても延長の働きかけを行ってきた中で、令和2年度で終了となりましたが、緊急防災・減災事業債では、令和3年8月から災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設が対象に追加されました。

緊急防災・減災事業債については、令和7年度までの時限措置とされていますが、引き続き令和8年度以降も継続するように、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

2 地域手当の級地区分の見直し及び超過支給分に係る特別交付税減額措置の廃止について

(要望)

地域手当の級地区分決定にあたっては、隣接する自治体との支給割合に大きな格差が生じないように、地域手当の指定基準の見直しを国に働きかけること。

また、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害する恐れがあるため、廃止を国に働きかけること。

(回答)

地域手当の支給割合の見直しについては、令和6年8月の人事院勧告を踏まえて、令和7年4月から新制度が施行される見込みです。

また、総務省では、社会情勢等の変化に対応した地方公務員の給与のあり方が検討され、

地域手当の支給地域や支給割合のあり方については、令和6年10月に公表された報告書において、地方公務員においても、国家公務員と同様に見直すことが適当とされたところです。

県は、これまで国に対し、地域手当の支給地域の広域化について継続して要望しており、今回の見直しによって、一定の改善が図られたものと考えています。

なお、特別交付税の減額措置については、令和6年9月10日に行われた総務大臣による閣議後記者会見において、廃止が明言されました。

3 所有者不明土地等の管理に係る財政支援について

(要望)

所有者不明土地等の管理人の選任又は越境した竹木の伐採等に係る費用について、住民及び町村に費用負担が生じないよう財政措置を国に働きかけること。

民法改正により、所有者不明土地等について、財産管理制度の創設、相隣関係の見直しが行われたが、その対応に関する費用負担に係る財政措置がなく制度活用の促進が図られないため、費用負担を軽減する財政支援を国に働きかけること。

(回答)

所有者不明土地対策の財産管理等に関する財政措置については、国の補助制度が創設されていますので、必要に応じて御相談ください。

愛川町

1 水源環境保全再生施策の継続実施について

(要望)

県では良質な水の安定確保を目的として、平成19年度から20年間を全体計画期間とする「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」が、令和8年度をもって最終年度になる。

昨今の集中豪雨などによる土砂災害の頻発化や確保した森林の整備は令和9年度以降も続くため、その財源確保のためにも、水源環境保全再生施策を継続すること。

(回答)

県では、水源環境の保全・再生を図るため、平成9年度から水源の森林づくり事業に取り組み、平成19年度からは年間40億円程度の個人県民税の超過課税も活用しながら、取組を拡充させてきました。

令和6年3月には、県民会議から、本県の水源環境は危機的な状況から脱した一方、回復した状態を維持するための取組や、森林の植替えなど新たな課題への対応が必要との提言をいただきました。

そこで、県では、水源環境保全・再生施策を継続することを前提に、市町村等の御意見も伺いながら、現行施策のうち終了すべき事業や継続すべき事業、新たに取り組むべき事業について、検討を重ねているところです。

現在、必要となる事業費を算定していますが、現時点の積上げでも少なくとも年間30億

円を超える規模となっています。

県としては、引き続き、県民の皆様に、個人県民税の超過課税のご負担をお願いしたいと考えています。

今後、次世代に引き継ぐことができる持続可能な水源環境の実現に向け、県民の皆様や県議会、市町村の御意見を丁寧に向い、議論しながら検討を進めてまいります。

2 学校給食費無償化の早期実現について

(要望)

学校給食法は、給食に係る設備費などは自治体の負担とし、食材費は保護者負担と定めているが、コロナ禍や物価高騰が住民の暮らしを直撃し、子育て支援や貧困対策などとして給食費を無償化する自治体が増えてきている。

こうした中、財源などの問題で導入に踏み切れない自治体もあり、地域格差が生じていることから、国が主導して全国一律で無償化が実現できるよう働きかけを継続的に行うこと。

(回答)

県教育委員会では、給食費の無償化について、国の責任と財源で対応するよう要望しています。

3 残土規制について

(要望)

令和7年5月に予定されている区域指定では、町全域を宅地造成等工事規制区域に指定されるよう、町との連絡調整に取り組むとともに、盛土工事への指導に係る取組を強化すること。

また、盛土規正法の規制区域内で行う盛土等については、都市計画法に基づく開発許可事務と関連しているため、規制区域指定後の許可・検査・監督処分等の許認可事務については、県が一体の事務として行うこと。

(回答)

令和6年4月に公表した盛土規制法に基づく基礎調査結果において、愛川町全域を宅地造成等工事規制区域の候補区域としています。今後、令和7年4月の規制区域の指定に向けた取組を進めます。

盛土工事への指導に係る取組の強化として、県では、県警や愛川町も含む各市町村の関係部署とともに「盛土対策連絡会議」を設置し、盛土に関する情報を入手した際に速やかに関係者で情報共有を図る取組や、市町村ごとに県の関係課と問題がある盛土の是正に向けた調整を図る場を設けるなどの取組を進めています。引き続き、この会議を通じ、関係機関で連携して適切に取り組めます。

また、盛土規制法に基づく規制区域指定後の許認可事務については、都市計画法に基づく開発許可事務など盛土に関する関係法令の許認可事務との調整が必要になることや、これ

まで独自の条例で盛土の規制を行ってきた市町もあることなどから、引き続き愛川町を含む市町村などとの役割分担や連携方法を検討してまいります。

清川村

1 観光客に対する防災力強化に向けた支援について

(要望)

年間 200 万人超の観光客が訪れる宮ヶ瀬地区をはじめ、観光拠点における災害時帰宅困難者の安全な待機場所の確保に向け、市町村地域防災力強化事業費補助金を拡充すること。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」において、市町村が行う自助・共助・広域的な対応を図る取組に対して支援しており、「帰宅困難者・観光客用の避難施設の整備、避難施設の資機材・備蓄食料の整備」に係る取組についても補助対象としております。

補助制度の拡充も含めたさらなる支援策については、地域には様々なニーズがあることから、限られた財源の中で、どのような支援が効果的なのか、市町村の御意見を伺いながら、引き続き、検討してまいります。

2 宮ヶ瀬湖畔園地の活性化について

(要望)

DMO法人である宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を中心とした地域活性化に向け、宮ヶ瀬湖畔エリアのブランド化を進め、地元市町村・財団とより緊密に連携すること。

(回答)

県は、令和6年度から清川村や観光地域づくり法人（DMO）である公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団等と連携・協力しながら、宮ヶ瀬湖畔エリアのブランド化に向け、地域資源の洗い出しやヒアリング等を行っているところです。令和7年度は引き続き清川村や財団等と連携・協力しながら、地域のブランド化を通じて新たな価値を創り出すとともに、誘客企画の立案及び実証実験等を行ってまいります。

3 県道沿線の安全対策及び交通環境の維持について

(要望)

清川の主要幹線道路である県道 60 号及び県道 64 号の交通環境維持及び安全対策のため、歩行者安全対策の実施、沿線及び行政境界付近における除草及び樹木の剪定、二輪車運転者に対する交通安全対策を行うこと。

(回答)

歩行者の安全対策については、これまで、清川村や関係者と連携し、通学路で対策が必要な箇所に、防護柵やグリーンベルトを設置してきたところです。新たに対策が必要な具体的な箇所がございましたら、情報提供をいただき、防護柵の設置など、歩行者の安全確保につい

て、村と調整しながら検討してまいります。

沿線の除草及び樹木の剪定については、日常の道路パトロール等で、草木の繁茂などにより、通行の危険となる箇所を発見した場合は、速やかに除草等を実施しているところですが、具体の箇所がございましたら、情報提供をいただければ、早急な対応を図るなど、清川村とも連携し、交通環境の維持に努めてまいります。

なお、清川村内の道路のうち県道 60 号（厚木愛川）及び県道 64 号（伊勢原津久井）の行政境界付近においては、台風などの異常気象時に倒木などが予見されることから、定期的に伐採等の対応を行い、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

二輪車に対する交通安全対策については、道路管理者として、交通管理者や交通安全対策部局が行う啓発活動の取組に、必要な協力をしてまいります。